

# 亘理町障がい者プラン

第3期 障害者計画(改訂)

第7期 障害福祉計画

第3期 障害児福祉計画

令和6年3月

亘 理 町

～目次～

第1編 総論	1
第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景	3
2 近年の主な障害児者福祉施策の動き	4
3 計画の概要	9
4 計画の対象者	11
5 計画の期間	12
第2章 巨理町の現状	13
1 総人口の推移	13
2 障がい者の状況	14
3 難病者の状況	19
4 障がい者の雇用状況	22
5 各種支援・手当等の受給状況	23
6 障害支援区分認定者の状況	24
7 アンケート調査結果のポイント	26
8 ヒアリング調査結果のポイント	37
第3章 計画の基本方向	51
1 基本理念	51
2 基本目標	52
3 施策体系	53
4 障害福祉計画・障害児福祉計画のサービスの体系	54
第4章 計画の推進	55
1 計画の推進における基本姿勢	55
2 計画推進における役割分担	57
3 計画推進に向けた多様な連携の推進	58
4 計画の進行管理体制	60
5 計画の普及・啓発の推進	62
第2編 施策の展開	65
第1章 障がい者福祉の総合的な推進	67
基本目標1:思いやりとコミュニケーションの推進 —【啓発・広報】	67
1 啓発・広報活動の促進	67
2 情報のバリアフリー化	70
3 ボランティア活動の充実	72
基本目標2:自立した生活を支援する福祉の充実 —【生活支援】	73
1 生活支援体制の整備	73
2 生活の安定	75

基本目標3:生きがいを持った暮らしの推進 —【雇用・就労】	80
1 雇用・就労の促進	80
2 福祉的就労の促進	82
基本目標4:健康で生き生きとした暮らしの推進 —【保健・医療】	83
1 障がいの早期発見・早期対応	83
2 医療とリハビリテーションの充実	88
基本目標5:心豊かな暮らしの推進 —【スポーツ・芸術】	90
1 文化活動への参加の促進	90
2 スポーツ・レクリエーション活動等への参加促進	91
基本目標6:安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進—【生活環境】	92
1 福祉のまちづくりの推進(バリアフリーの推進)	92
2 移動・交通対策の推進	94
3 防災・防犯対策の推進	96
第2章 障害福祉サービスの推進	100
1 自立支援給付	100
2 地域生活支援事業	113
第3章 障害児福祉サービスの推進	117
1 障害児通所支援	117
2 障害児相談支援	119
3 その他の事業	120
第4章 本計画における重点事業	121
<b>第3編 計画の達成目標</b>	<b>125</b>
第1章 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	127
第2章 本町における障害福祉サービスの見込量	134
1 自立支援給付事業の実施状況及び見込量	134
2 地域生活支援事業の実施状況及び見込量	145
3 障がい児支援事業の実施状況及び見込量	149
<b>資料編</b>	<b>153</b>
■巨理町障害者計画等策定委員会	155
(1)設置要綱	155
(2)委員名簿	156



# 第1編

## 総論



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景

国では、昭和56年の「国際障害者年」を契機として、国際的な動向や我が国独自の事情を踏まえて、障害者の自立と社会参加の実現に向けた施策を計画的に推進してきました。

近年では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を制定し、障害者の権利擁護を推進しています。

障害福祉に関する制度としては、平成15年度に導入された「支援費制度」によって、障害福祉サービスの提供が利用者と事業者間の契約に基づいて行われることになり、利用者の自己決定に基づきサービスの利用ができるようになりましたが、同時に新たな課題も生じました。そのため、平成18年度に「障害者自立支援法」が施行され、障害種別(身体、知的、精神等)によらず一体的な制度の下での対応に変更されたほか、対象者に難病患者も加えられました。

こうした流れの中で、市町村においては、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

本町では、令和3年3月に「第3期障害者計画」(平成27年度～令和8年度)と「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」(令和3年度～令和5年度)を策定し、「亘理町障がい者プラン」として障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

今回2計画の計画期間が終了となることから、「第3期障害者計画」の中間見直しと改訂を行うとともに、「第7期障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」(令和6年度～令和8年度)を『亘理町障がい者プラン』として策定しました。

### ◎障害の表記について

国の法令や制度では、障害について“障害”と漢字で表記していますが、“障害”という言葉には否定的な意味合いが含まれていると感じる人も少なくないため、本町では、国の法令などに基づく制度名や固有名詞、町民からいただいたご意見などを掲載する場合などを除き、可能な限り、「障がい」という表記を使用することとします。

“障害福祉サービス”や“障害児福祉サービス”は法に規定されたサービスの総称であるため、「障害」と漢字で表記しますが、“障がい者施策”は本町における障がい者支援のための施策を意味するため、「障がい」と表記します。

“発達障害”や“学習障害”については医学上の用語として使用されることもあるため、「障害」と表記します。

また、アンケート調査の結果などについても、調査時の調査票の記載にしたがった表記となっています。

## 2 近年の主な障害児者福祉施策の動き

### (1) 主要な障害者施策の動向

国においては、令和3年5月に障害者差別解消法の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」として民間事業者の努力義務が法的義務になることなど、一部改正されました。障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となっています。

その後も障がい者に係る法律・制度の改正が進められており、近年の主な障害者制度改革の動向は以下のとおりです。

年	主要な障害者制度改革の動向
令和元年	○障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)改正
令和2年	○社会福祉法等の一部改正(重層的支援体制整備事業の創設など) ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の一部改正
令和3年	○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の一部改正(事業者による合理的配慮の義務化など) ○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)の施行
令和4年	○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)の施行 ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」「児童福祉法」「障害者雇用促進法」「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)」「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」等の一部改正
令和5年	○子ども家庭庁設置法、子ども基本法の施行



## (2)第5次障害者基本計画について

第5次障害者基本計画は国が取り組む障がい者施策の最も基本的な計画であり、計画の期間は令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間です。

共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去することを基本理念とした取組が進められています。

計画の推進に当たっては次の11の分野ごとに取組を進めることとしています。

### **1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止**

社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

### **2 安全・安心な生活環境の整備**

移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

### **3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実**

障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

### **4 防災、防犯等の推進**

災害発生時における障害特性に配慮した支援

### **5 行政等における配慮の充実**

司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

### **6 保健・医療の推進**

精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

### **7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進**

意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

### **8 教育の振興**

インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

### **9 雇用・就業、経済的自立の支援**

総合的な就労支援

### **10 文化芸術活動・スポーツ等の振興**

障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

### **11 国際社会での協力・連携の推進**

文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

### (3)第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し について

令和6年度を初年度とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和5年5月には、基本指針の一部改正が告示されました。

その主な内容は以下のとおりです。

#### 基本指針見直しの主なポイント

##### ■障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

##### ■発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

##### ■地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

##### ■障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底

##### ■「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設、障害福祉サービスの質の確保
- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

##### ■障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

##### ■よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

##### ■障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

##### ■障がいによる情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

【成果目標の見直し】（◆町で設定 ◇県で設定）

項目	国が示す成果目標
成果目標(1) 福祉施設の入所者の 地域生活への移行	◆令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から <u>5%以上削減</u> することを基本とする。
成果目標(2) 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの 構築(都道府県)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標を次のとおり設定する。 ◇精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を <u>325.3日以上</u> とすることを基本とする。 ◇令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。 ◇令和8年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ <u>68.9%以上</u> 、 <u>84.5%以上</u> 及び <u>91.0%以上</u> として設定することを基本とする。
成果目標(3) 地域生活支援の充実	◆令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、 <u>コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討</u> することを基本とする。 ◆令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、 <u>強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める</u> ことを基本とする。
成果目標(4) 福祉施設から 一般就労への移行など	◆令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の <u>1.28倍以上</u> にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については <u>1.31倍以上</u> 、就労継続支援A型事業については概ね <u>1.29倍以上</u> 、就労継続支援B型事業については概ね <u>1.28倍以上</u> を目指すこととする。 ◆ <u>就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上と</u> することを基本とする。 ◆就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の <u>1.41倍以上</u> とすることを基本とする。 ◆就労定着支援事業所のうち、就労定着率が <u>7割以上</u> の事業所を全体の <u>2割5分以上</u> とすることを基本とする。 ◇都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。

<p>成果目標(5) 障害児支援の 提供体制の整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。</li> <li>◆令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。</li> <li>◇各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、令和8年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。</li> <li>◆令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。</li> <li>◇令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。</li> <li>◇障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。</li> </ul>
<p>成果目標(6) 相談支援体制の充実・ 強化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。</li> <li>◆協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</li> </ul>
<p>成果目標(7) 障害福祉サービスなどの 質を向上させるための 取組に係る体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</li> </ul>

## 3 計画の概要

### (1)計画の性格

本計画の策定にあたっては、国の基本指針を踏まえ、県の方針や「第5次巨理町総合発展計画(後期基本計画)」「第9期巨理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「第2次健康わたり 21 健康増進計画」「巨理町子ども・子育て支援事業計画」などの各分野別計画と整合性を図り策定します。

#### ①障害者計画

「障害者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第3項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本方針や目標を総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障がい者のための最も基本的な計画です。

#### ②障害福祉計画

「障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」第 88 条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定されるものです。

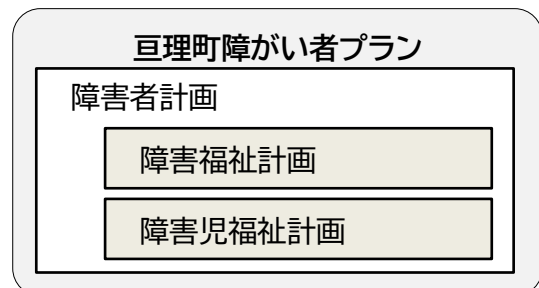
#### ③障害児福祉計画

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 第1項の規定に基づき、障害児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られることを目的に策定されるものです。「障害児福祉計画」は、「障害福祉計画」と一体のものとして策定することができるため、本町においても一体的に策定いたします。

#### 【策定の根拠法及び計画内容】

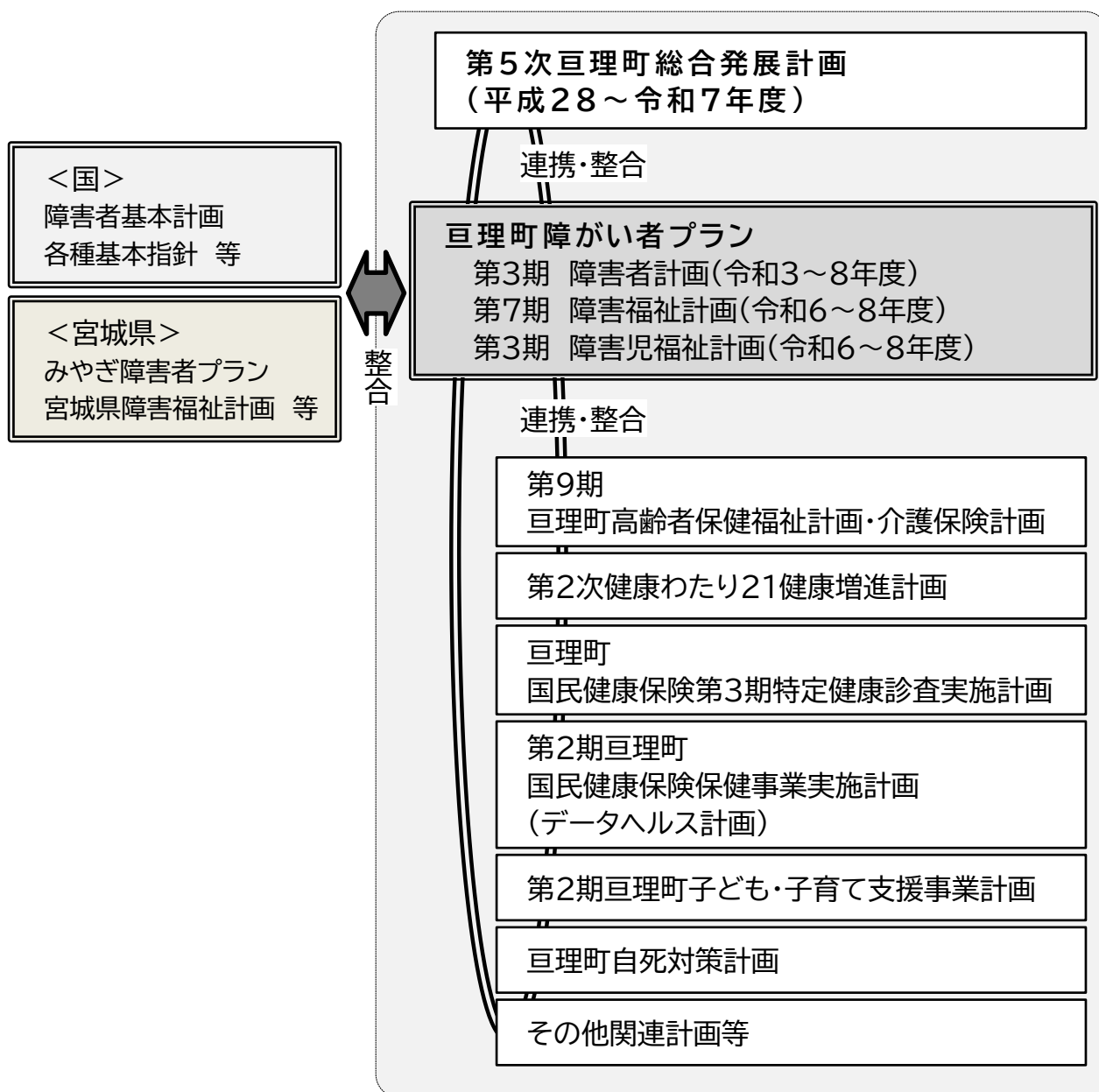
	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第 11 条第3項	障害者総合支援法 第 88 条第1項	児童福祉法 第 33 条の 20 第1項
内容	障がい者施策の基本的方向性について定める計画 (国の第5次計画は令和9年度まで)	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)

本町においては、「障害者計画」を障がい者及び障がい児を含む、町全体の障がい者施策を推進していくための総合的な計画として位置づけ、その中で特定のサービスの推進計画として「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を内包した形で一体的に3計画を策定します。



## (2)各種計画との関係

計画策定にあたっては、本町の総合発展計画における施策の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の計画、その他関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意するものです。



## 4 計画の対象者

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健、医療、福祉、教育などの対人サービスについては身体障がい(児)者、知的障がい(児)者・精神障がい者の他、難病患者、発達障害、高次脳機能障害などの新たな障がいも対象とします。

また、ノーマライゼーション社会の実現のためには全ての町民の理解と協力が必要であることから、本計画は全町民を対象としています。

### ○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

### ○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

### ○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)をいう。

### ○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

## 5 計画の期間

障害者計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間としており、今回、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定に合わせて見直しと改訂を行いました。

障害福祉計画、障害児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画です。

本計画を確実に実施していくために、関係各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で毎年計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

計画名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第5次巨理町総合発展計画(H28～R7)											
第3期 障害者計画(R3～R8)											
第7期 障害福祉計画(R6～R8)											
第3期 障害児福祉計画(R6～R8)											
第9期巨理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(R6～R8)											
第2次健康わたり21健康増進計画(H25～R4)											
巨理町国民健康保険 第3期特定健康診査実施計画(H30～R5)											
第2期巨理町国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画 H30～R5)											
第2期巨理町子ども・子育て支援事業計画(R2～R6)											
巨理町自死対策計画(R1～R5)											



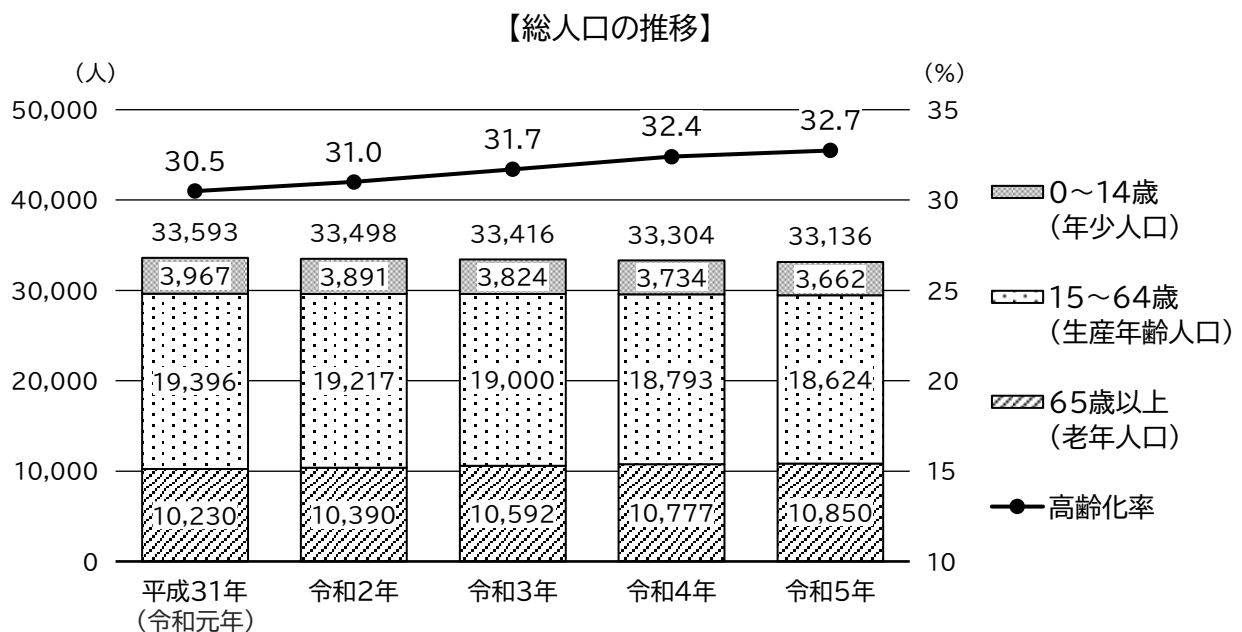
## 第2章 亙理町の現状

### 1 総人口の推移

総人口の推移をみると、平成31年(令和元年)以降緩やかに減少し、令和5年には33,136人と平成31年(令和元年)から457人の減少となっています。

0～14歳の年少人口(305人減)と15～64歳の生産年齢人口(772人減)は減少傾向にある一方、65歳以上の老年人口は増加が続き、令和5年には10,850人と平成31年(令和元年)から620人増加し、人口減少と少子高齢化が同時に進行しています。

また、高齢化率も30.5%から32.7%へ上昇しています。



資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

## 2 障がい者の状況

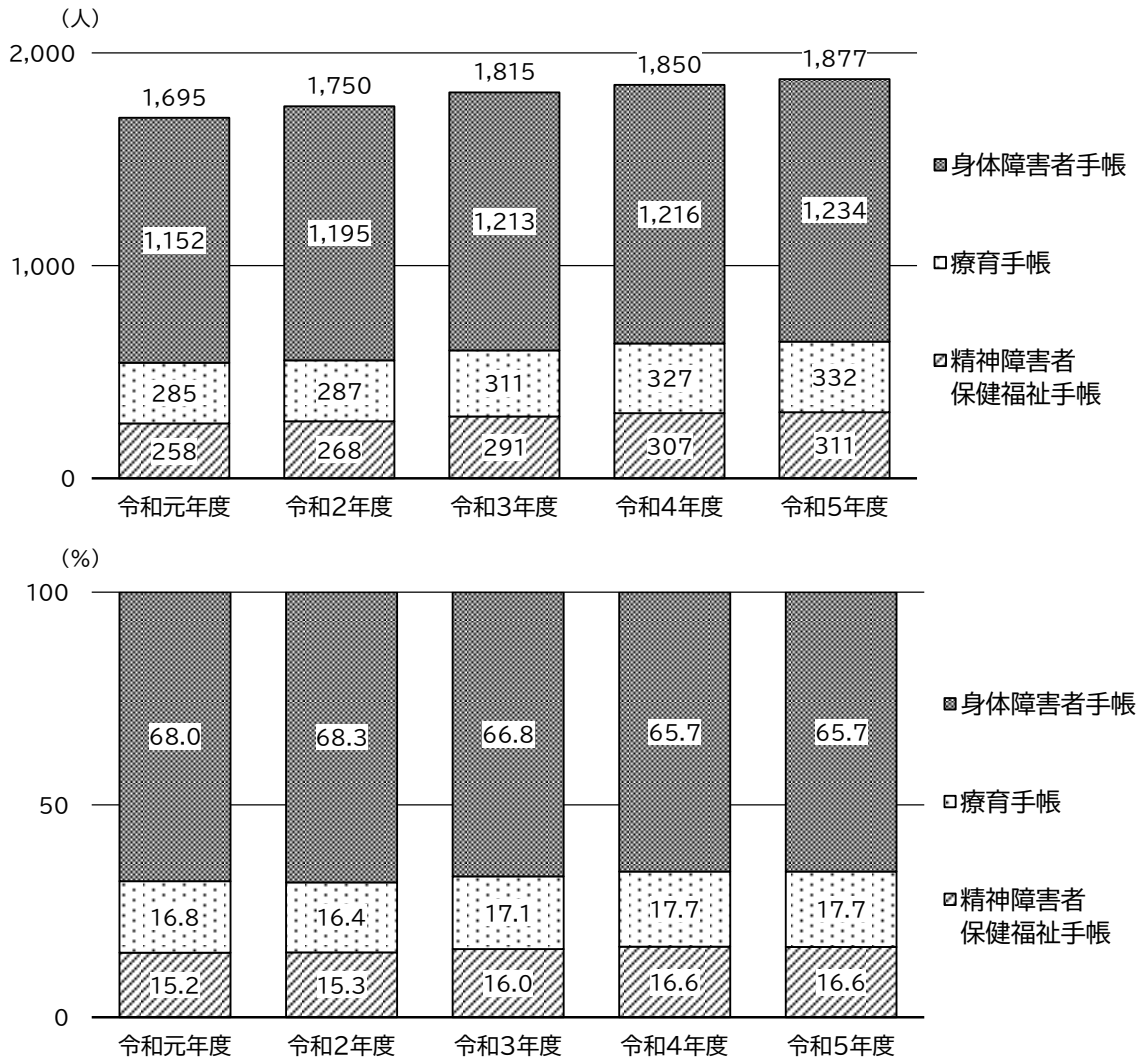
### (1) 障害者手帳の所持状況の推移

障害者手帳の所持状況の推移をみると、3手帳の合計数は増加傾向となっており、令和5年度には1,877人と令和元年度から182人の増加となっています。

その内、身体障害者手帳所持者は令和元年度から82人増、精神障害者保健福祉手帳所持者は令和元年度から53人増、療育手帳所持者は令和元年度から47人増となっています。

また、令和5年度でみると、身体障害者手帳所持者は全体の65.7%、療育手帳所持者は17.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者は16.6%と、身体障害者手帳所持者の割合が高くなっています。

【障害者手帳所持者の推移】



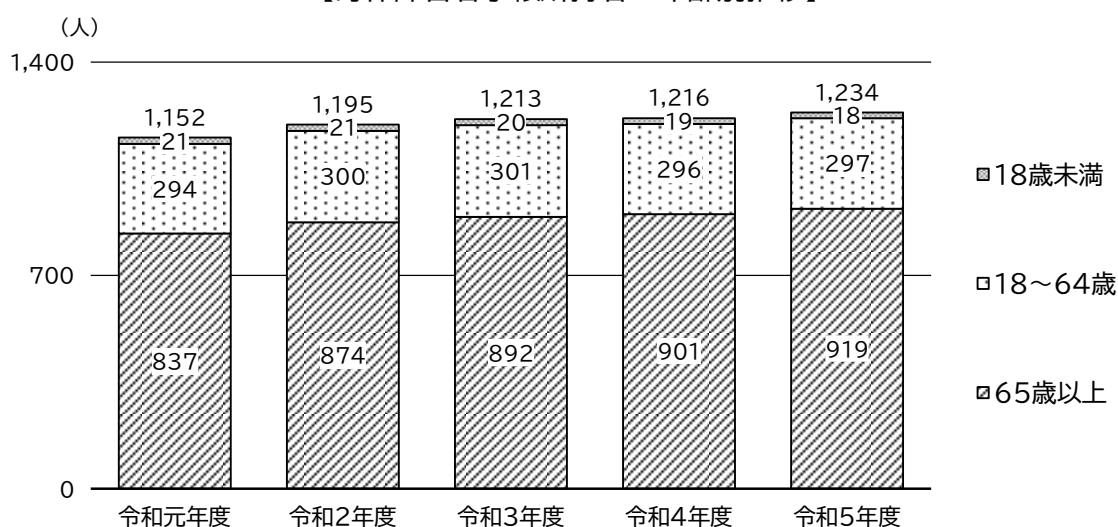
資料: 亘理町福祉課(各年度末3月31日現在) ※令和5年度は最新月末

## (2) 身体障がい者の状況

### ① 身体障害者手帳所持者の年齢別推移

身体障害者手帳所持者の年齢別の推移をみると、18歳未満は令和5年度には18人と令和元年度から3人の減少となっている一方、18～64歳は297人と3人の増加、65歳以上では919人と令和元年度から82人増加しています。

【身体障害者手帳所持者の年齢別推移】

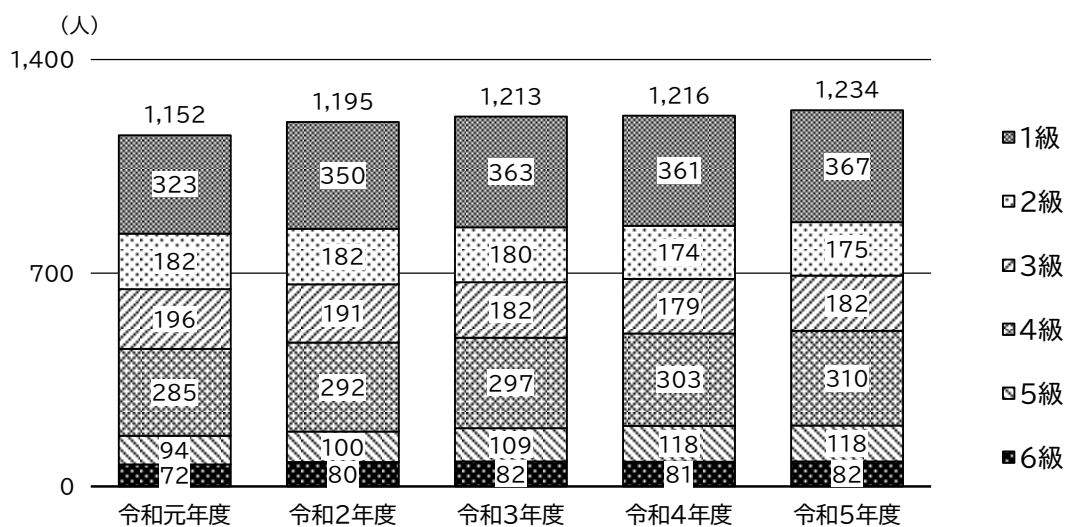


資料: 亘理町福祉課(各年度3月31日現在) ※令和5年度は最新月末

### ② 身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者の等級別の推移をみると、令和元年度以降、2級と3級以外は増加傾向となっており、特に1級(44人増)と4級(25人増)が多くなっています。

【身体障害者手帳所持者の等級別推移】



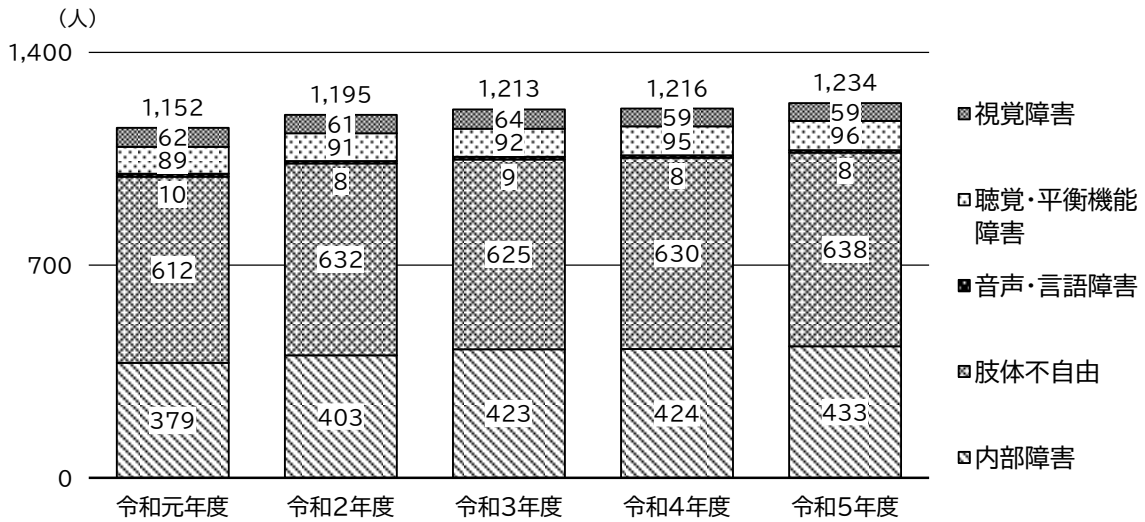
資料: 亘理町福祉課(各年度3月31日現在) ※令和5年度は最新月末

### ③身体障害者手帳所持者の障害の種類別推移

身体障害者手帳所持者の障害の種類別の推移をみると、令和元年度以降、視覚障害、音声・言語障害は微減、聴覚・平衡機能障害は微増で推移している一方、肢体不自由は26人の増加、内部障害は54人の増加となっています。

また、令和5年度でみると、肢体不自由が638人と最も多く、次いで内部障害の433人となっています。

【身体障害者手帳所持者の障害の種類別推移】



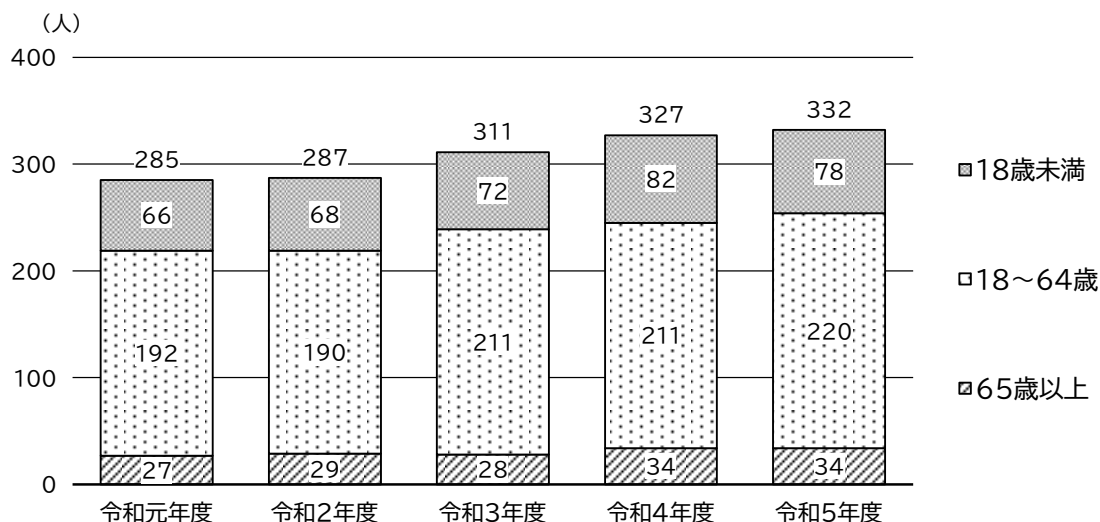
資料：巨理町福祉課(各年度3月31日現在) ※令和5年度は最新月末

### (3)知的障がい者の状況

#### ①療育手帳所持者の年齢別推移

療育手帳所持者の年齢別の推移をみると、18歳未満と65歳以上はほぼ横ばいで推移している一方、18～64歳は令和5年度には220人と令和元年度から28人増加しています。

【療育手帳所持者の年齢別推移】

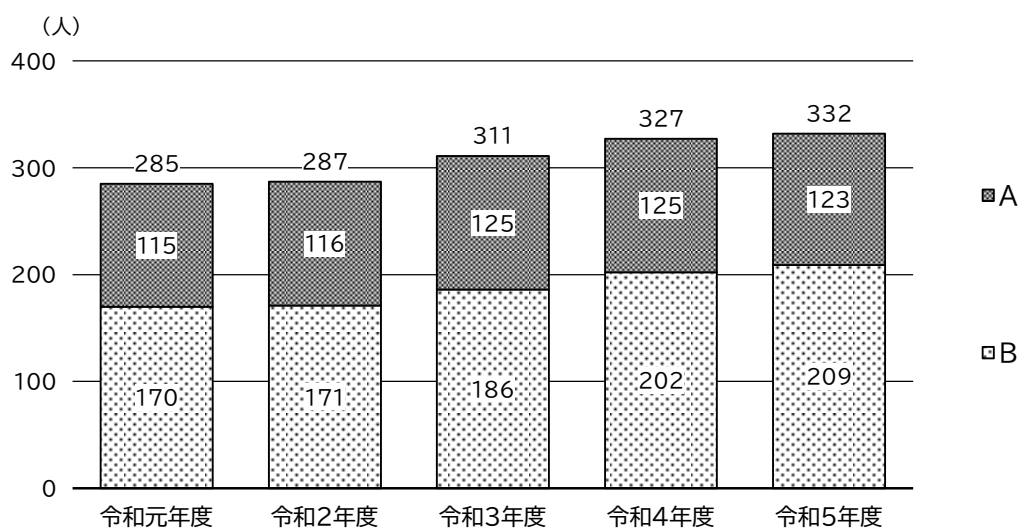


資料: 亘理町福祉課(各年度3月31日現在) ※令和5年度は最新月末

#### ②療育手帳所持者の等級別推移

療育手帳所持者の等級別の推移をみると、Aはほぼ横ばいで推移している一方、Bは令和5年度には209人と令和元年度から39人増加しています。

【療育手帳所持者の等級別推移】



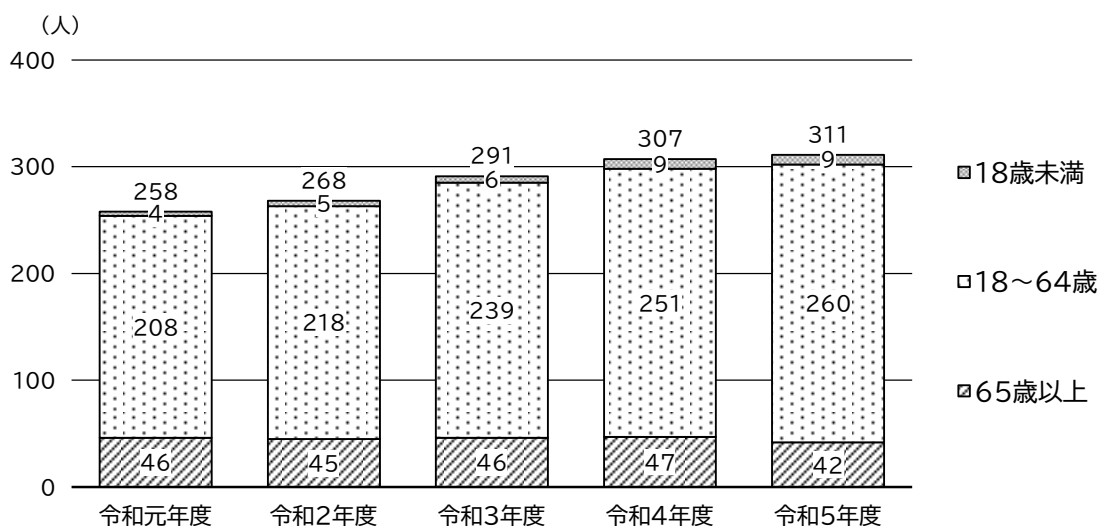
資料: 亘理町福祉課(各年度3月31日現在) ※令和5年度は最新月末

## (4)精神障がい者の状況

### ①精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別の推移をみると、18歳未満と65歳以上はほぼ横ばいで推移している一方、18～64歳は令和5年度には260人と令和元年度から52人増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移】

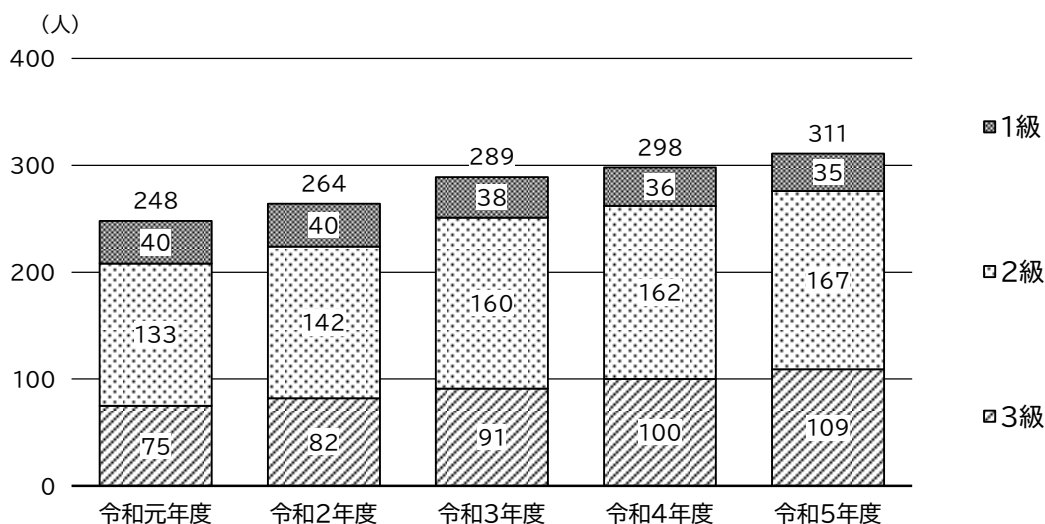


資料: 亘理町福祉課(各年度3月31日現在) ※令和5年度は最新月末

### ②精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移をみると、1級は横ばい(微減)である一方、2級は令和5年度に167人、3級は109人と、令和元年度からいずれも34人ずつ増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移】



資料: 亘理町福祉課(各年度3月31日現在) ※令和5年度は最新月末

### 3 難病者の状況

#### (1) 指定難病医療受給者の状況

指定難病医療受給者の推移をみると、受給者数は、令和4年度には 286 人となっており、62 種類の指定難病に該当し、特に多いのはパーキンソン病、潰瘍性大腸炎となっています。

【指定難病医療受給者の状況】

病名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
球脊髄性筋萎縮症	1人	1人	1人
筋萎縮性側索硬化症	4人	3人	2人
脊髄性筋萎縮症	1人	1人	1人
進行性核上性麻痺	5人	3人	1人
パーキンソン病	55人	52人	50人
大脳皮質基底核変性症	0人	2人	2人
ハンチントン病	1人	1人	1人
シャルコー・マリー・トゥース病	4人	3人	2人
重症筋無力症	6人	6人	7人
多発性硬化症／視神経脊髄炎	4人	5人	6人
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1人	0人	0人
封入体筋炎	0人	0人	1人
多系統萎縮症	3人	2人	3人
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	7人	6人	5人
ミトコンドリア病	1人	1人	1人
もやもや病	6人	6人	6人
プリオン病	0人	0人	0人
全身性アミロイドーシス	1人	1人	1人
天疱瘡	2人	1人	1人
膿疱性乾癬(汎発型)	2人	2人	2人
高安動脈炎	2人	2人	2人
巨細胞性動脈炎	2人	2人	2人
結節性多発動脈炎	1人	0人	0人
顕微鏡的多発血管炎	3人	4人	4人
多発血管炎性肉芽腫症	0人	0人	1人
好酸球性多発性血管炎性肉芽腫症	0人	1人	1人
全身性エリテマトーデス	16人	15人	15人
皮膚筋炎／多発性筋炎	8人	9人	11人
全身性強皮症	7人	7人	7人
混合性結合組織病	4人	4人	4人
シェーグレン症候群	3人	3人	4人
ベーチェット病	4人	3人	4人
特発性拡張型心筋症	9人	5人	4人

【指定難病医療受給者の状況(つづき)】

病名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肥大型心筋症	1人	1人	1人
再生不良性貧血	3人	3人	3人
特発性血小板減少性紫斑病	1人	3人	2人
IgA腎症	4人	5人	5人
多発性嚢胞腎	2人	4人	3人
黄色靭帯骨化症	5人	1人	2人
後縦靭帯骨化症	13人	7人	9人
広範脊柱管狭窄症	2人	1人	1人
特発性大腿骨頭壊死症	2人	3人	4人
下垂体性PRL分泌亢進症	0人	0人	0人
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4人	2人	3人
下垂体前葉機能低下症	6人	7人	6人
サルコイドーシス	8人	9人	7人
特発性間質性肺炎	5人	3人	2人
肺動脈性肺高血圧症	1人	2人	2人
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	0人	0人	0人
網膜色素変性症	5人	5人	5人
原発性胆汁性肝硬変	5人	5人	6人
自己免疫性肝炎	1人	1人	1人
クローン病	16人	14人	15人
潰瘍性大腸炎	47人	40人	40人
好酸球性消化管疾患	1人	0人	0人
筋ジストロフィー	1人	1人	1人
前頭側頭葉変性症	0人	2人	2人
類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	2人	2人	2人
心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1人	1人	1人
ファロー四徴症	0人	1人	1人
両大血管右室起始症	1人	1人	1人
アルポート症候群	1人	1人	1人
一次性ネフローゼ症候群	1人	2人	2人
紫斑病性腎炎	1人	1人	0人
肺胞低換気症候群	1人	1人	1人
強直性脊椎炎	1人	2人	1人
クローンカイト・カナダ症候群	0人	0人	0人
胆道閉鎖症	1人	1人	1人
IgG4関連疾患	1人	1人	1人
好酸球性副鼻腔炎	1人	1人	2人
合計	308人	285人	286人

資料:仙台保健福祉事務所



## (2)小児慢性特定医療受給者の状況

小児慢性特定医療受給者の推移をみると、受給者数は、ほぼ横ばいで推移し、令和4年度には27人となっています。

【小児慢性特定医療受給者の状況】

病名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
悪性新生物	5人	5人	3人
慢性腎疾患	4人	3人	3人
慢性呼吸器疾患	1人	2人	2人
慢性心疾患	7人	4人	4人
内分泌疾患	7人	3人	3人
膠原病	1人	1人	1人
糖尿病	5人	4人	5人
先天性代謝異常	1人	0人	0人
血液疾患	0人	0人	0人
免疫疾患	0人	0人	0人
神経・筋疾患	1人	1人	1人
慢性消化器疾患	2人	1人	1人
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1人	1人	1人
皮膚疾患	0人	0人	0人
骨系統疾患	2人	1人	2人
脈管系疾患	1人	1人	1人
合計	38人	27人	27人

資料:仙台保健福祉事務所

## 4 障がい者の雇用状況

宮城県内の民間企業における障がい者の雇用状況の推移をみると、実雇用率は令和2年の 2.17%から、令和3年、4年では 2.21%に上昇し、法定雇用率の 2.2%を上回っています。

一方、法定雇用率である 2.2%を達成した企業の割合は令和2年の 51.4%から令和4年には 50.2%と 1.2%減少し、法定雇用に不足する人数は 1,225.5 人(95.5 人増)となっています。

【宮城県内の民間企業における障がい者の雇用率等の推移】

	令和2年	令和3年	令和4年
企業数	1,529 社	1,593 社	1,615 社
障がい者数	6,235.0 人	6,414.5 人	6,477.5 人
重度障がい者数	1,217 人	1,219 人	1,201 人
実雇用率	2.17 %	2.21 %	2.21 %
達成企業数	786 社	808 社	810 社
達成企業の割合	51.4 %	50.7 %	50.2 %
法定雇用に不足する人数	1,130.0 人	1,261.5 人	1,225.5 人

資料：仙台公共職業安定所(各年 6 月 1 日現在)

## 5 各種支援・手当等の受給状況

### (1) 自立支援医療、心身障害者医療費助成制度受給者の推移

自立支援医療(精神通院)の受給者数は、微増しており令和5年度には 498 人と令和元年度から 39 人増加しています。

自立支援医療(更生医療)の受給者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

心身障害者医療費助成制度の受給者数は、微減しており令和5年度には 589 人と令和元年度から 28 人減少しています。

【自立支援医療、心身障害者医療費助成制度受給者の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援医療(精神通院) (基準日:各年度末日)	459 人	400 人	487 人	519 人	498 人
自立支援医療(更生医療) (基準日:各年度末日)	35 人	40 人	37 人	44 人	34 人
心身障害者医療費助成制度 (基準日:各年度 10 月1日)	617 人	620 人	611 人	594 人	589 人

資料: 巨理町福祉課 ※令和5年度は最新月末

### (2) 各種福祉手当支給者の推移

特別障害者手当の受給者数は微減しており、令和5年度には 20 人と、令和元年度から 10 人減少しています。

障害児福祉手当の受給者数も微減しており、令和5年度には9人と、令和元年度から 5 人減少しています。

特別児童扶養手当の受給者数は増加傾向にあり、令和5年度には 91 人と、令和元年度から 23 人増加しています。

【各種福祉手当支給者の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別障害者手当	30 人	25 人	24 人	20 人	20 人
障害児福祉手当	14 人	12 人	9 人	7 人	9 人
特別児童扶養手当	68 人	67 人	80 人	94 人	91 人

資料: 巨理町福祉課、子ども未来課(各年度3月 31 日現在) ※令和5年度は最新月末

## 6 障害支援区分認定者の状況

### (1) 障害支援区分認定者の推移

障害支援区分認定者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

【障害支援区分認定者の推移】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者	区分1	0人	0人	1人	2人	2人
	区分2	6人	7人	8人	5人	5人
	区分3	11人	8人	11人	8人	9人
	区分4	5人	5人	12人	13人	15人
	区分5	12人	9人	12人	14人	15人
	区分6	26人	22人	27人	19人	19人
	小計	60人	51人	71人	61人	65人
知的障害者	区分1	2人	0人	0人	0人	0人
	区分2	16人	17人	17人	21人	25人
	区分3	37人	28人	32人	23人	26人
	区分4	33人	22人	35人	31人	32人
	区分5	16人	12人	14人	12人	13人
	区分6	12人	9人	11人	10人	10人
	小計	116人	88人	109人	97人	106人
精神障害者	区分1	1人	0人	0人	4人	4人
	区分2	27人	30人	31人	22人	27人
	区分3	14人	15人	16人	13人	16人
	区分4	4人	5人	6人	8人	8人
	区分5	1人	1人	2人	2人	2人
	区分6	0人	0人	0人	1人	1人
	小計	47人	51人	55人	50人	58人
難病等の患者	区分1	0人	0人	0人	0人	0人
	区分2	0人	0人	0人	0人	0人
	区分3	0人	0人	0人	0人	0人
	区分4	0人	0人	0人	0人	0人
	区分5	0人	0人	0人	0人	0人
	区分6	0人	0人	0人	0人	0人
	小計	0人	0人	0人	0人	0人
合計	223人	190人	235人	208人	229人	

資料：巨理町福祉課（各年3月31日現在） ※令和5年度は最新月末

#### ※障害支援区分

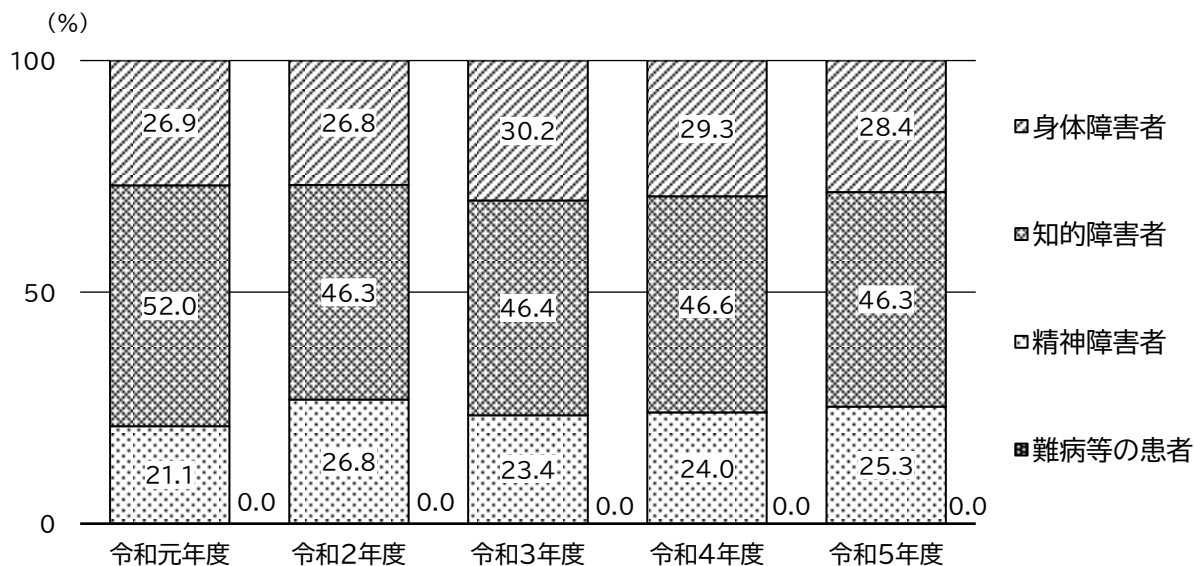
障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がい者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分のことを「障害支援区分」といいます。

障害支援区分は、介護給付の必要度に応じて適切なサービスが利用できるよう、障がい者等に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6のほうが必要度が高い）をいいます。

## (2)障害支援区分認定者の障害別構成比の推移

障害支援区分認定者の障害別構成比をみると、知的障害者の占める割合が高く、令和5年度には知的障害者の割合が46.3%となっています。

【障害支援区分認定者の障害別構成比の推移】

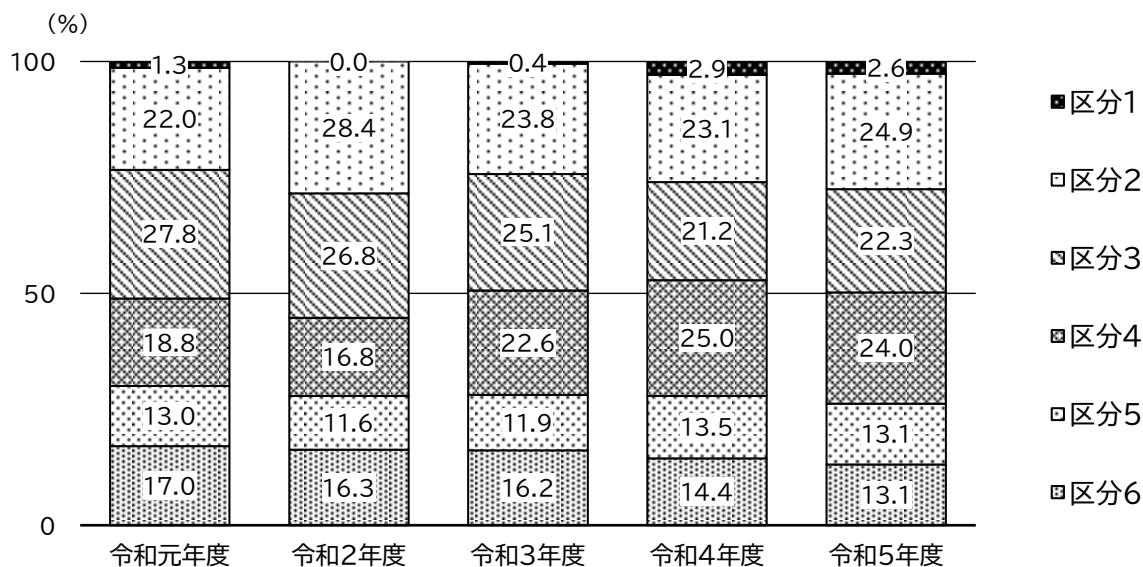


資料: 巨理町福祉課(各年3月31日現在) ※令和5年度は最新月末

## (3)障害支援区分認定者の区分別構成比の推移

障害支援区分認定者の区分別構成比をみると、令和3年度以降は区分2、区分3、区分4はおおむね2割台を推移しています。

【障害支援区分認定者の区分別構成比の推移】



資料: 巨理町福祉課(各年3月31日現在) ※令和5年度は最新月末

## 7 アンケート調査結果のポイント

### (1)調査概要

#### ①調査の目的

次期障害福祉計画策定に向けた基礎資料とするために本アンケート調査を実施しました。

本調査は、計画策定や施策推進に役立てるために、各種障害者手帳を所持されている町民を対象に、障害福祉サービスの利用実態や障がい福祉に関する意識、意向などについて確認しました。

#### ②調査の実施状況

##### ■調査期間

令和5年6月～7月

##### ■調査方法

郵送による配布・回収

##### ■回収状況

	障がい者向け調査	障がい児向け調査
調査対象	18歳以上の障がい者ご本人	障がい児(その保護者)
配布数等	707票	93票
回収数	385票	46票
有効回答率	54.5%	49.5%

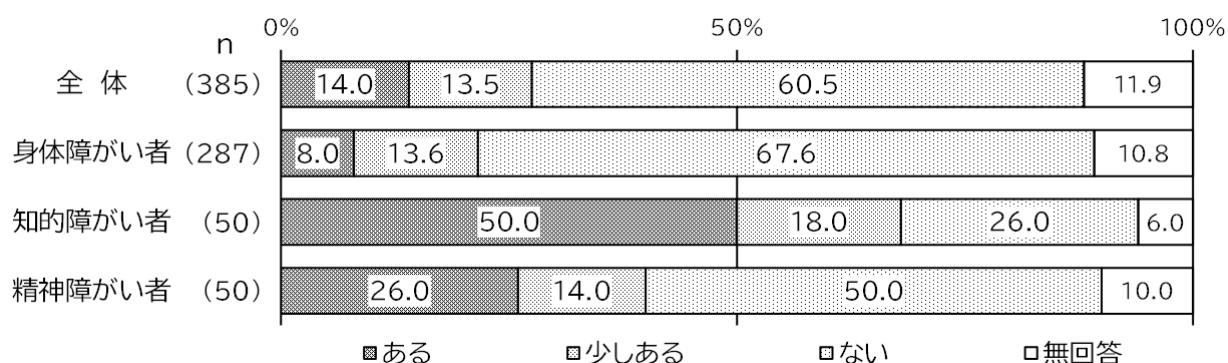
## (2) 調査結果のポイント

### ① 障がいによる差別などの経験

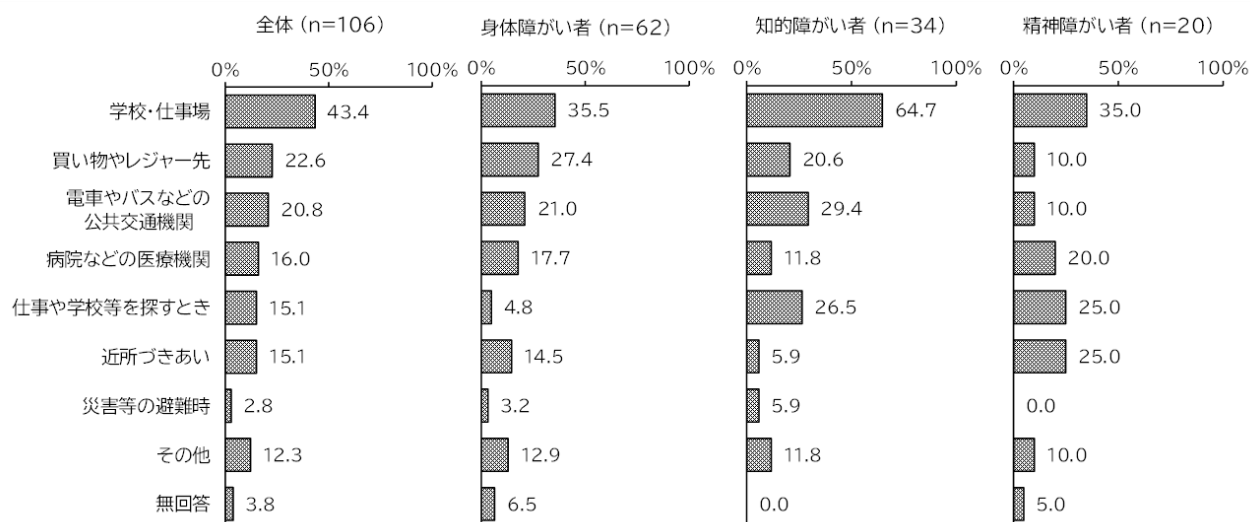
障がい者本人の障がいによる差別などの経験は全体では“ある”人が 14.0%となっています。身体障がい者では 21.6%ですが、精神障がい者では 40.0%、知的障がい者では 50.0%と“ある”人が約半数を占めています。

差別や嫌な思いをした場所は「学校・仕事場」(43.4%)、「買い物やレジャー先」(22.6%)、「電車やバスなどの公共交通機関」(20.8%)、「病院などの医療機関」(16.0%)などとなっています。知的障がい者では「学校・仕事場」が 64.7%と特に多くなっています。

【障がいによる差別などの経験／障がい者本人】



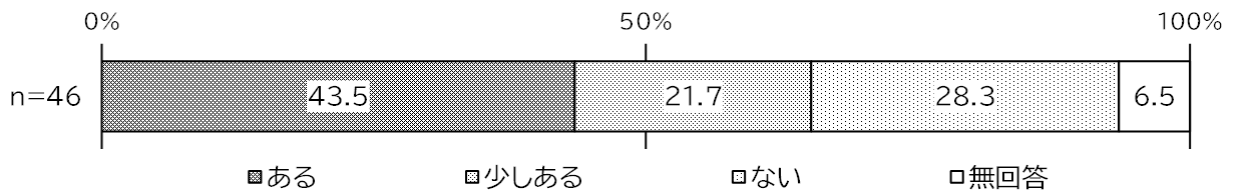
【差別や嫌な思いを感じた場所／障がい者本人】



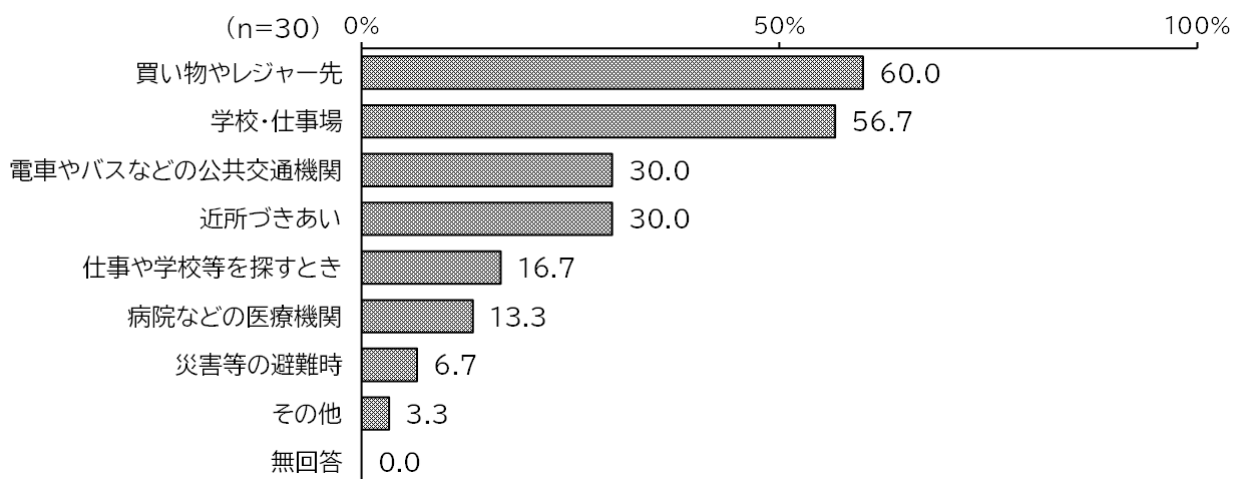
障がい児の保護者では、「ある」が 43.5%と最も多く、「少しある」(21.7%)と合わせた“ある”人は 65.2%と「ない」(28.3%)を大きく上回っており、障がい者本人を 37.7 ポイント上回っており、差別などを感じる機会が多いことがうかがえます。

差別や嫌な思いをした場所は「買い物やレジャー先」(60.0%)、「学校・仕事場」(56.7%)、「電車やバスなどの公共交通機関」(30.0%)、「近所づきあい」(30.0%)などとなっています。

【障がいによる差別などの経験／障がい児の保護者】



【差別や嫌な思いをした場所／障がい児の保護者】



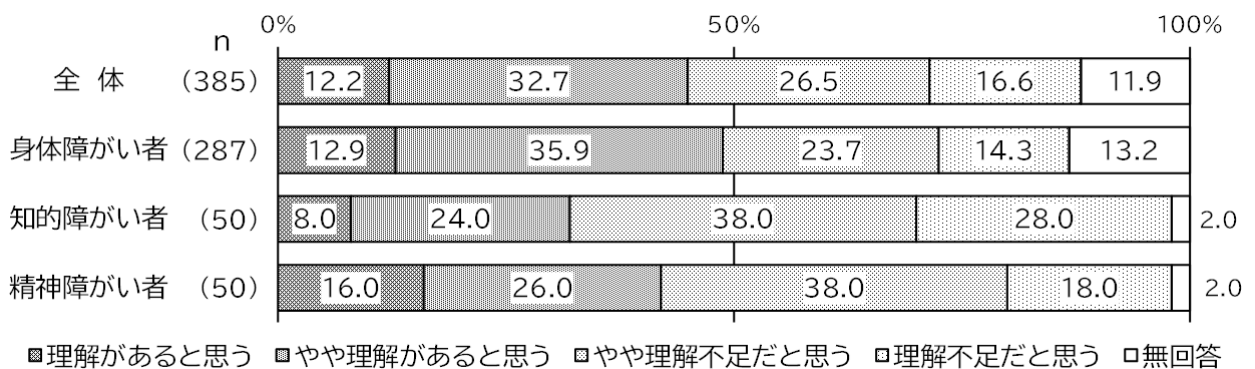


## ②地域の障がい者に対する理解の度合いについて

障がい者本人の地域の障がい者に対する理解度は、全体では「やや理解があると思う」が32.7%と最も多く、「理解があると思う」(12.2%)を合わせた“理解があると思う”は44.9%となっています。一方、“理解不足だと思う”(「やや理解不足だと思う」と「理解不足だと思う」の合計)は43.1%で、“理解があると思う”の方が1.8ポイント上回っています。

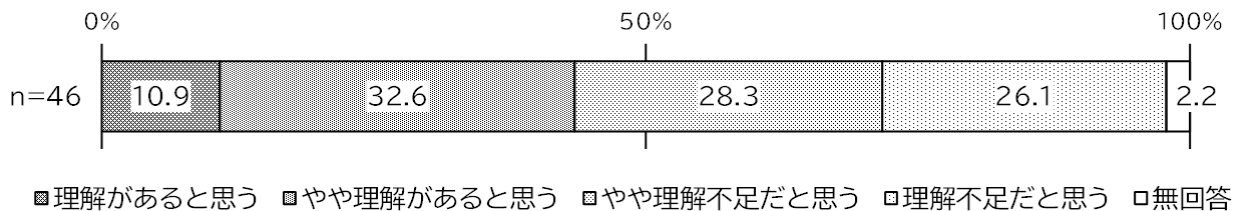
障がい別にみると、身体障がい者と知的障がい者では“理解があると思う”が“理解不足だと思う”をやや上回っていますが、精神障がい者では“理解不足だと思う”が66.0%を占めており、障がいの種類によって地域の理解度への感じ方に大きな違いがみられます。

【地域の障がい者に対する理解度／障がい者本人】



障がい児の保護者では、全体では「やや理解があると思う」が32.6%と最も多く、「理解があると思う」(10.9%)を合わせた“理解があると思う”は43.5%となっています。一方、“理解不足だと思う”(「やや理解不足だと思う」と「理解不足だと思う」の合計)は54.4%で、“理解があると思う”の方が10.9ポイント上回っています。

【地域の障がい者に対する理解度／障がい児の保護者】

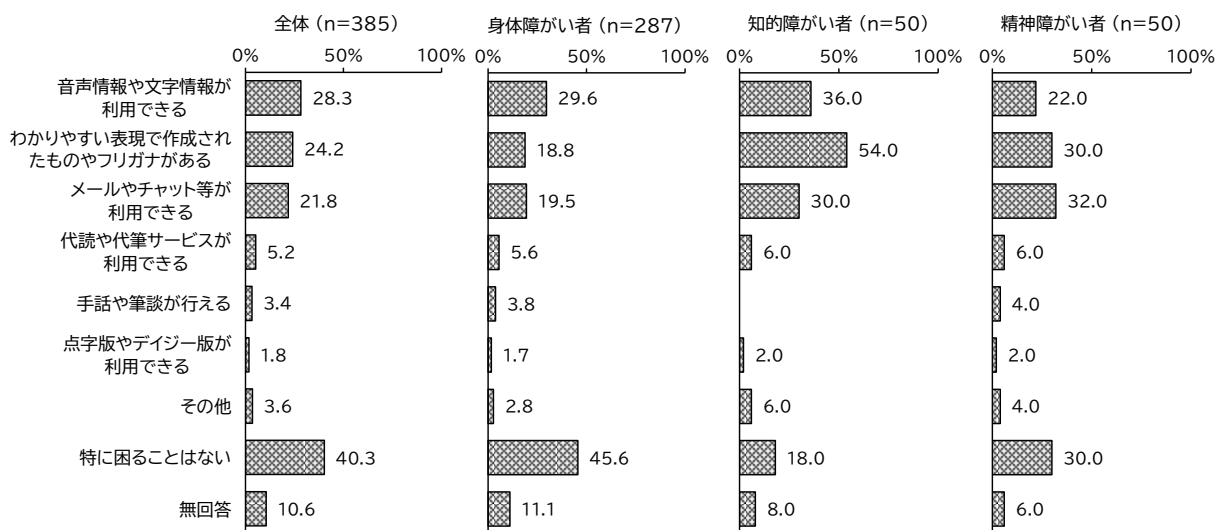


### ③情報入手やコミュニケーションの困難さ

障がい者本人の情報入手やコミュニケーションに必要なことは、全体では「音声情報や文字情報が利用できる」(28.3%)、「わかりやすい表現で作成されたものやフリガナがある」(24.2%)、「メールやチャット等が利用できる」(21.8%)などとなっています。

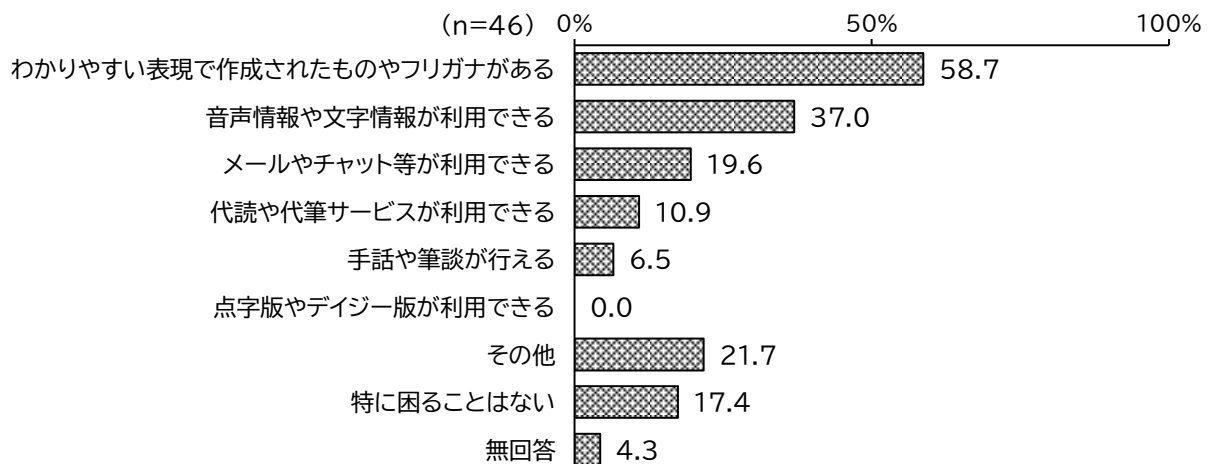
障がい別にみると、身体障がい者では「特に困ることはない」が 45.6%を占めていますが、知的障がい者では「わかりやすい表現で作成されたものやフリガナがある」(54.0%)、精神障がい者では「メールやチャット等が利用できる」(32.0%)が最も多く、障がいの種類によって困難さや必要なことに違いがみられます。

【情報入手やコミュニケーションの困難さ／障がい者本人】



障がい児の保護者では、「わかりやすい表現で作成されたものやフリガナがある」が 58.7%と最も多く、以下「音声情報や文字情報が利用できる」(37.0%)、「メールやチャット等が利用できる」(19.6%)、「代読や代筆サービスが利用できる」(10.9%)などとなっています。

【情報入手やコミュニケーションの困難さ／障がい児の保護者】

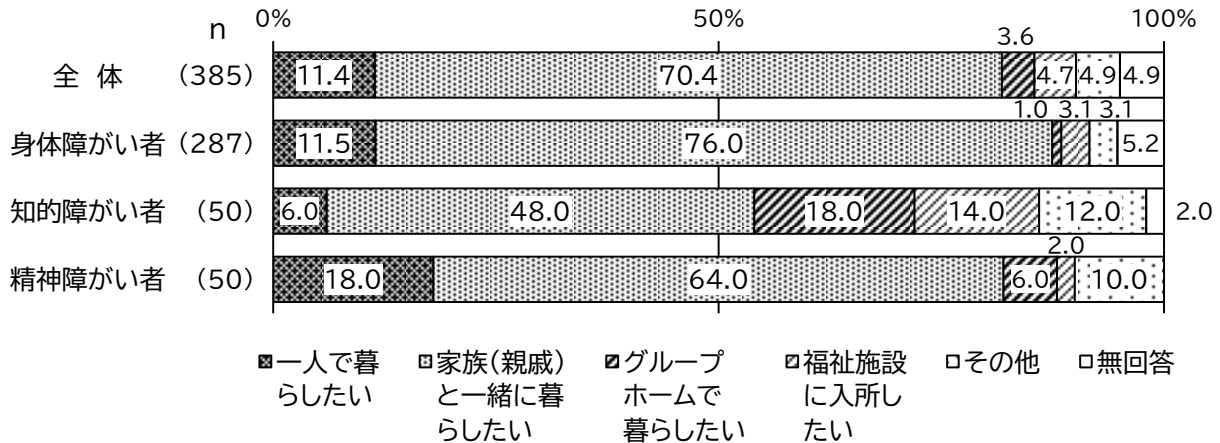


#### ④今後の生活の希望

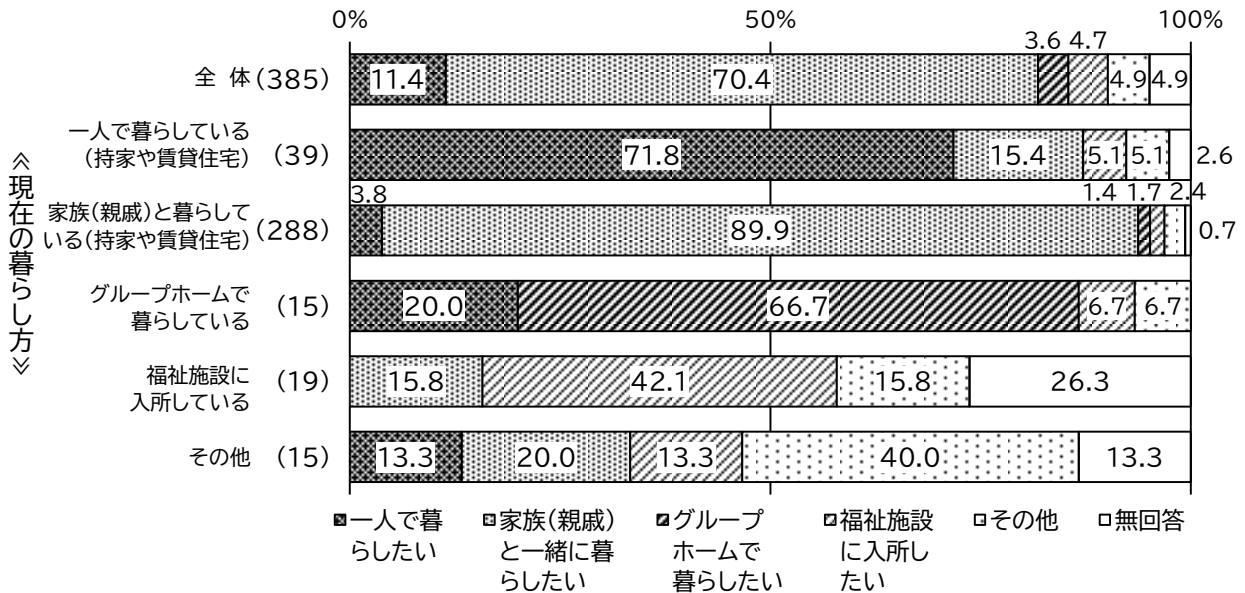
障がい者本人の今後3年以内の暮らし方の希望は、全体では「家族(親戚)と一緒に暮らしたい」が70.4%と最も多く、以下「一人で暮らしたい」(11.4%)、「福祉施設に入所したい」(4.7%)、「グループホームで暮らしたい」(3.6%)となっています。

障がい別にみると、いずれも「家族(親戚)と一緒に暮らしたい」が多いものの、「現在の暮らし方」より下回り、なかでも知的障がい者は48.0%と、現在の生活状況(66.0%)より18.0ポイント下回っています。

【今後3年以内の生活の希望／障がい者本人】

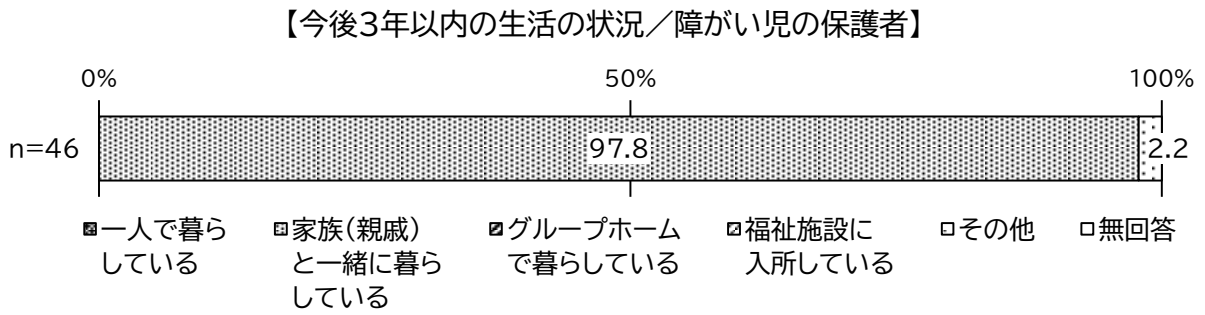


【現在の生活状況別／障がい者本人】



《今後3年以内の暮らし方の希望》

障がい児の保護者では、「家族(親戚)と一緒に暮らしている」が97.8%を占めています。



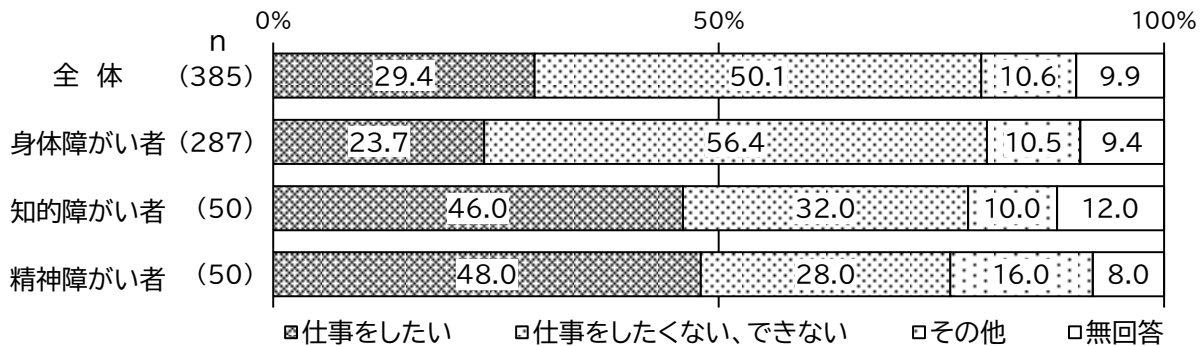
## ⑤今後の就業希望

障がい者本人の今後の就業希望は、全体では「仕事をしたくない、できない」が 50.1%と半数を占め、「仕事をしたい」(29.4%)を大きく上回っています。

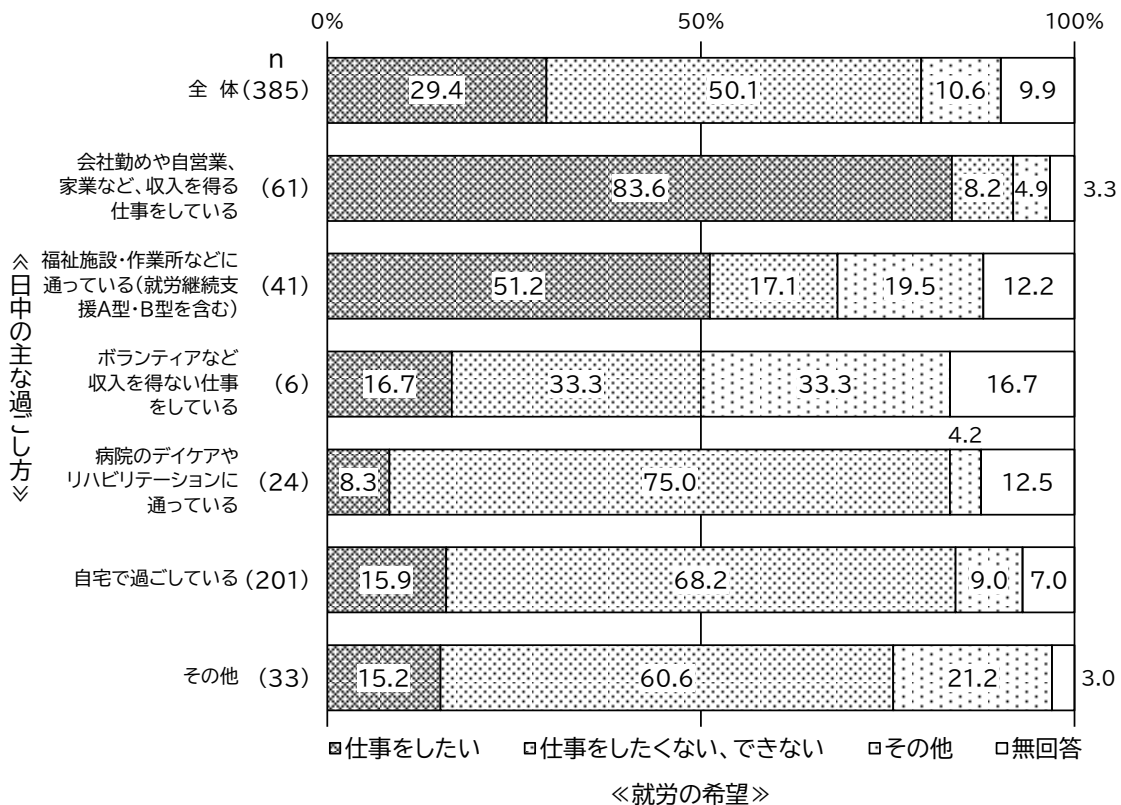
障がい別にみると、知的障がい者と精神障がい者では「仕事をしたい」が5割近くを占めていますが、身体障がい者では「仕事をしたい」(23.7%)に対し、「仕事をしたくない、できない」が 56.4%を占めており、他の障がいに比べ、かなり高くなっています。

平日の主な過ごし方別にみると、会社勤めや自営業、家業など、収入を得る仕事をしている人は 83.6%が「仕事をしたい」と回答しています。また、福祉施設・作業所などに通っている人は 51.2%が「仕事をしたい」と回答している一方、17.1%は「仕事をしたくない、できない」と回答しており、就労継続が難しい人が一定数存在していることがうかがえます。自宅で過ごしている人では、15.9%が「仕事をしたい」と回答しています。

【今後の就業希望／障がい者本人】



【平日の主な過ごし方別 今後の就業希望／障がい者本人】



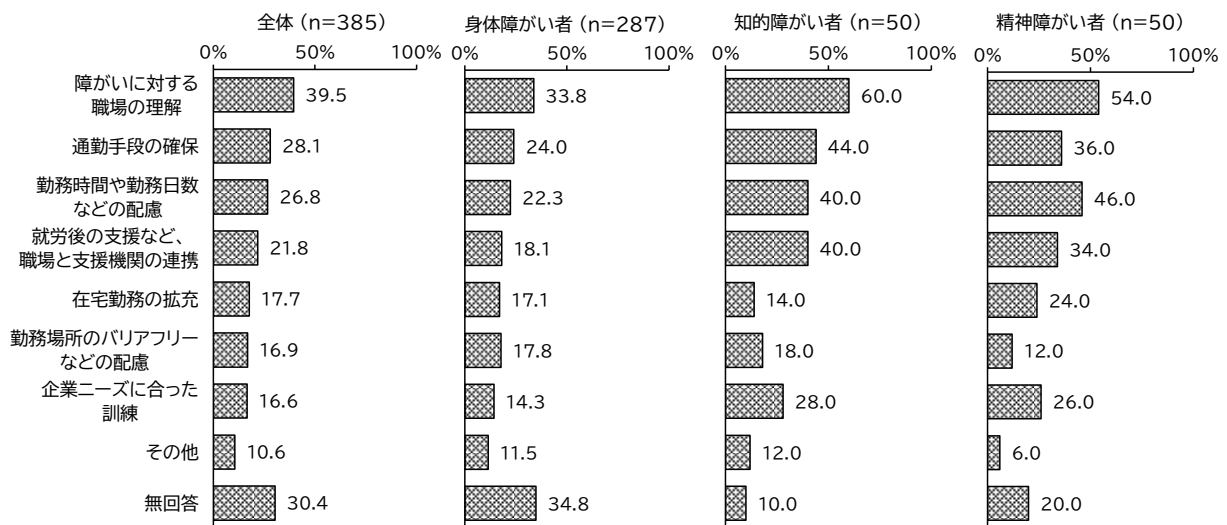
## ⑥障がい者の就労支援に期待すること

障がい者本人に必要な就労支援は、全体では「障がいに対する職場の理解」が 39.5%と最も多く、以下「通勤手段の確保」(28.1%)、「勤務時間や勤務日数などの配慮」(26.8%)、「就労後の支援など、職場と支援機関の連携」(21.8%)などとなっています。

障がい別にみても「障がいに対する職場の理解」が最も多く、とくに知的障がい者では 60.0%、精神障がい者では 54.0%が必要だと回答しています。

また、知的障がい者では「通勤手段の確保」(44.0%)、「勤務時間や勤務日数などの配慮」(40.0%)、「就労後の支援など、職場と支援機関の連携」(40.0%)、精神障がい者では「勤務時間や勤務日数などの配慮」(46.0%)、「在宅勤務の拡充」(24.0%)が比較的多くなっています。

【障がい者の就労支援として必要なこと／障がい者本人】



## ⑦日中活動サービス(児童福祉サービス)の内容に対する満足度

障がい者本人の日中活動系サービスの利用状況は、全体では「利用していない」が 59.5%で、「利用している」(30.1%)を上回っています。障がい別みると、身体障がい者では「利用していない」が 63.4%を占める一方、知的障がい者では「利用している」が 58.0%と過半数を占めています。また、精神障がい者では、「利用している」と「利用していない」がいずれも 48.0%となっています。

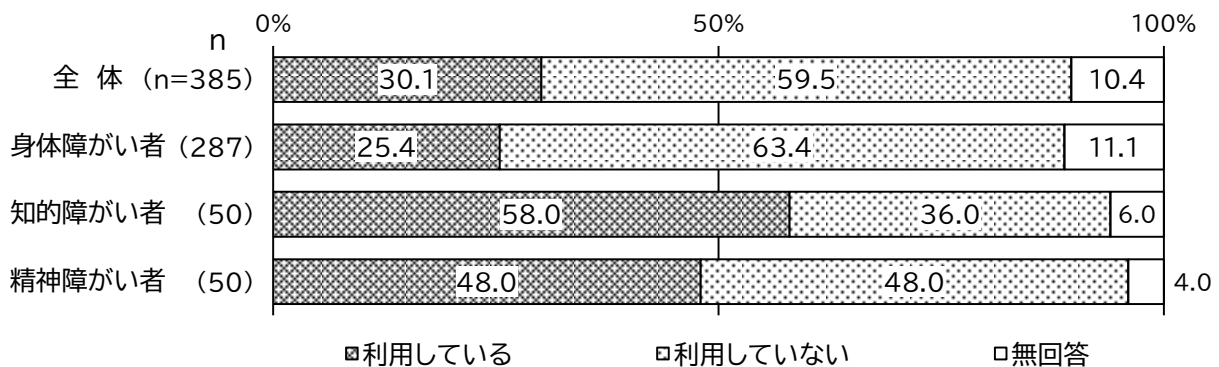
利用回数の満足度は、全体では、「満足している」(42.2%)と「まあ満足している」(49.1%)を合わせた“満足”の割合が 91.3%で、障がい別では知的障がい者(96.5%)、身体障がい者(91.8%)、精神障がい者(83.3%)の順に高くなっています。

サービス内容の満足度は、全体では、「満足している」(37.9%)と「まあ満足している」(50.0%)を合わせた“満足”の割合が 87.9%で、障がい別では身体障がい者(87.7%)、精神障がい者(87.5%)、知的障がい者(86.2%)の順に高くなっています。

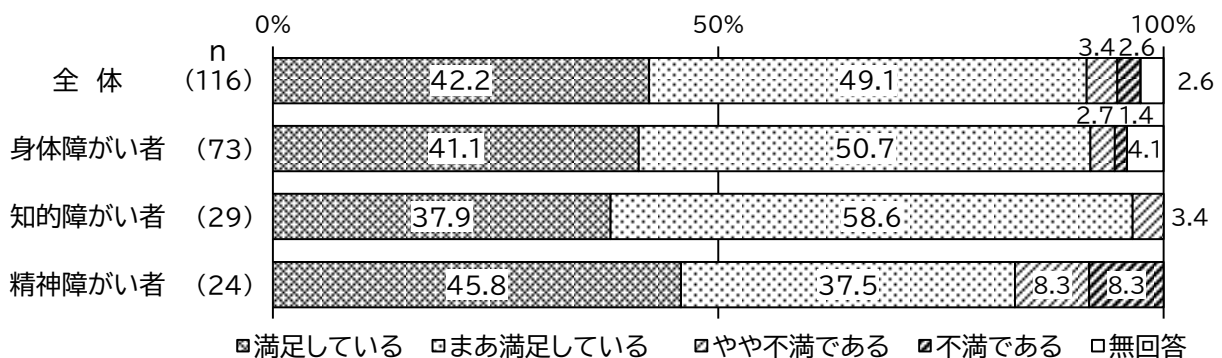
サービス利用による変化は、全体・障がい別ともに「できることが増えたり、体調などの改善がみられるようになった」が最も多く、その割合は全体が 43.1%で、障がい別では精神障がい者(54.2%)、知的障がい者(48.3%)、身体障がい者(41.1%)の順に高くなっています。

サービス利用時の不便なことや困ったことは、全体では「利用料が高い」が 13.8%と最も多く、以下「サービスの内容や質が不十分」(11.2%)、「送迎がない、通うのが不便」(6.9%)などとなっています。一方、「特にない」は 65.5%となっています。障がい別では、知的障がい者で「サービスの内容や質が不十分」が 24.1%を占めるなど、他の障がい者に比べて不便や困りごとを上げる割合がやや高くなっています。

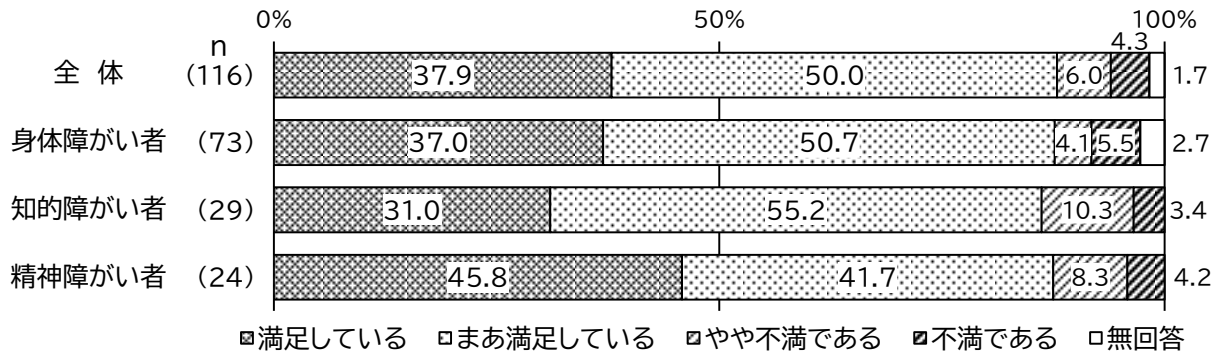
【日中活動系サービスの利用状況／障がい者本人】



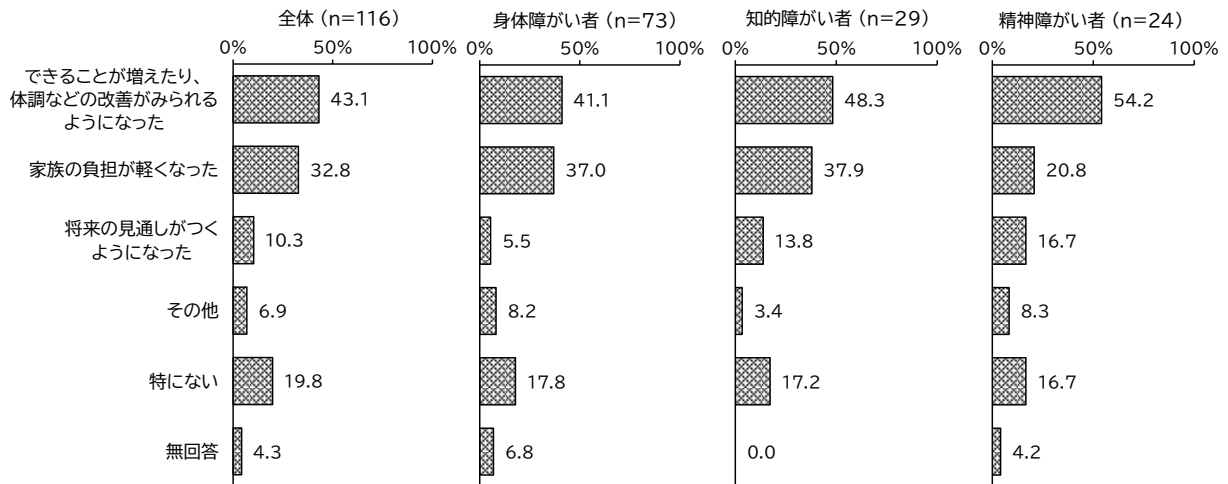
【日中活動系サービスの利用回数の満足度／障がい者本人】



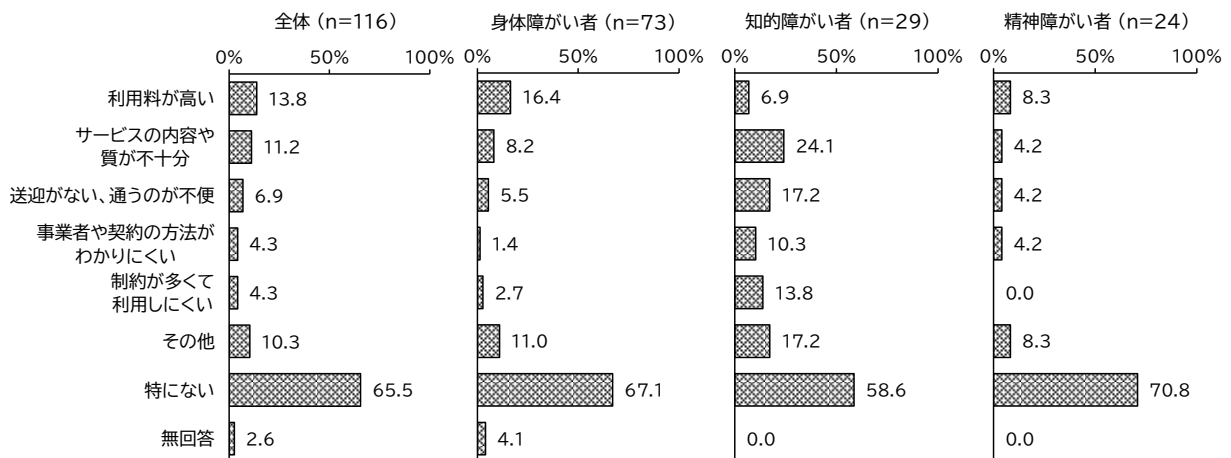
【日中活動系サービスで受ける内容の満足度／障がい者本人】



【日中活動系サービスの利用による変化／障がい者本人】



【日中活動系サービスの利用で不便なことや困ったこと／障がい者本人】





## 8 ヒアリング調査結果のポイント

---

### (1)関係団体等ヒアリング調査概要

#### ①調査の目的

次期計画策定に向けた基礎資料とするために本アンケート調査を実施しました。

本調査は、計画策定や施策推進に役立てるために、障がい者関係団体等を対象に、活動における課題、必要な支援などについて確認しました。

#### ②調査の実施状況

##### ■調査期間

令和5年9月20日～令和5年9月28日

##### ■調査方法

郵送による配布・回収及び聞き取りによる調査

##### ■調査対象

町内の障がい者関係団体等

##### ■回収状況

調査対象	配布数	回収票	回収率
サービス事業者	6票	6票	100.0%
企業	2票	1票	50.0%
保護者等支援団体	3票	3票	100.0%

## (2) サービス事業者ヒアリング調査結果のポイント

### ① 利用者の状況

利用者の状況として、今回の調査に協力した6事業者の中に「児童(18歳未満)」を対象とする事業者はありませんでした。その他6項目の状況については、全てを網羅する事業者が2か所ある他、4項目に該当、3項目に該当、「精神障害者保健福祉手帳所持者」のみ、「発達障害の方」のみと、事業者ごとに利用者の状況は異なっています。

利用者の状況別にみると、「精神障害者保健福祉手帳所持者」を対象とする事業者が5か所と最も多く、次いで「身体障害者手帳所持者」、「療育手帳所持者」、「発達障害の方」を対象とするものがそれぞれ4事業者となっています。

【利用者の状況／企業】

	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	難病の方	発達障害の方	高次脳機能障害の方	児童(18歳未満)
事業者A	○	○	○	○	○	○	
事業者B	○	○	○	○	○	○	
事業者C	○	○	○		○		
事業者D	○	○	○				
事業者E			○				
事業者F					○		
合計	4	4	5	2	4	2	0

### ② 直近1年の新規採用者数・退職者数

調査に協力した6事業者の直近1年の新規採用者数は合計40人(正規10人、非正規30人)となっています。そのうち、最も多い「事業者A」では34人(正規6人・非正規28人)が採用されている他、事業者Dで正規3人、事業者Fで正規・非正規各1人、事業者Eで非正規1人が採用されています。一方、退職者数は合計10人で、「事業者A」が6人(正規2人・非正規4人)、「事業者D」が1人(正規)、「事業者E」が1人(非正規)となっています。

退職理由としては、「体調不良」が多く、その他にも家庭の都合や職場環境の不適合、高齢化などが挙げられています。

【直近1年の新規採用者数・退職者数／企業】(令和5年4月1日またはわかる時点現在)

	新規採用者数(人)		退職者数(人)		自由記入 (退職理由)
	正規	非正規	正規	非正規	
事業者A	6	28	2	4	体調不良、家庭の都合
事業者B	0	0	0	0	—
事業者C	0	0	0	0	—
事業者D	3	0	1	0	職場環境が合わず
事業者E	0	1	0	1	ご本人の体調不良とペット介護の為。
事業者F	1	1	0	2	高齢による退職。体調・体力による退職。
合計	10	30	3	7	

### ③事業所を運営する上で苦慮していること

事業所を運営する上で苦慮していることでは、「利用者の確保・要望への対応」を挙げる事業者が5か所と最も多く、次いで「施設等の設備の整備費用の捻出」(4事業者)、「利用者の高齢化への対応」(4事業者)、「金銭面のやりくり」(3事業者)、「災害や感染症等非常時の対応」(3事業者)などとなっています。

事業者ごとの該当項目数では、「事業者B」(7項目)や「事業者C」(5項目)が多くなっています。

【事業所を運営する上で苦慮していること／企業】

	利用者の確保・要望への対応	施設等の設備の整備費用の捻出	利用者の高齢化への対応	金銭面のやりくり	災害や感染症等非常時の対応	職員の定着	専門的職員の確保	重度障害者への対応(医療的ケア等)	利用者の家族に対する支援	関係機関(学校、病院等)との連携	合理的配慮の提供	虐待防止の取組の実施	特になし	自由記入
事業者A	○	○				○	○							
事業者B	○	○	○	○	○		○		○					
事業者C	○	○	○	○	○									
事業者D		○	○	○		○								
事業者E	○		○		○					○				利用者様の作業確保と工賃の向上
事業者F	○							○						
合計	5	4	4	3	3	2	2	1	1	1	0	0	0	

### ④サービスの質を向上するため実施していること

サービスの質を向上するため実施していることでは、「ケアカンファレンスの定期的な開催」(5事業者)が最も多く、次いで「事業者間の情報交換・交流への参加」(4事業者)、「相談窓口の設置」(3事業者)などとなっています。

自由記入では「事業者B」が「サービス担当者会議、ケア会議の開催、内部監査を定期的を実施し、サービスの質の向上に取り組んでいる。」と回答しています。

【サービスの質を向上するため実施していること／企業】

	ケアカンファレンスの定期的な開催	事業者間の情報交換への参加	相談窓口の設置	サービス利用者満足度調査の実施	評価の実施、第三者	サービスの提供マニユアルの作成	サービス提供マニユアルによる自己評価	特に取り組んでいること	自由記入
事業者A	○	○	○	○		○			
事業者B	○	○	○		○				サービス担当者会議、ケア会議の開催、内部監査を定期的の実施し、サービスの質の向上に取り組んでいる。
事業者C	○								
事業者D			○		○				
事業者E	○	○		○					
事業者F	○	○							
合計	5	4	3	2	2	1	0	0	

## ⑤職員の資質向上のために取組んでいること

職員の資質向上策では、「事業所(法人)内で研修を実施」(5事業者)が最も多く、次いで「外部研修(民間主催)に派遣」(3事業者)、「外部研修(行政主催)に派遣」(3事業者)などとなっています。

【職員の資質向上のために取組んでいること／企業】

	事業所(法人)内で研修を実施	外部研修(民間主催)に派遣	外部研修(行政主催)に派遣	他機関との人材交流	特に取り組んでいることはない	自由記入
事業者A	○					
事業者B	○	○	○			
事業者C	○					
事業者D	○					
事業者E	○	○	○	○		
事業者F		○	○			
合計	5	3	3	1	0	

## ⑥利用者からの苦情、要望が多いこと

利用者からの苦情、要望の各項目に突出して多いものはありませんが、自由記入では3事業者が「工賃」について記載しています。

【利用者からの苦情、要望が多いこと／企業】

	向サービス質の向上	利用料の減額	職員の接遇改善	公的支援制度提供	的ケア等への対応	重度障害者(医療院等)への取次ぎ	他機関(学校、病院等)への取次ぎ	範囲外のサービスの提供	合理的配慮の提供	虐待防止の取組	非常時の対応	災害や感染症等	ない	特に苦情、要望は	自由記入
事業者A				○		○									
事業者B		○						○							負担上限月額が出てしまうとB型の工賃の半分がなくなってしまう方や、利用希望で見学に来ても、負担額が出てしまう場合になると利用を見送るケースがある。
事業者C															利用者間の摩擦(好き、嫌いなど)、異性との出会い、家族との関係改善
事業者D															工賃保障
事業者E															工賃の向上と就労支援の充実、作業の選択肢拡充
事業者F	○		○		○										
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0		

## ⑦災害対応について行っていること

災害対応では、「防災訓練」及び「職員との連絡体制確保」については、回答を寄せたすべての事業者で実施されている状況です。次いで「防災計画の策定と定期的な見直し」と「災害発生時のBCP作成」、「利用者・利用者保護者との連絡体制確保」の3項目は、3事業者のみの実施となっています。

【災害対応について行っていること／企業】

	防災訓練	保 職 員 と の 連 絡 体 制 確 保	防 災 計 画 の 策 定 と 定 期的 な 見 直 し	作 成 災 害 発 生 時 の B C P	利 用 者 と の 連 絡 体 制 確 保	備 蓄	耐 震 対 策	福 祉 避 難 所 の 指 定	特 に 何 も 行 っ て い な い	自由記入
事業者A	○	○	○	○	○					
事業者B	○	○	○		○	○				
事業者C	○	○		○						
事業者D	○	○								
事業者E	○	○	○	○	○					Jアラートの試験放送の際にも、緊急安全確保の訓練を実施しております。
事業者F	○	○				○	○			
合計	6	6	3	3	3	2	1	0	0	

## ⑧災害発生時の障がい者(児)の受入れ状況

災害発生時の障がい者(児)の受入れ状況は、「利用している障がい者(児)であれば受入れできる」が2か所、「検討中」が2か所、「利用の有無に関わらず受入れできない」が2か所となっています。

「利用している障がい者(児)以外も受入れできる」と回答した事業者はいませんでした。

【災害発生時の障がい者(児)の受入れ状況／企業】

	利用している障がい者(児)であれば受入れできる	利用している障がい者(児)以外も受入れできる	受入れ対応については検討中	利用の有無に関わらず受入れできない
事業者A			○	
事業者B	○			
事業者C				○
事業者D			○	
事業者E				○
事業者F	○			
合計	2	0	2	2

## ⑨巨理町に特に不足している地域資源

町内で特に不足している地域資源としては、「余暇活動の支援を行う事業所」、「障がい者が入居できるアパート」、「障がい者同士の交流の場」を挙げる事業者が各3か所と最も多く、次いで「重度障害に対応可能な通所施設」、「グループホーム・入所施設」、「移動の支援を行う事業所」、「緊急対応が可能なショートステイ」が各2事業者となっています。

【巨理町に特に不足している地域資源／企業】

	事業所	余暇活動の支援を行う	障がい者が入居できる	障がい者同士の交流の場	通所施設	重度障害に対応可能な	グループホーム・入所施設	移動の支援を行う事業所	緊急対応が可能なショートステイ	機能維持・重症化予防のための訓練の場	自立のための生活能力の訓練の場	相談支援事業所・相談支援専門員	特別支援教育を受けられる場	小児の療育専門医療機関	特になし	自由記入
事業者A															○	
事業者B	○	○	○					○		○	○					
事業者C	○	○	○													
事業者D							○	○								
事業者E		○			○	○			○							障害者手帳取得のメリット拡充をお願い致します。さざんか号、デマンドタクシーの更なる減免やサービスクーポン支給、ガソリン券、タクシー券の増額。
事業者F	○		○	○					○							
合計	3	3	3	2	2	2	2	2	2	1	1	0	0	0	1	

## ⑩「親亡き後」の生活が心配な利用者に必要な支援

「親亡き後」の生活が心配な利用者に必要な支援では、「現在の生活状況を詳しく把握する」と「家族(親等)へ「親亡き後」について考えてもらうよう働きかける」が各5事業者と最も多くなっています。次いで「利用者情報を関係機関で予め共有する」(4事業者)、「短期入所や体験利用により、本人、施設、双方の準備を進める」(3事業者)などとなっています。

【「親亡き後」の生活が心配な利用者に必要な支援／企業】

	現 在 の 生 活 状 況 を 詳 しく 把 握 す る	家 族 ( 親 等 ) へ 「 親 亡 き 後 」 に つ い て 考 え て も ら う よ う 働 き か け る	利 用 者 情 報 を 関 係 機 関 で 予 め 共 有 す る	短 期 入 所 や 体 験 利 用 に よ り 、 本 人 、 施 設 、 双 方 の 準 備 を 進 め る	成 年 後 見 制 度 の 利 用 を 検 討 す る	サ ー ビ ス の 支 給 量 を 増 や す	サ ー ビ ス の 種 類 を 増 や す	特 別 な 支 援 は 必 要 な い	わ か ら な い	自由記入
事業者A		○								
事業者B	○	○	○	○	○	○				
事業者C	○									
事業者D	○	○	○	○						
事業者E	○	○	○	○	○					制度の狭間にある属性を問わないニーズも受け止める。把握したニーズを総合的な支援につなぐ為の情報共有を図り、寄り添いながら支援を行う伴走型の支援体制を整えてまいります。
事業者F	○	○	○							
合計	5	5	4	3	2	1	0	0	0	

### (3)企業ヒアリング調査結果のポイント

#### ①業種

今回の調査に協力した企業は1企業(以下、企業Aと記載)で、その業種は「製造業」となっています。

【業種／企業】

	農業・林業・漁業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業	情報通信サービス業	運輸業	卸売業、小売業	金融・保険業	不動産業	飲食業	医療・福祉サービス業	その他
企業A			○									

#### ②常用労働者数(従業員数)

企業Aの常用労働者数(従業員数)は、法人全体では490人(うち障がい者11人)で、巨理町の事業所全体では80人(うち障がい者4人)となっています。

【常用労働者数(従業員数)／企業】(令和5年4月1日現在)

	法人全体		巨理町の事業所全体	
	常用労働者数(従業員数)	うち障がい者	常用労働者数(従業員数)	うち障がい者
企業A	490人	11人	80人	4人

#### ③障がい種別

企業Aが雇用している障がい者の障がい種別は、「身体障がい」及び「知的障がい」となっています。

【雇用している障がい者の障がい種別／企業】

	身体障がいのある方を雇用している	知的障がいのある方を雇用している	精神障がいのある方を雇用している	その他の障がいのある方を雇用している
企業A	○	○		

#### ④障がい者雇用のきっかけ

企業Aが障がい者を雇用したきっかけは、「特別支援学校(盲・聾・養護学校等)からの働きかけ、紹介」となっています。

【障がい者雇用のきっかけ／企業】

	障がい者 応募がある 方	ハローワーク に登録した 方	特別支援学校 等からの 紹介	障がい者就労 支援機関 からの 紹介	知人からの 紹介	元従業員 からの 紹介
企業A			○			

#### ⑤特別な配慮の有無

企業Aが障がい者雇用のために特別な配慮をしたかどうかでは、「した」と回答しています。

【特別な配慮の有無／企業】

	した	しなかった
企業A	○	

#### ⑥配慮の内容

企業Aが行った特別な配慮の内容は、「社内で、障がい者本人の業務内容や工程を検討した」及び「特別支援学校や障がい者就労支援機関のスタッフと連携し、様子を見てもらった」となっています。

【配慮の内容／企業】

	当日の 雇用性 を した	社内 業務 内容 が い 工 程 本	能力 の 見 込 め な い	担当 者が 指 導 員 と し て	特別 支援 学 校 や 機 関 の 支 援	通勤 方法 、 通 勤 時 間	病 院 ・ 診 療 所 へ の 通
企業A		○			○		



## ⑦雇用してよかったこと

企業Aが障がい者を雇用してよかったこととしては、「障害者雇用率制度の遵守」及び「仕事内容の手順の改善」、「コミュニケーションの向上」、「障がいに対する理解の浸透」の4項目が挙げられています。

【雇用してよかったこと／企業】

	障害者雇用率制度の遵守	仕事内容の手順の改善	経営面の改善	コミュニケーションの向上	人間関係の改善	障がいに対する理解の浸透	人材の確保
企業A	○	○		○		○	

## ⑧雇用して困ったこと

企業Aが雇用して困ったことは、「仕事への対応」及び「指導・サポート」となっています。

【雇用して困ったこと／企業】

	仕事への対応	勤怠管理	指導・サポート	コミュニケーション	人間関係	障がいに対する理解	施設・設備
企業A	○		○				

## ⑨障がい者を雇用する上で必要な支援

障がい者を雇用する上で必要な支援としては、企業Aは「適性を見定めることのできる職場実習制度」及び「障がいのある方本人の生活面を支えるサポート」、「障がい者就労支援関係機関の訪問」の3項目を挙げています。

【障がい者を雇用する上で必要な支援／企業】

	雇用策・財政的支援者、施策・制度的支援者	専門配置（添導員）	職場実習制度	適性を見定める	障がい者の生活面を支援する	障がい者就労関係機関の訪問
企業A			○	○	○	○

## (4)保護者等支援団体

### ①所属会員の状況

3つの団体から回答が寄せられ、いずれの団体も「身体障害者手帳所持者」及び「療育手帳所持者」を対象としているほか、「団体B」では「難病の方」や「発達障害の方」、「児童(18歳未満)」なども受け入れており、対象範囲が他の2団体よりも広がっています。

3団体の中に、「精神障害者保健福祉手帳所持者」及び「高次脳機能障害の方」を対象とする団体はありません。

【所属会員の状況／支援団体】

	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	難病の方	発達障害の方	高次脳機能 障害の方	児童 (18歳未満)
団体A	○	○					
団体B	○	○		○	○		○
団体C	○	○					
合計	3	3	0	1	1	0	1

### ②会員数(令和5年4月1日現在またはわかる時点での人数)

最も会員数が多いのは「団体B」の23人で、次いで「団体C」が12人、「団体A」が11人となっています。いずれの団体も、直近1年間の新規加入者及び退会者はいません。

【会員数／企業】(令和5年4月1日現在またはわかる時点での人数)

	会員数 (人)	直近1年間の加入・退会者数	
		新規加入者	退会者
団体A	11	0	0
団体B	23	0	0
団体C	12	0	0
合計	46	0	0

### ③現在活動している中で困っていること

現在活動している中で困っていることのうち、活動会員に関することでは、いずれの団体も「メンバーが高齢化している」ことや、「新しいメンバーが入らない」ことを挙げています。  
 活動の広がりに関することでは、「町民に認知されていない」が多くなっています。  
 活動内容に関することでは、「活動がマンネリ化している」と「他の団体との交流機会が乏しい」を2団体が挙げています。

#### 【現在活動している中で困っていること／支援団体】

	活動会員に関すること			活動の広がりに関すること			活動内容に関すること				特 に な い
	高 メ ン バ ー の 高 齢 化 が 進 ん で い る	新 し い メ ン バ ー が 入 ら な い	リ ー ダ ー の 育 た な い 後 継 ぎ	町 民 に 認 知 さ れ て い な い	参 加 者 が い な い	会 員 の ニ ー ズ を 把 握 し て い な い	活 動 が マ ン ネ リ 化 し て い る	他 の 団 体 と の 交 流 機 会 が 乏 し い	活 動 場 所 が 確 保 で き な い	活 動 資 金 が 確 保 で き な い	
団体A	○	○		○	○						
団体B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
団体C	○	○		○			○	○			
合 計	3	3	1	3	2	1	2	2	1	1	1

### ④障がいに対する差別や嫌な思いをした経験

障がいに対する差別や嫌な思いをした経験については、「団体B」は「ときどき聞く」、「団体C」は「聞いたことがない」と回答しています。「団体A」は無回答となっているものの、次の設問で「場所」についての回答をしていることから、「よく聞く」または「ときどき聞く」いずれかの記入漏れと考えられます。

#### 【障がいに対する差別や嫌な思いをした経験について会員から聞いているか／支援団体】

	よく聞く	ときどき聞く	聞いたことがない
団体A			
団体B		○	
団体C			○
合 計	0	1	1

## ⑤差別や嫌な思いをした場所

差別などを受けた場所では、「移動中や公共交通機関で」、「レジャー施設等で」、「病院などの医療機関で」、「住んでいる地域で」、「福祉施設で」で該当団体が2か所ずつとなっています。一方、「通園先、通学先で」及び「職場や仕事探して」との回答はありませんでした。

【差別や嫌な思いをした場所／支援団体】（「よく聞く」「ときどき聞く」と回答した団体のみ）

	移動中や公共交通機関で	レジャー施設等で	病院などの医療機関で	住んでいる地域で	福祉施設で	通園先、通学先で(施設、保育所、幼稚園、学校など)	職場や仕事探して
団体A	○	○	○	○	○		
団体B	○	○	○	○	○		
団体C							
合計	2	2	2	2	2	0	0

## ⑥災害発生時に不安に感じること

各団体が会員から聞いている災害発生時に不安に感じるもののうち、情報に関することでは、団体Bから「災害に関する情報を得る方法がわからない」及び「どこに避難すればいいかわからない」の2項目が挙げられています。

避難所や避難生活に関することでは、いずれの団体も「避難所では暮らせない」を挙げています。また、団体Bでは7項目すべてが○(該当)となっているほか、自由記入にも多くの具体的な記入があり、個々の状況の違いによって不安の内容も多岐にわたることがわかります。

【災害発生時に不安に感じること／支援団体】

	情報			避難所や避難生活						
	が情災 わ報害 かをに ら得関 なるす い方る 法	わすど かれこ らばに ない避 い難 か	わ避 か難 ら方 な法 いが	暮避 ら難 せ所 なで いは	人助 がけ いて なく いれる	受介 け助 らや れ支 な援 いが	で病 き気 ない 治療 が	手日補 に常装 入生具 ら活や ない用 具が	ラス水 イな道 ンどの の電 切ラ気 断イ、 フガ	リケ周 づー困 らシと いヨコ ンミ がユ とニ
団体A				○						
団体B	○	○		○	○	○	○	○	○	○
団体C				○						
合計	1	1	0	3	1	1	1	1	1	1

## ⑦避難所では暮らせないと思う理由

避難所では暮らせないと思う理由については、3団体ともに「間仕切りや個室の部屋がないから」、「障がいに対する周囲の理解がないから」、「慣れない場所にいることが不安だから」を挙げています。また、最も多様な会員を擁する「団体B」では全項目が○(該当)となっているほか、「団体A」も6項目中5項目に○がついています。

【避難所では暮らせないと思う理由／支援団体】

	間仕切りや個室の部屋がないから	障がいに対する周囲の理解がないから	慣れない場所にいることが不安だから	避難所がバリアフリーになっていないから(トイレ、階段、段差など)	空調がなく暑さや寒さが心配だから	自宅から動かさないから(専用のベッドや装置が必要)
団体A	○	○	○	○	○	
団体B	○	○	○	○	○	○
団体C	○	○	○			
合計	3	3	3	2	2	1

## ⑧会員が行っている災害への準備

会員が行っている災害への準備では、「非常用持出用品や備蓄品に、障がいの特性にあった医薬品や食料等を用意」、「家族や知人等の緊急連絡先を用意」、「ハザードマップを確認している」、「避難場所を知っている」の4項目について3団体ともに○(該当)と回答しています。「団体A」と「団体B」はほとんどの項目に○を付けています。

【会員が行っている災害への準備／支援団体】

	食性蓄非 料品に常 等あ用 をつに 意た障 医が出 薬い用品 品のや や特備	緊家 急族 連や 絡知 先人 を等 用意	確ハ 認ザ してード いるマップ を	知避 つ難 て場 い所 るを	情医 報薬 を品 用意や 病 状 など の	友緊 人急 等時 には 支 援、 家 族 頼 や	へ動巨 の要理 登支町 録援災 者登時 者登時 録避 制難 度行	避町 難や 訓地 練域 にの 参 加	るしか こ医 と療 に機 関につ してけ いて医 る避 難と 相 談	特 に し て い ない
団体A	○	○	○	○	○	○	○	○		
団体B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
団体C	○	○	○	○						
合計	3	3	3	3	2	2	2	2	1	0

## ⑨障がい者(児)に必要なと思う支援

障がい者(児)に必要なと思う支援については、「団体A」と「団体B」が全項目を○(該当)と回答しています。また、「団体C」は「障がいに対する理解をもっと広めてほしい」と回答しています。

【障がい者(児)に必要なと思う支援／支援団体】

	障がいに対する理解をもっと広めてほしい	町の会議等への障がい者の参画(登用)を増やしてほしい	障がいの特性や目的に応じた多様な情報提供をしてほしい	ボランティアの育成と活動を支援してほしい	福祉サービスや福祉機器を利用しやすくしてほしい	障がい児保育・療育・教育を充実してほしい	相談しやすい窓口や仕組みづくりをしてほしい	障がい者(児)の基本的権利を守る仕組みを充実してほしい	経済的な支援を充実してほしい	一般的な企業への就労支援を充実してほしい	一般の企業等での就業が難しい人への福祉的就労支援を充実してほしい	障がいの早期発見・早期対応ができる体制を充実してほしい	障がいに対する適切な医療やリハビリテーションを充実してほしい	文化活動等を通じた社会参加の場を充実してほしい	スポーツ・レクリエーション等を通じた社会参加の場を充実してほしい	公共施設や民間施設等のバリアフリー化を進めてほしい	移動や外出の支援を充実してほしい	緊急時や災害時の支援を充実してほしい
団体A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
団体B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
団体C	○																	
合計	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

## ⑩地域で生活するために必要なと思うこと

地域で生活するために必要なと思うことでは、「団体B」が全項目を○(必要)と回答しているほか、「団体A」が「入居住宅の整備(グループホームなど)」、「生活費の管理」、「地域住民の理解」、「外泊訓練・体験場所の確保」の4項目を挙げています。

また、自由記入には、医療ケアや入所施設の充実など、具体的な要望等が寄せられています。

【地域で生活するために必要なと思うこと／支援団体】

	入居住宅の整備(グループホームなど)	生活費の管理	地域住民の理解	外泊訓練・体験場所の確保	介護者の確保	生活費の確保	外出しやすい生活環境	施設や福祉的就労の確保	近くに通える医療体制	在宅で可能な相談相手や関係の充実	住宅のバリアフリー化	賃貸契約に伴う保証等への支援
団体A	○	○	○	○								
団体B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
団体C												
合計	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1

## 第3章 計画の基本方向

### 1 基本理念

本町の「第5次亘理町総合発展計画(後期基本計画)」では、「亘理町障がい者プラン」に基づき、ノーマライゼーションやリハビリテーション(人間らしく生きる権利)を上位概念に置き、各種の障がい者福祉施策を実施するなかで、障がい者の自立と社会参加を支援し、障がいのある人が安心して暮らすことができる地域づくりを、以下の基本理念に基づいて推進していきます。

#### <基本理念>

# みんな えがお

- ・みんなのことが分かりあえること
- ・どんな人でも、いろいろな人がいる、自分とは違う人がいる  
それをわかりあい、一緒に暮らせる明るく楽しいこと
- ・いきいきと自分らしく暮らせること
- ・みんなが幸せでえがおになれること

これらを目指して、基本理念を『みんな えがお』としました。

#### ■「第5次亘理町総合発展計画(後期基本計画)」における障がい者施策の方向性

##### (1)「亘理町障がい者プラン」の活用

「亘理町障がい者プラン」について町民へ広く周知するとともに、計画に位置づけた各施策を遂行していきます。また、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活でき、日常生活及び社会生活の質の向上が図れるよう、今後も関係機関と連携し、障がい者福祉サービスを推進していきます。

##### (2)思いやりとコミュニケーションの促進(啓発・広報)

障がいの有無に関らずともに歩む社会を目指す「ノーマライゼーション」と、障がいのある人の社会復帰や社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念の啓発・広報活動を推進するとともに、情報のバリアフリー化とボランティア活動の充実に努めます。

##### (3)自立した生活を支援する福祉の充実(生活支援)

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、また、住み慣れた環境で安心して暮らすことができるよう、生活支援体制の整備を図るとともに、生活の安定のための相談体制の強化や権利擁護の推進などを実施します。

## 2 基本目標

基本理念のもと、障がい者が自らの能力を発揮して社会参加することができるように、あらゆる障壁を取り除いていくためには、本計画について広く理解してもらい、障がい者を取り巻くあらゆる場面において、自立や社会参加に向けた支援と、それを制約する障壁を取り除くように努めていかなければなりません。

そこで、本計画における基本目標については、障がい者を取り巻く様々な場面ごとに設定していくものとします。

基本目標については、令和3年度に策定した「亘理町障がい者プラン」の内容を継承していくこととします。

### <基本目標>

基本目標1:思いやりとコミュニケーションの推進 —【啓発・広報】

基本目標2:自立した生活を支援する福祉の充実 —【生活支援】

基本目標3:生きがいを持った暮らしの推進 —【雇用・就労】

基本目標4:健康で生き生きとした暮らしの推進 —【保健・医療】

基本目標5:心豊かな暮らしの推進 —【スポーツ・芸術】

基本目標6:安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進 —【生活環境】



### 3 施策体系

基本理念

みんな えがお

基本目標

基本的施策

**基本目標1**  
思いやりとコミュニケーションの推進  
【啓発・広報】

- 1 啓発・広報活動の促進
- 2 情報のバリアフリー化
- 3 ボランティア活動の充実

**基本目標2**  
自立した生活を支援する福祉の充実  
【生活支援】

- 1 生活支援体制の整備
- 2 生活の安定

**基本目標3**  
生きがいを持った暮らしの推進  
【雇用・就労】

- 1 雇用・就労の促進
- 2 福祉的就労の促進

**基本目標4**  
健康で生き生きとした暮らしの推進  
【保健・医療】

- 1 障がいの早期発見・早期対応
- 2 医療とリハビリテーションの充実

**基本目標5**  
心豊かな暮らしの推進  
【スポーツ・芸術】

- 1 文化活動への参加の促進
- 2 スポーツ・レクリエーション活動等への参加促進

**基本目標6**  
安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進  
【生活環境】

- 1 福祉のまちづくりの推進
- 2 移動・交通対策の推進
- 3 防災・防犯対策の推進

障害児福祉計画

障害福祉計画

## 4 障害福祉計画・障害児福祉計画のサービスの体系

障害福祉計画及び障害児福祉計画は障害者総合支援法と児童福祉法に規定されている障がい者支援のための諸事業について、着実な事業実施を図るために、事業ごとのサービス提供量やその確保策などについて取りまとめたサービスの需給計画です。

障害福祉計画・障害児福祉計画における事業の体系は以下の通りとなっており、主に本計画における基本目標の2～4に含まれるサービスとなっています。

障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障がい児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。



## 第4章 計画の推進

### 1 計画の推進における基本姿勢

#### ○障がいと理由とする差別の解消

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体など及び民間事業者が、障がいを理由として差別的な扱いをすることを禁止しており、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うこととされています。令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。これまで民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」とされました。

本町では、これらの社会的障壁を取り除き、障がい者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるような形で、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進していきます。

#### ○障がいのある人の安全対策の推進

障がいのある人の安全な暮らしを確保するために、災害の発生から障がいのある人を守り、災害時の避難誘導や救助を円滑にする地域の防災体制づくりが求められています。

本町では、「地域防災計画」に基づいて、東日本大震災を教訓とし、自主防災組織の結成を推進していますが、特に視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由などの障がいがある人は、災害時や緊急時の対応が遅れがちとなり、被害に遭う可能性が高いと考えられることから、災害時などの安全確保のための対策として、「災害時避難行動要支援者情報登録制度」の実施、緊急時の情報提供体制の整備などを一層充実していく必要があります。

その他、日常生活の中での交通安全の確保や、障がいのある人や高齢者が安全・快適に移動できる交通環境についても整備していく必要があります。

## ○障がい者の虐待防止

「障害者虐待」とは、養護者による障がい者虐待、障害者福祉施設従事者などによる障がい者虐待、障がい者を雇用する事業主などによる障がい者虐待をいいます。

本町では、「障害者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待発生時の対応や再発防止への取組や関係機関との連携・調整を行うなど、障がい者虐待の防止を推進するとともに、高齢者虐待や児童虐待に対する取組とも連携しながら、様々なケースの虐待防止に努めています。令和3年度報酬改定では、障害者虐待防止・身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において「委員会の設置」など施設・事業所が取り組むべき事項が追加されたため、サービス事業者や関係機関との連携のもと、対応を進めています。

虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。障がいのある人の中には、その障がいゆえに自分で声をあげられない人がいることも考えられます。障がいのある人一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを認識しなければいけません。そのため本町では、障害福祉サービス事業所や利用者、養護者など、様々な人や団体に向けて、障害者虐待防止法のさらなる周知と虐待防止の支援に努めます。

権利擁護の取組としては、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力に困難さを抱える方々への支援として、生活していく上での消費契約・行政手続きに関する援助、また金銭管理を行う権利擁護事業を行っています。それに加えて、地域生活支援事業の必須事業として成年後見制度法人後見支援事業が追加されました。今後市民後見人の育成、支援についても検討し、障がいのある人などをはじめとする権利擁護事業を推進していきます。

## ○サービスの量的拡大とサービス調整・評価体制の充実

障がいのある人が、障がいの特性や置かれた状況に応じて必要とするサービスが利用できるよう、事業者などとの協議を進め、必要に応じて側面的な支援を行いながら、量的な拡大に取り組んでいきます。

また、一人ひとりに応じた質の高いサービスが提供されるよう、障がいのある人の支援ニーズの定期的な把握に努めるとともに、最適なサービスへつなぐサービス調整(マネジメント)機能と、提供されたサービスによる効果を把握、評価する仕組みづくりを目指します。

## 2 計画推進における役割分担

---

### ○障がいのある人の自立と連携

障がいのある人が、地域の中で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスを充実させるとともに、障がいのある人同士、障がい者団体、地域との交流及び連携を促進します。

### ○本町の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障害福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体を通して町民への広報・情報提供の推進に努めます。

### ○地域社会の役割

障がいがあってもなくても、地域に暮らす人たちが皆さんが亘理町民として、ともに生きるまちづくりを目指して、自立した個人としてそれぞれの地域で、安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築します。

### ○町民の役割

町民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、ともに生きる亘理町をつくり上げていくという認識のもと、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う社会の実現を推進します。

### ○関係団体の役割

障がい者団体や社会福祉法人、特定非営利活動法人、サービス事業者などの関係団体は、町や社会福祉協議会など関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、ともに生きるまちづくりを推進します。

### 3 計画推進に向けた多様な連携の推進

---

#### ○医療機関、教育機関などとの連携

障がいのある人に対するサービスなどの提供や施設入所・入院から地域生活への移行を進めるなど、障がい福祉施策の実施にあたっては、障がい福祉の観点からだけでなく、医療機関や教育機関、リハビリテーションを行う機関などとも連携をして総合的に取り組むことが不可欠です。例えば、入所・入院生活から地域での生活に移行促進するためには医療機関とリハビリテーションを行う機関の連携が必要です。

また、障がい児がその病気の状態に応じて適切な教育を受けられ、心身ともに健全な発達が進むためには医療機関と教育機関の連携も必要です。様々な機関が連携することにより、障がいのある人やその家族が、必要な支援をスムーズに受けることが可能になります。

障がい保健福祉、医療、教育などが一体となった総合的なサービス提供で障がいのある人が自立した地域生活を送れるよう、各機関の連携を推進します。

#### ○社会的孤立の防止と地域のネットワーク強化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は市民生活に大きな影響を及ぼしています。特に、障がいのある人や高齢者、生活困窮者等大きな影響を受け、感染拡大防止のための措置により、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会的に内在していた孤独や孤立の問題が浮き彫りになり、障がいのある人やその家族などへの支援がますます必要とされています。

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く町民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの町民の参加が不可欠です。

町民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている自立支援協議会を活用し、障がい福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

## ○就労支援の強化

障がい者の一般就労や職場への定着についてはまだ十分とはいえない状況にあります。

このため、企業・事業所などにおける障がい者雇用の拡大を促進するとともに、福祉施設においては、利用者個々の能力を的確に評価し、効果的な就労支援が行える取組を進めます。

## ○切れ目のない支援体制づくり

個々の障がい者の成長にともない、必要とされるサポートも変化していきます。近年は障がい児の育ちや学びへの支援なども重要視されており、令和5年4月1日にこども家庭庁が創設され、障がい児に関する支援の大部分が厚生労働省からこども家庭庁の所管となりました。制度のはざまへの配慮、特に学齢期から青年期、障がい児施策から障がい者施策への円滑な移行に向けた切れ目のない支援を行っていく必要があります。

相談から各サービスの利用につなぐ一連の過程において、一人ひとりの支援ニーズに適合したサービスが一貫性を持って提供されるよう、サービス事業者をはじめ、関係機関などによる総合的なネットワークづくりを構築し、一人ひとりのライフステージに沿って、切れ目のない支援を行っていきます。

## ○国・県との連携

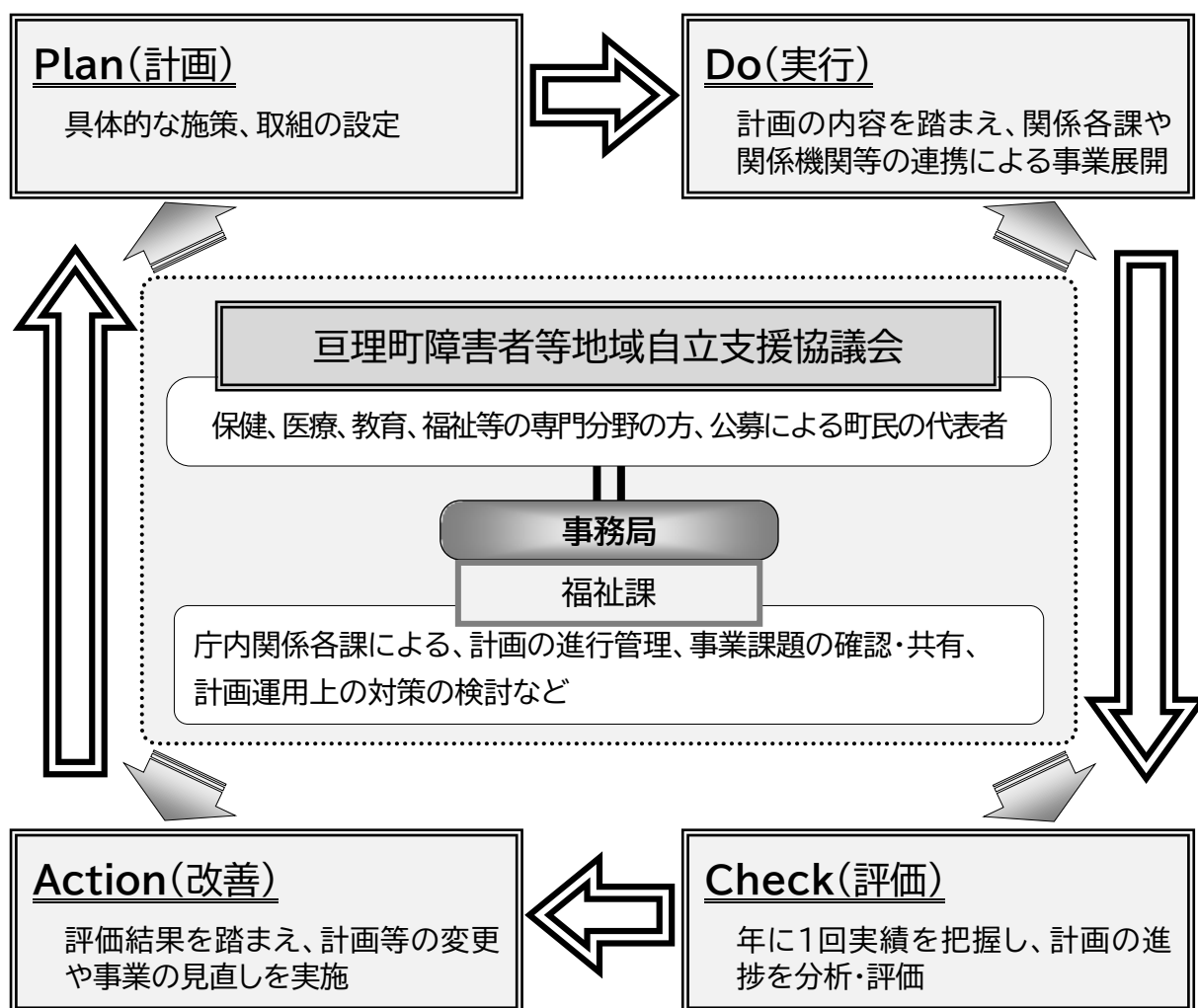
障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度の構築に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

## 4 計画の進行管理体制

### (1)計画の進行管理と評価

設定した数値目標をもとに障害福祉計画の達成状況について、巨理町障害者等地域自立支援協議会において評価を行います。これら評価は、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業のサービスの利用状況や基盤整備状況についても行います。

また、計画期間中に障がい福祉施策に係る新たな行政需要が生じるなど、必要な場合は、「PDCAサイクル」に沿って計画の見直しを行います。



※計画の進行管理における PDCA サイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「実行」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。



## (2) 庁内における進捗評価の体制

### ○ 庁内における適切な進行管理

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取組を実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関係各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で毎年計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

#### ■ 庁内での定期的な進捗評価の実施

### ○ 全庁的な職員の質の向上

また、本計画では様々な関係課が直接・間接的に障がいのある人と関わり施策を実施していくことになるため、全ての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

#### ■ 町職員の障がい福祉に関する知識と意識の向上

## (3) 人材の育成・確保

計画が円滑に実施されるように、必要とされる人材の育成と確保を図ります。

#### ■ 人材の育成と確保

#### ■ 専門職などの資質の向上・専門性の向上

## (4) 計画の実施状況の公表

計画の進行管理として定期的に実施する実施状況や計画の達成状況、介護保険の運営状況などの点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

## 5 計画の普及・啓発の推進

---

本計画は、障がい者福祉に関わる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、障がい者支援の取組についてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

### ○地域社会の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、町民に障がいについての正しい理解をさらに深めていく必要があります。社会福祉協議会とも連携し、町民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。



#### ■ 障害者支援制度の周知の強化

### ○障がいのある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。



#### ■ 障がい者ニーズの把握と取組への反映

## SDGs とのつながり

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成 27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された令和 12(2030)年を年限とする基本目標です。

亘理町では、総合発展計画に位置づけられた取組を推進することが、住民の生活の質の向上や 地方創生、ひいては SDGs のゴールの達成に寄与するという考えのもと、SDGs の理念を踏まえたまちづくりを推進しています。

また、「誰一人取り残さない」という基本理念は、障がい福祉分野の根底を貫く考え方であり、本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするものです。

そのため、本計画においては、SDGs(持続可能な開発目標)の考え方を基本理念や基本目標に取り入れ、障がいのある・なしに関わらず、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいきます。

### 【SDGs のゴール】



※障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画と特に関連のあるゴールを大きく表示しています。



# 第2編

## 施策の展開



# 第1章 障がい者福祉の総合的な推進

基本目標1：思いやりとコミュニケーションの推進  
—【啓発・広報】

## 1 啓発・広報活動の促進

### (1)障がいに対する理解の促進

ノーマライゼーション社会の実現のため、障がいの理解につながる広報・啓発活動を積極的に行い、町民一人ひとりがその責任と役割を自覚できるようにしていきます。

#### ■広報・啓発活動の促進

障がいの理解につながる情報を「広報わたり」及び町ホームページに掲載して、広く周知を図るとともに、理解の促進を図ります。

また、障がいのある人をサポートするための講座を基幹相談支援センターとともに開催し、県などで開催する講座などを紹介するなど、障がいのある人及び障がいの理解の促進を図り、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。

#### □所管課／関係課

福祉課

#### □これまでの取組状況及び課題

障害者等地域自立支援協議会では、町内の障害福祉サービス事業所情報をまとめた障がい福祉マップを毎年更新し、障がいへの理解について広い周知をはかりました。

また、基幹相談支援センターを設置し、広報などで相談会や研修会の開催について、町民に周知を行い、4地区の公民館で相談会の開催や、民生委員など地域の支援者に対して、研修会を行い、障がいの理解の促進を図りました。



障がい福祉マップ

## □今後の方向性

---

### これまで通りに継続

広報わたり、町ホームページを活用し、多くの人に参加できるよう努めます。

また、相談会や研修会の開催に努めていきます。



## (2)体験・交流事業の推進

相手を思いやる心を醸成するため、より多くの町民と障がいのある人がふれあう機会をつくり、障がいのある人とない人、または障がいのある人同士の交流を促進します。

### ■交流・ふれあい活動の推進

各種の行事において、障がいのある人とない人との交流・ふれあい運動推進のため、主催団体への支援や参加者への啓発に努めます。

また、各種イベントや講座などでは、障がいのある人も参加することを前提とし必要な配慮を行うとともに、障がいのある人同士の交流事業に必要な支援を行います。

### □所管課／関係課

福祉課、生涯学習課

### □これまでの取組状況及び課題

「①盲導犬とのふれあいを通して視覚障がい者の人権を考える」、「②車椅子バスケットを通して身体障がい者の人権を考える」の2事業を町内各小学校において開催している他、③二十歳のつどいにおいて車椅子の出席者がいる場合は、車椅子用のスペースや介助者席の準備を行っています。

実際に盲導犬協会の方を講師として招いて盲導犬とふれあい、視覚障がいの体験を行うことで視覚障がいのある人への理解が深まりました。また、車椅子バスケットの監督や選手を招いて話・実演を見聞し、さらに車椅子バスケットを体験することにより助け合いの大切さを実感し、周囲への気配りができるようになるなど、障がいについてより深く理解してもらえました。さらに、健常者同様スポーツが楽しめることを学び、障がいのある人を特別視しない感覚を育成することにもつながっています。

今後は新型コロナウイルス感染症の予防を意識していくことはもちろんのこと、より学びが深まる体験や学んだことを発信していくことを考えながら、事業を継続実施することができるよう検討していく必要があります。

### □今後の方向性

#### 内容を改善して継続

小学校や関係機関との連携を図り、障がいの理解を深める機会を設けることができるように努めていきます。また、学んだことを保護者や地域に発信してもらい、社会全体で支え合う意識を持てるよう啓発に努めます。

## 2 情報のバリアフリー化

### (1)情報提供の充実

障がいのある人に対する情報のバリアフリー化を推進します。ホームページやパンフレットなどで提供する情報の内容を、障がいの特性や目的に応じてわかりやすく提供します。

#### ■情報のバリアフリー化の促進

誰もがわかりやすい情報提供により情報活動を推進します。また、障がいの特性に応じて様々な情報機器を活用し、効果的な情報の提供を図ります。

#### □所管課／関係課

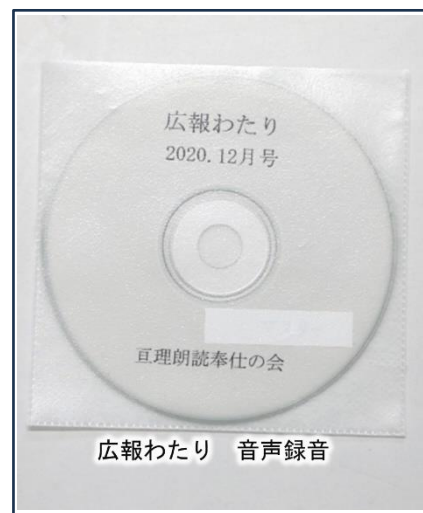
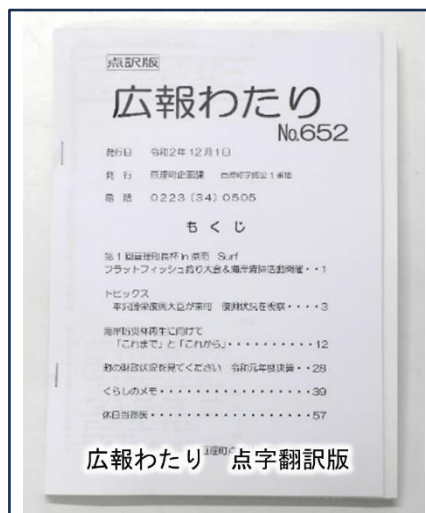
企画課・福祉課

#### □これまでの取組状況及び課題

声の広報や点字の広報を発行し、障がい特性や目的に応じた情報を提供できるように工夫しています。

また、ホームページも音声読み上げ機能に対応できるようリニューアルしました。

今後も、引き続きどのような媒体が利用しやすいかなどの、実態把握に基づいた改善に努めていく必要があります。



#### □今後の方向性

##### 内容（規模）を拡大して継続

LINE を通じたオンライン申請サービスなどにより、障がいの特性に合わせた対応ができるよう努めます。

## (2)コミュニケーション支援の充実

日常生活における情報の収集を支援するとともに、社会参加の際に必要な各種通訳者の派遣を行います。

### ■コミュニケーション支援の充実

障がいのある人が参加するイベント及び社会参加活動において、各種通訳者などの派遣を支援します。

#### □所管課／関係課

福祉課

#### □これまでの取組状況及び課題

聴覚障がいのある人のためにイベントなどでの手話通訳者を配置している他、毎週水曜日に窓口へ手話通訳者を配置しています。通院・就職・地域活動など個別の活動に対しても通訳者派遣を行っています。また、一人での外出困難な障がい者のため福祉サービスを利用した同行支援も行っています。

手話通訳・要約筆記派遣は年々利用件数が増えており、聴覚障がいのある人の社会活動に非常に役立っています。同行支援についても自宅に留まりがちな障がいのある人の社会参加につながっています。

障がいの種類が多岐にわたるため、対応が難しいケースもあります。

#### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

感染症の流行や災害時など手話通訳者の同行が難しい場合においても聴覚障がい者が安心して相談などができる体制を構築するため、通信端末などを介し、手話通訳により意思疎通支援が受けられる、遠隔手話通訳サービスの提供を検討していきます。

また、今後も障がいの特性に合わせた社会参加につながる支援に努めます。

### 3 ボランティア活動の充実

人々は、ボランティア活動を体験することにより、様々な人との交流を通し、相互に理解を深めることができます。障がいのある人に対するボランティア活動は、障がい及び障がいのある人のことをより深く理解することができるよい機会です。また、障がいのある人自身がボランティア活動に参加することは、その人自身の社会参加を助長することにつながります。

#### ■ボランティアの育成

点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員など福祉ボランティアの育成に努めます。

また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の場の開発とコーディネートを促進し、ボランティア活動状況などの情報提供に努めます。

若年層を中心にボランティア活動に対する理解を深める機会を確保し、その活動を支援するとともに、企業などの社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

#### □所管課／関係課

福祉課

#### □これまでの取組状況及び課題

社会福祉協議会が中心となり、ボランティア協議会などを運営しています。

各ボランティアグループが、高齢者から子ども、障がいのある人などに対して、ボランティア活動を実施しています。

課題は、ボランティアが高齢化しており、活動ができなくなる人もいることです。現状、障がいのある人への対応について、専門的な知識が必要な場合もあることから、特定の人だけが活動をしています。

#### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

社会福祉協議会を中心としたボランティアの育成と、ボランティア活動を地域住民と共有できるような取組を通じて、障がいに対する理解や支え合う意識の啓発に努めます。

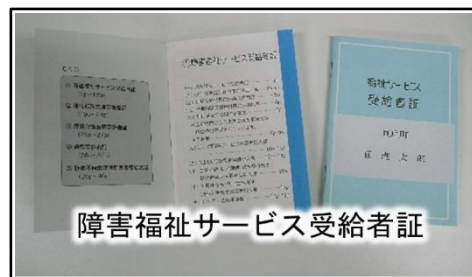
## 基本目標 2：自立した生活を支援する福祉の充実 —【生活支援】—

### 1 生活支援体制の整備

#### (1)福祉サービスの充実

「障害者総合支援法」の基本は、障がいのある人が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指すものであることから、これに基づき障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる支援体制の整備を図っていきます。

また、障がいのある人が住み慣れた環境で安心して暮らすことができるように、障害福祉サービスの見込量を的確に把握しながら、提供事業者との連携及び事業者の新規参入を促進し、良質なサービスと必要量の確保に努めます。



#### ①介護給付の提供

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| ■居宅介護(ホームヘルプ) | ■生活介護            |
| ■重度訪問介護       | ■療養介護            |
| ■同行援護         | ■短期入所(ショートステイ)   |
| ■行動援護         | ■共同生活援助(グループホーム) |
| ■重度障害者等包括支援   | ■施設入所支援          |

#### ②訓練等給付の提供

- |             |                |         |
|-------------|----------------|---------|
| ■自立訓練(機能訓練) | ■就労移行支援        | ■就労定着支援 |
| ■自立訓練(生活訓練) | ■就労継続支援(A型・B型) |         |

#### ③障害児通所サービス

- |             |           |         |
|-------------|-----------|---------|
| ■放課後等デイサービス | ■保育所等訪問支援 | ■児童発達支援 |
|-------------|-----------|---------|

#### ④地域生活支援事業

- |                                |                       |
|--------------------------------|-----------------------|
| ■相談支援事業<br>(基幹相談支援センター等機能強化事業) | ■地域活動支援センター機能強化事業     |
| ■意思疎通支援事業                      | ■日中一時支援               |
| ■移動支援事業                        | ■自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業 |
| ■訪問入浴サービス                      | ■日常生活用具給付事業           |

#### □所管課／関係課

福祉課

#### □今後の方向性

障害福祉計画、障害児福祉計画に基づき、サービス提供基盤の整備を図り、適切なサービス提供に努めていきます。

## (2)福祉機器の利用促進

福祉機器は障がいのある人の身体能力を向上させ、社会的活動を容易にし、また、介護者の負担を軽くします。本町では、補装具費(購入または修理)の支給及び日常生活用具の給付を行っています。これらの事業を広く周知し内容を充実させるとともに、その他情報提供を望む障がいのある人のために新しい福祉関係器具を適宜紹介していくことが必要です。

### ■福祉機器の給付などの充実と利用の促進

身体に障がいのある人の身体的欠損や心身機能の損傷を補うとともに、日常生活や就業を容易にするため、補装具費の支給を行います。

また、在宅の重度障がい者などの日常生活の便宜を図るため、かつ、介護者の負担軽減を図るための日常生活用具の給付を行います。

補装具並びに日常生活用具の給付制度を広く周知し、利用者に合った各種福祉機器や介護用品の適切な利用促進に努めます。

#### □所管課／関係課

福祉課

#### □これまでの取組状況及び課題

日常生活用具給付及び補装具支給の制度を用い、福祉用具や補装具の給付を実施しています。

宮城県リハビリテーション支援センターの専門的な意見を活用し、補装具の給付を実施しています。

日常生活用具において、希望する用具があっても要件を満たさないなど、必ずしも希望通りに給付できない場合があります。

#### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

障害者手帳取得時における周知及び、周辺自治体等の動向やニーズを勘案した上で、必要に応じて給付品目の見直しを検討します。

## 2 生活の安定

---

### (1) 相談支援体制の強化

障がいがあるために十分な判断ができにくい人や自己表現が困難な人に対する支援は、障がいのある人の意志をくみ取り、利用者本人の「主体性」を尊重して行う必要があります。このため、高い専門性を持った相談支援専門員を配した、相談支援事業所を配置するとともに、担当課職員の経験・知識の向上を図り、本町の相談窓口を充実させていきます。

#### ■相談窓口の充実

障がい者福祉担当課並びに相談支援事業所において、相談窓口の総合化、福祉サービスの申請時における相談支援、社会参加・自立支援に向けたあらゆる相談に応じられるよう相談・指導・支援体制の確立に努めます。

#### □所管課／関係課

---

福祉課

#### □これまでの取組状況及び課題

---

基幹相談支援センターを設置し、総合的な相談窓口として、住民の相談や相談支援事業所、障害福祉サービス事業所に対する対応ができる体制を整えています。

障がいのある本人だけでなく、家族を含めた相談対応が必要となっており、個々の状況に合わせた、幅広い関係機関との連携が必要です。

#### □今後の方向性

---

#### これまで通りに継続

障害福祉サービス事業所に留まらず、介護分野、医療機関、就労関係機関、法律相談など様々な機関と連携を図っていきます。

## ■相談支援の拡充

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、障がいのある人の自立などに必要な相談支援を実施します。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況及び課題

基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人や家族からの相談に対応ができる体制を拡充しています。

障がいのある本人だけでなく、家族を含めた相談対応が必要となっており、個々の状況に合わせた、幅広い関係機関との連携が必要です。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

障害福祉サービス事業所に留まらず、介護分野、医療機関、就労関係機関、法律相談など様々な機関と連携を図っていきます。



## (2) 権利擁護の推進

権利が侵害されやすい障がいのある人が安心して生活することができるよう、専門相談など障がいのある人の基本的権利を擁護する支援体制の確立に努めます。

### ■権利擁護体制の整備

成年後見制度などを活用し、積極的に障がいのある人の権利を守るよう努めます。また、福祉サービスの利用に関しては契約の必要があるため、成年後見制度により円滑に利用できるよう努めます。

#### □所管課／関係課

福祉課

#### □これまでの取組状況及び課題

基幹相談支援センターを中心に、権利擁護に関する相談などの対応ができる体制が整いました。

また、基幹相談支援センター主催で成年後見制度研修会を開催し、制度の周知及び権利擁護の普及啓発を行いました。

地域連携ネットワークの中核機関設置に向けて、高齢者福祉担当課や関係機関と連携を図り、検討を進めてきました。

#### □今後の方向性

##### 内容を改善して継続

基幹相談支援センターを中心に、成年後見制度の相談や手続きについて支援できるよう、関係機関と協力して体制整備に努めるとともに、中核機関の設置に向けて検討を進めます。

また、障がいのある方の社会生活を妨げる、社会の中のバリア(障壁)への対応について、話し合いや、理解し合う機会を設け、障がいを理由とする差別の解消に努めていきます。

## ■障がい者虐待防止対策支援

障がいのある人への虐待を防止するため、「巨理町障害者虐待防止センター」では、障がいのある人への虐待に関わる通報の受理、確認、調査を行い、虐待を受けた障がいのある人の相談及び助言などを行います。また、障がい者虐待防止に関する普及啓発に努め、障がい者虐待防止体制の充実を図ります。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況及び課題

基幹相談支援センターを設置し、「巨理町障害者虐待防止センター」事業として障がいのある人への虐待に関わる相談などを24時間365日受け付ける体制を整えています。

また、巨理町虐待防止組織図及び巨理町障害者虐待フロー図を作成することで、横断的な体制構築を図っています。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

虐待に関する通報や届出が円滑につながるよう、巨理町虐待防止組織図及び巨理町障害者虐待フロー図の周知・広報を図ります。

### (3) 経済的な支援

障がいのある人やその保護者を対象に、各種手当などや年金の支給、税の優遇措置などを行い、経済的な負担軽減と暮らしの安定を支援します。

#### ■各種手当等の支給

障がいのある人やその保護者などを対象に、各種手当などの支給を行います。

##### 【各種手当】

- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当
- 特別児童扶養手当

#### □所管課／関係課

福祉課・子ども未来課

#### □これまでの取組状況

制度の普及啓発を行いながら、認定請求の受付を実施しました。  
年間平均で15名程の新規認定請求を受け付けています。

#### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

引き続き、制度の普及啓発を図りながら、適正な請求受付を実施します。

#### ■障害基礎年金制度

障害基礎年金などの制度の周知に努めます。

#### □所管課／関係課

健康推進課

#### □これまでの取組状況及び課題

障害基礎年金などの制度を、関係課と連携し、周知を図りました。

#### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

広報紙やホームページなどを活用し、制度の周知徹底に努めます。

## 基本目標 3 : 生きがいを持った暮らしの推進 —【雇用・就労】

### 1 雇用・就労の促進

障がいのある人が可能な限り一般の企業に就業することができるよう、公共職業安定所と連携するとともに、一人ひとりの障がいの違いを周囲に理解してもらうための職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業<sup>※1</sup>や障害者トライアル雇用<sup>※2</sup>の制度利用を促進します。

また、障害者法定雇用率の遵守を企業へ働きかけ、「事業主が、障がいのある人を雇用することは社会的責務である」という考えの定着に努めます。

さらに、一般の企業に雇用されることが困難な障がいのある人のために、就労支援施設における福祉的就労の支援・促進に努めます。

※1 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業とは、職場にジョブコーチが出向いて障がい特性を踏まえた直接的で専門的な支援を行い、障がい者の職場適応、定着を図ることを目的とした事業です。

※2 障害者トライアル雇用とは、障がいのある人が継続雇用への移行を前提として原則3か月間(精神障がい者は最大12か月間)、障がいのある人と企業の相互理解を深めながら働いてみる制度をいいます。トライアル雇用の期間中は労働基準法などの法律が適用され、賃金が支払われます。

#### ■雇用機会の拡大

障がいのある人の就労促進のため、就労相談や就労情報の提供を推進します。  
公共職業安定所などの関係機関との連携を深めるとともに、障がいのある人の一般就労促進のための啓発広報に努めます。

#### □所管課／関係課

福祉課

#### □これまでの取組状況及び課題

亘理町障害者等地域自立支援協議会では障がいのある人の就労のための支援を検討課題として取り上げ、障がい者の就労についての理解をより深めてもらうため、令和4年度に企業向けの障がい者雇用セミナー、令和5年度に福祉就労フェアを開催しました。障がい者雇用セミナーでは、障がい者の雇用などについての講話、福祉就労フェアでは、就労継続支援事業所による販売会などを行い、障がい者の就労促進および啓発に努めました。

#### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

宮城障害者職業センターや仙台職業安定所(ハローワーク)、障害者就業・生活支援センターとの連携を強化し、障がいのある人の一般就労促進のための啓発広報に努めるとともに、より活用しやすい体制づくりに取り組みます。

## ■雇用・就労の支援

就労を希望する障がいのある人が、生産活動などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を受ける「就労移行支援」を推進します。

障がいのある人の側に立つ就労援助者が職場に出向いて仕事をともにする職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業制度の普及を図ります。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況及び課題

就労移行支援を希望した方には、相談支援事業所を通じて、本人の希望する事業所を紹介し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行っています。また、宮城障害者職業センターでは、公共職業安定所(ハローワーク)、障害者就業・生活支援センターと連携を図り職業評価や職業準備支援、ジョブコーチ支援などを実施しています。

宮城障害者職業センターとの連携を図り、センターの活用について周知する必要があると考えられます。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

利用者ができるだけ長く職場に定着できるよう支援体制の整備に努めます。

## 2 福祉的就労の促進

一般企業などでの就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加していくよう、就労継続支援事業などの充実を図る必要があります。

### ■福祉的就労の充実

一般企業に雇用されることが困難な障がいのある人の就労自立に向けて指導訓練などを行うため、地域活動支援センターの体制及び機能の充実に努めます。

一般企業に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会や生産活動、その他の活動機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を受ける「就労継続支援」を推進します。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況及び課題

令和5年度に福祉就労フェアを開催しました。福祉就労フェアでは、就労継続支援事業所による販売会などを行い、福祉部門と就労支援機関との連携を深めることができました。

また、町では障害者調達促進法に基づき、就労継続支援事業所に対して物品及び役務の調達を行うなど、生産活動の機会を提供しました。

福祉部門と雇用側との情報共有を行う機会が少なく、障害者雇用に対する雇用側の不安を軽減するための体制整備が必要です。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

地域に根差した生産活動や能力向上のための訓練が受けられるよう支援体制の整備に努めます。また、福祉部門と雇用側の情報共有を図ることにより雇用側の不安軽減に努めます。

## 基本目標 4 : 健康で生き生きとした暮らしの推進 —【保健・医療】

### 1 障がいの早期発見・早期対応

#### (1) 母子保健事業の充実

妊産婦、新生児及び乳幼児の健康な体づくり(疾病予防)や異常の早期発見を図るため、また、保護者が安心して子育てができるように母子保健の充実に努めます。

##### ■妊産婦・乳幼児健康診査の充実

妊産婦・乳幼児の健康管理のため、年齢に応じた各種健康診査の充実に努め、障がいの早期発見、早期対応を図ります。

また、保護者の育児不安の解消などを図るため、乳幼児健診において、保健師などが相談支援を行います。

妊産婦、新生児及び乳幼児を対象とした訪問、相談事業をさらに充実し、適正な支援につなげます。

##### □所管課／関係課

健康推進課

##### □これまでの取組状況及び課題

妊産婦・乳幼児の健康管理のため、年齢に応じた各種健康診査の充実に努め、障がいの早期発見、早期対応に努めています。

令和3年度に、乳幼児精神発達精密検査が宮城県児童相談所から本町に移管されたため、子育て世代包括支援センターでは、円滑な発達・疾病の早期発見と適切な支援へ繋ぐことができるよう、臨床心理士を確保し、心理相談や発達相談(発達検査)のほか、小集団グループによる親支援を実施し、子ども相談事業の充実を図りました。また、子育て世代包括支援センターでは、子どもの成長を継続的に支援するため、保育所や幼稚園、児童発達支援事業、医療機関等と連携を図り、適切な支援に取り組んできました。

さらに、令和4年度には発達障害の早期発見・早期療育のため1歳8か月健康診査に M-CHAT(スクリーニング)を導入しましたが、発達障害の診断については、受け入れる専門の医療機関が少なく、予約が難しいため不安を抱える保護者がいる状況となっています。

また、子育て世帯を包括的に支援する「こども家庭センター」を全国の市区町村に設置する国の方針が示され、自治体に設置努力義務が課せられました。

本町では「子育て世代包括支援センター(母子保健機能・保健福祉センター内)」と「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉機能・子ども未来課内)」を設置し、連携を図りながら個々の家庭に応じた切れ目ない対応に取り組んでいますが、より一層の相談支援体制の強化が必要です。

## □今後の方向性

---

### これまで通りに継続

引き続き、障がいの早期発見、早期対応を図るため、乳幼児健康診査において保健師、保育士、臨床心理士を配置する他、個別支援として、専門職による心理相談や発達相談、親支援事業を実施し、安心して子育てが出来るよう努めていきます。

また、従来の「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」双方の機能に加え、より一層の相談支援体制の強化及び一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」を令和6年4月より保健福祉センター内に設置します。



## (2)生活習慣病予防事業の充実

生活習慣病予防教育、各種健康診査の受診率向上を図るとともに、生活習慣病や疾病による後遺障がいを予防するため、適切な生活習慣を通して自ら健康管理ができるよう生活習慣病予防の充実に努めます。

■健康診査(各種がん検診・特定健診等・骨粗しょう症検診・歯周病検診・肝炎ウィルス検診)の受診率向上

■健康相談・健康教育の充実

健康診査などの受診率がより向上するための対策に努めます。  
個人の状況に合わせた保健指導を実施し、生活習慣病などの発症・重症化予防に努めます。

### □所管課／関係課

健康推進課

### □これまでの取組状況及び課題

各種健康診査などの受診率向上を目的として、町広報誌への記事掲載や、対象者へ個別通知などを実施しています。また、「総合健診(複数の健診や検診を同時に受診できるもの)」を実施するとともに、受診率の向上に向け、特定健診の自己負担額を無料にしております。特定健診初年度となる40歳の人、及び41歳の人に対して、個別に健診受診勧奨通知や家庭訪問を実施しています。

また、健診結果を基に関係各課と連携しながら、生活習慣病の重症化予防のために保健指導(健康相談・健康教育)を実施しています。

各種健康診査などの受診率はほぼ横ばいとなっていますが、健診結果を見ると、高血圧者のうち未治療、治療中断の者が減少していることから保健指導により改善されたものと思われます。

しかしながら、介護につながりやすい脳血管疾患や心不全等の治療者も少なくはない状況にありますので、特に若い世代の受診率向上と生活習慣病予防に向けてさらなる対策が必要と思われます。

### □今後の方向性

これまで通りに継続

受診者の利便性向上を目的として、「総合健診」を引き続き実施するとともに、受診勧奨を今後も継続してまいります。「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に伴い、関係各課などと連携を図りながら、保健指導や健康相談・健康教育に努めます。

### (3) 精神保健対策の充実

精神障がいのある人が地域で安心して暮らせ、精神障がい者にも対応した地域包括システムの構築を目指すためには、保健・医療・福祉などと地域住民の理解及び自主的な活動組織の育成・支援が必要となってきます。このために、医療機関や保健所などと連携を図りながら相談体制の充実を推進します。

#### ■相談体制の充実

管内保健所、行政機関、医療機関、地域活動支援センター、相談支援事業所などの各関係機関が協力しながら、健康や日常生活などについての相談体制を充実させ、精神障がいがある人の社会復帰や自立生活の促進を図ります。

#### □所管課／関係課

福祉課

#### □これまでの取組状況及び課題

保健所、相談支援事業所、医療機関、基幹相談支援センターなど関係機関と連携し、退院後の生活、地域での生活を支援しているほか、精神科医による相談会を開催しています。

また、基幹相談支援センターでは関連機関の連携強化への取組も行っています。

自分自身や周囲の人の症状や変化に気が付いたときなどに、気軽に相談できる窓口体制の周知が重要です。

#### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

個々人の支援体制は充実してきましたが、精神障がいには、疾病の治療と障がいのリハビリテーションの両方が必要であるという認識を広げ、差別や偏見、誤解をなくす取組として、住民の精神障がいに対する理解の向上を図っていきます。

## (4)難病対策の充実

### ■生活の質(QOL)の向上

本人並びに家族の経済的・身体的・精神的負担の軽減を図るために、在宅サービスの充実に努めます。

ニーズに合った福祉用具の利用に関する相談や介護方法などの情報提供を推進します。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況及び課題

平成25年4月の障害者総合支援法の改正にともない、難病の人も障害福祉サービスを利用することができるようになり、少人数ですがサービスを利用する方が増えてきました。ただし、難病の方の中には、身体障害者手帳を所持している方もおり、特定疾患医療受給者証のみ提示をして利用する方は少ない状況にあります。

サービスを利用することにより、より自立した生活を目指すことができると思われませんが、特定疾患医療受給者証の手続きは保健所で行っているため、保健所と連携を図り、本町の福祉サービスについて、周知してもらえるよう働きかけをしていくことが必要と思われま

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

個別のケースの対応と合わせ、研修会など介護保険部門と連携を図っていきます。

## 2 医療とリハビリテーションの充実

### (1) 二次障がい発生予防の充実

障がい等にともなう二次障がい及び合併症を予防するため、本人並びに家族への情報提供を行います。また、障がいの早期発見・早期対応及び障がいに対する適切な医療的ケア等の提供を行うことで、障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい及び合併症の防止を図るとともに、障がいのある人に対する適切な保健福祉サービスを提供します。

#### ■健康相談事業の充実

障がいに伴う二次障がいの発生予防のために、常に相談しやすい環境整備に努め、障がいのある人の相談などの一層の充実を図ります。

障がいが発生した初期段階で本人並びに家族に対し各種福祉サービスなどの情報提供を行うよう努めます。

#### □所管課／関係課

福祉課・健康推進課

#### □これまでの取組状況及び課題

宮城県で行っている障害者検診について、広報を活用し、周知を図りました。

個々の状況に合わせて相談対応していくことで、医療、福祉の連携が図られています。

医療・保健・福祉の関係機関との連携を図り、障がいの早期発見、早期治療、療育、相談体制が切れ目なく行えるよう取り組んできました。

#### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

医療・保健・福祉の関係機関との連携を図り、障がいの早期発見、早期治療、療育、相談体制が切れ目なく行えるよう継続して努めていきます。

## (2)リハビリテーション体制の推進

障がいのある人が、より安心・安全な生活を送るために適切な指導、助言を受けることができるようリハビリテーション医療施設との連携を図ることが必要です。医療施設や福祉サービス事業所、相談支援事業所との連携を図り、本人、家族への支援を行います。

### ■リハビリテーション医療施設の整備(連携強化)

必要に応じて、リハビリテーションの専門職から適切な助言などを受けることができるよう、体制整備に努めます。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況及び課題

各医療機関において、社会復帰や自立支援に向けた訓練が行われていたり、必要に応じて関係機関との連携も行っています。医療機関に限らず、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)がいる障がい福祉施設もあり、重症化予防や機能向上に向けリハビリを実施しています。

各医療機関や障がい福祉施設のリハビリの専門職との連携を図り、相談しやすい体制を構築していくことが重要と考えます。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

リハビリの専門職と連携を図り、必要時に相談できるような体制の構築を図っていきます。

## 基本目標 5：心豊かな暮らしの推進 —【スポーツ・芸術】

### 1 文化活動への参加の促進

文化活動などによる交流は、障がいのある人の社会参加やリハビリテーションにも有効であるとともに、ノーマライゼーション理念を広く浸透させるためにも重要です。

障がいの種別を越えた連帯や様々な人との交流を一層深める機会を提供し、社会参加を通じた生活の質(QOL)の向上を図るための条件の整備に努めます。

#### ■文化活動の推進

各種の催しにおいて、手話通訳者の配置や車椅子スペースの確保など、障がいのある人に配慮した運営を、主催者などに呼びかけます。

作品展示の機会を充実させ、障がいのある人の意欲を高めていくよう支援します。また、県で実施しているイベントへの参加を積極的に推進します。

#### □所管課／関係課

福祉課

#### □これまでの取組状況及び課題

町主催のイベントの際は、障がい者に配慮した場所を選定し開催しています。

コミュニケーションをとる際に、障壁と受け取られないよう手話通訳や要約筆記の配置を主催者側で配慮できるように周知が必要です。

#### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

各担当課主催の行事において、障がい者への配慮を持って事業運営に努めます。また、町以外の主催イベントについても配慮されるよう周知を図っていきます。

## 2 スポーツ・レクリエーション活動等への参加促進

障がい者スポーツだけではなく、障がいのある人が、障がいのない人とともに行うスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

### ■スポーツ・レクリエーション活動の充実

各種障がい者スポーツ・レクリエーション大会を支援するとともに、参加の機会を拡充します。

障がいのある人も楽しめるスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

### □所管課／関係課

生涯学習課

### □これまでの取組状況及び課題

海洋スポーツなどをはじめ、多様な種目などについて、参加・体験できる体制や機会を確保していく必要があります。

関係機関と情報共有しながら、大会参加助成や各種団体での運営に対しても支援等に取り組んでいます。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

関係機関と情報共有しながら、大会参加助成や各種団体での運営に対しても支援を図っていきます。

## 基本目標6：安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進—【生活環境】

### 1 福祉のまちづくりの推進(バリアフリーの推進)

今後のまちづくりにあたっては、加齢により身体機能の低下した人や様々な障がいのある人が、生き生きと生活できるまちこそが、全ての人にとって、やさしく暮らしやすいまちであるとの観点に立ち、高齢者や障がいのある人、子どもなど全ての人々が家庭や地域でともに暮らし、安心して生活することができる社会をつくるという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、本町の既存施設の計画的なバリアフリー化を推進していくことが必要です。

#### ■公共的建築物のバリアフリー化

不特定多数の人々が利用する建築物で新築されるものについては、「高齢者、障がい者などの移動などの円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」や宮城県の「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、建築主に対する必要な助言などを行います。

公共建築物には、点字表示による案内板の整備や障がい者用のトイレの設置を進めます。

#### □所管課／関係課

都市建設課・施設管理課

#### □これまでの取組状況及び課題

亘理駅東口のバリアフリー化工事を実施しました。また、新規工事及び改修工事に合わせバリアフリー化を進めています。さらなる整備には財源の確保が課題となっています。

#### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

公営住宅等長寿命化計画に基づき修繕・改善など実施するとともに、引き続き新規・改修工事に合わせて、計画的にバリアフリー化を進めていきます。また、公共施設等の基本・実施設計の際にユニバーサルデザイン化を図ります。



## ■公園等のバリアフリー化

◆ 障がいのある人の健康づくりや野外活動、障がいのない人々とのふれあい・交流の機会(場)として利用できるよう施設の充実を図ります。

### □所管課／関係課

施設管理課

### □これまでの取組状況及び課題

新規工事及び改修工事に合わせバリアフリー化を行っています。さらなる整備には財源の確保が課題となっています。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

都市公園施設長寿命化計画に基づき修繕・改善など実施します。

## 2 移動・交通対策の推進

障がいのある人が健康で生きがいを持って生活していくためには、外出の機会を増やすことが重要です。障がいのある人が行きたいところへスムーズに行ける公共交通機関、道路などの整備に取り組めます。

### ■道路・歩道等の整備

歩道の整備、段差の解消、交差点の改良などや、車椅子利用者用駐車スペースの確保、障がい者用トイレの設置を図ります。

また、障がいのある人の通行の妨げとなる歩道にはみ出した商品、看板及び放置自転車などの除去を目指した啓発を推進します。

### □所管課／関係課

都市建設課

### □これまでの取組状況及び課題

町道浜吉田駅前線道路や町道西郷東郷線、町道狐塚線の歩道整備や町道神宮寺高屋線などの道路改良を行いました。避難道路や通学路整備においては、歩道も含め整備を行っていますが、生活道路の整備については、用地の確保や、事業費の問題などから歩道整備の新設や改修までには至っていません。

主要幹線や学校周辺においてはおおむね整備ができていますが、さらなる整備には財源の確保が課題となっています。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

今後も、緊急性の高い場所から優先的に整備を進めていきます。

## ■タクシー料金及び自動車燃料の助成

障がいのある人の社会参加活動の促進を図るとともに、通院や役場などの公的機関に行くためにタクシーを利用する際の利用料金、または自家用車で移動する際の燃料費の一部を助成します。

### □所管課／関係課

福祉課

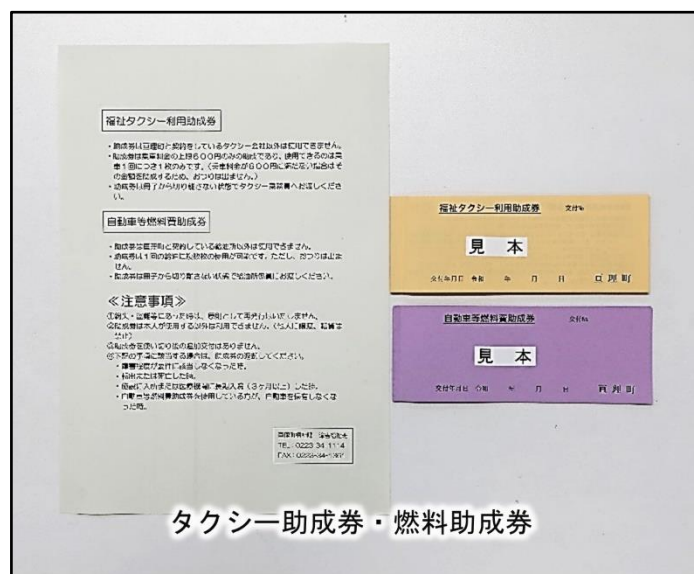
### □これまでの取組状況

タクシー券助成の申請状況は、令和5年度：113人（令和5年8月末現在）、令和4年度：126人、令和3年度：151人となっています。

燃料券助成の申請は、令和5年度：251人（令和5年8月末現在）、令和4年度：268人、令和3年度：286人となっています。

令和4年度の利用率がタクシー券は約78%、燃料券は約94%と高く、障がい者の方の社会参加活動などの促進につながっていることがうかがえます。

次年度の申請について、町広報紙に掲載し周知を図っています。



### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

助成券交付時、口頭で次年度申請について案内するとともに、町広報誌・町ホームページなどにおいて周知を図ります。

### 3 防災・防犯対策の推進

#### (1)防災意識の高揚

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するため、障がいのある人はもとより関係団体、地域住民などの連携による防災意識の高揚を図り、障がいのある人の状況、特性などに応じた防災対策が的確に講じられるよう、支援体制を整備します。

#### ■防災体制の充実

救急知識の普及・啓発のため、町民、事業所、各種団体に対して、救命講習会などを開催します。また、防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域や社会福祉施設などにおいて、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導・啓発します。

さらに障がいのある人を災害から守るため、「災害時避難行動要支援者情報登録制度」を実施します。

#### □所管課／関係課

総務課・福祉課

#### □これまでの取組状況

全町民を対象に亘理町総合防災訓練を実施しました。(R3は新型コロナウイルスの影響により中止、R4,R5は開催)また、要配慮者利用施設に係る水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成を推進しました。(町内 100%)

災害時避難行動要支援者情報登録制度を平成27年4月から実施し、現在では障がい等を事由とする対象者が約 1,800 名(うち災害時の支援希望者は約 360 名)となり、各地区の自主防災組織で

の支援計画の検討も進んでいます。対象者に対しては、窓口などで情報提供を行うとともに、民生委員など地域の支援者にも、制度について情報提供を行いました。

障がいや病気のある人に、災害が発生したときや移動が必要なとき、避難所で過ごす際など、「手助けが必要な人」と「手助けする人」をつなぐ『ヘルプカード』を配付しています。

令和3年12月に社会福祉法人ありのまま舎と福祉避難所の設置に関する協定を締結し、医療的ケアが必要な重度障がい者が直接福祉避難所に避難できる体制を整備しました。



## □今後の方向性

---

### 内容（規模）を拡大して継続

障がい者を含む全町民を対象に、継続して総合防災訓練を開催し、防災知識の普及啓発に努めるとともに、本町防災の根幹である巨理町地域防災計画の修正等を継続して行っています。また、福祉避難所の設置や災害時避難行動要支援者の個別支援計画の作成、各地区の自主防災組織との連携を推進し、防災体制の強化を図っていきます。

## ■防犯体制の充実

講習会などを通じて、障がいのある人を含めた地域住民の防犯意識の向上を図ります。  
また、悪質商法などによる障がいのある人の被害を未然に防止するための消費者教育、情報提供体制の強化を図ります。  
さらに、障がいのある人が不当な訪問販売などの被害に遭わないようにするための消費生活相談などの支援体制の充実を図ります。

## □所管課／関係課

町民生活課・福祉課

## □これまでの取組状況

相談支援事業所などが、生活全般の相談の中で、必要な方に専門相談につなげるなど対応を行っています。

判断が難しい方については、公的機関の金銭管理支援、相談機関の利用につながっています。

地域の支援者などにも専門相談機関の役割などの理解、周知を進めていく必要があります。

## □今後の方向性

### これまで通りに継続

相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域の支援者である民生委員やボランティアなどに消費生活相談、権利擁護事業などの理解を図っていきます。

## (2)緊急時の情報提供の整備

障がいのある人を災害から守るため、地域における防災のネットワークづくりの整備を推進します。

### ■災害情報提供体制の整備

各種防災関係機関との密接な連携を図りながら、連絡調整・役割分担のあり方について検討し、体制整備を進めます。

各自主防災組織において、避難支援活動や安否確認に必要な情報を提供し、障がいのある人を災害から守ります。

### □所管課／関係課

総務課・福祉課・長寿介護課

### □これまでの取組状況

全町民を対象に亘理町総合防災訓練を実施しました。(R3は新型コロナの影響により中止、R4,R5は開催)また、定期的に自主防災組織及び消防署へ最新の災害時避難行動要支援者の情報を提供して連携を図っています。

防災関係機関との情報共有が図られ、今まで災害時の行動計画を立てていなかった行政区でも情報を提供することで要支援者への災害時の対応への意識が高まりました。

障がいや介護サービスを受けている人の中にも災害時避難行動要支援制度を知らない人がおり、周知の強化が必要です。

### □今後の方向性

#### 内容（規模）を拡大して継続

障がい者を含む全町民を対象に、継続して総合防災訓練を開催し、各自主防災組織の災害対処能力の向上を図っていきます。

障がいや介護サービスを受けている人の中にも災害時避難行動要支援者情報登録制度を知らない人がいるため、さらなる周知を図っていきます。

また、県などの防災関係機関や各地区自主防災組織との情報共有を図り、災害時対応についての体制整備を推進していきます。

## 第2章 障害福祉サービスの推進

### 1 自立支援給付

#### (1)訪問系サービス

##### ■居宅介護(ホームヘルプ)

障がい者(児)にホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や居宅から医療機関への通院などの外出支援などを行います。

##### □所管課／関係課

福祉課

##### □これまでの取組状況

必要に応じて、居宅における入浴、排せつ、食事の介助や掃除、洗濯などの家事援助、居宅から医療機関への通院などの外出支援を行っています。

実績値をみると、実利用者数は見込量を上回っていますが、サービス量は見込量を下回っています。

利用者の増加に伴い利用量も増加しています。今後も継続的な提供が必要です。

##### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

引き続き、継続的なサービス提供を行っていきます。



## ■重度訪問介護

重度の肢体不自由者などで常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況

常時介護を必要とする重度の肢体不自由または重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する者の居宅での介護、家事並びに生活などに関する相談及び助言生活全般の支援や外出時の介護を総合的に行っています。

令和3年度からは利用実績がありませんでしたが、今後も継続的な提供が必要です。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

引き続き、継続的なサービス提供を行っていきます。

## ■同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者などに対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などの支援を行います。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況

移動時や外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、排せつ・食事などの介助を行っています。

実績値は見込量とほぼ同水準でした。

今後も継続的な提供が必要です。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

引き続き、継続的なサービス提供を行っていきます。

## ■行動援護

自己判断能力が制限されている人(重度の知的障がい者(児)または重度の精神障がい者)であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障がいに対する援護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事などの支援を行っています。

実績値は見込量とほぼ同水準でした。

今後も継続的な提供が必要です。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

引き続き、継続的なサービス提供を行っていきます。

## ■重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況

介護の程度が著しく高い、常時介護を要する障がい児者に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供するものですが、県内には、重度障がい者など包括支援を提供する事業所はありません。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

情報収集しながら実施について検討していきます。

## (2)日中活動系サービス

### ■生活介護

常に介護を必要とする人に障がい者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### □所管課／関係課

福祉課

#### □これまでの取組状況及び課題

食事や入浴・排せつなどの介護や日常生活上の支援、生産活動の機会などを提供しています。

実績値は見込量と同水準でした。

町内に実施事業所が少ないため、利用できる事業所が限られる状況にあります。

#### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

引き続き、継続的なサービス提供を行っていきます。

### ■自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

機能訓練は、身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事などの訓練を実施することと合わせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

#### □所管課／関係課

福祉課

#### □これまでの取組状況及び課題

心理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーション日常生活上の相談支援などを行っています。

本町では利用実績がないサービスです。

町内に実施事業所がないため、利用できる事業所が仙台市周辺に限られる状況にあります。

## □今後の方向性

### これまで通りに継続

町外の実施事業所をこれまで通り利用していきますが、町内に事業所の設置を検討している事業者があれば、情報提供などに協力していきます。

## ■自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練は、知的障がい者・精神障がい者を対象とし、食事や家事などの日常生活能力向上のための支援を実施することと合わせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

## □所管課／関係課

福祉課

## □これまでの取組状況及び課題

食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援などを行っています。

実績値は見込量を下回りました。

町内に実施事業所がないため、利用できる事業所が仙台市周辺に限られるという状況にあります。

## □今後の方向性

### これまで通りに継続

町外の実施事業所をこれまで通り利用していきますが、町内に事業所の設置を検討している事業者があれば、情報提供などに協力していきます。

## ■就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況

一般就労などに向け、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場さがし、就労後の職場定着のための支援を行っています。

実績値は見込量とほぼ同水準でした。

平成29年度より、支援学校において就労アセスメントを実施することになり、就労移行支援を利用する児童が一定数見られました。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

引き続き、継続的なサービス提供を行っていきます。

## ■就労継続支援(A型・B型)

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援A型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積み、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

就労継続支援B型は、雇用契約は結ばず、就労機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況及び課題

A型は雇用契約に基づく就労の機会の提供、B型は雇用契約は結ばないが就労や生産の機会を提供し、一般就労に必要な知識、能力が高まった人については一般就労などへの移行に向けた支援を実施しています。

A型の実績値は見込量とほぼ同水準でしたが、B型の実績値は見込量を大きく上回りました。

町内にA型の実施事業所がないため、利用できる事業所が町外に限られる状況にあります。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

町内外の実施事業所をこれまで通り利用していきますが、利用量が大きく増加していることから、町内に事業所の設置を検討している事業者には、情報提供などに協力していきます。

## ■療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、主として昼間、病院などにおいて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況及び課題

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。

実績値は見込量とほぼ同水準でした。

町内には実施事業所がないため、利用できる事業所が近隣市町に限られる状況にあります。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

町外の実施事業所をこれまで通り利用していきますが、町内に事業所の設置を検討している事業者には、情報提供などに協力していきます。

## ■短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合など、障がい者(児)に対し、短期間、施設などにおいて入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況

居宅において介護を行うものが疾病や冠婚葬祭、休息などにより一時的に障がいのある人の介護ができないときに障がい者支援施設などで見守り、介護を行っています。

実績値は見込量をやや上回りました。

町内に設置された地域生活支援拠点施設を軸に今後も継続的な提供が必要です。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

地域生活支援拠点施設を軸に引き続き継続的なサービス提供を行います。



### (3) 居住系サービス

#### ■共同生活援助(グループホーム)

主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供などの日常生活上の援助を行います。

#### □所管課／関係課

福祉課

#### □これまでの取組状況及び課題

利用者に対し、世話人が食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、余暇活動の助言、個別支援計画作成を行っています。

実績値は見込量を大きく上回りました。

一人暮らしは難しいものの、世話人などの支援を受けながらであれば自立して生活できるという方にとっては、成果が見られます。

町内に実施事業所が少なく、利用できる事業所が限られており、住み慣れた地元での生活を希望されている方も町外の事業所を利用している場合があります。

#### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

町内に事業所の開設を検討している事業者がいれば情報提供などに協力するとともに、支援体制の強化を図り、新規事業所の開設を推進していきます。

## ■施設入所支援

夜間や休日における入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の相談支援などを提供します。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況

介護が必要な方や通所が困難な方に居住の場を提供し、夜間や休日における日常生活上の支援を行っています。

実績値は見込量を下回る水準でした。

施設入所を必要とする方が、空きが無いため、待機している場合もあります。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

平成30年度に地域生活支援拠点施設が設置され、医療の必要な方の入所施設として利用を図ってきました。今後も重度の障がいを持った方まで受け入れ可能な施設として整備を進めていきます。

## (4)指定相談サービス

### ■計画相談支援

サービスなど利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス利用計画を作成し、モニタリングなどを行います。

#### □所管課／関係課

福祉課

#### □これまでの取組状況

相談支援事業所によるアセスメント向上に向けた事例検討会を開催し、スキルアップを図りました。

実績値は見込量を上回る同水準でした。

#### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

相談支援専門員の資質向上に取り組みます。

### ■地域移行支援

施設や病院に長期入所していた人が地域で生活するための相談や住宅の確保、サービス事業所への同行支援など、地域に生活を移すための支援を行います。

#### □所管課／関係課

福祉課

#### □これまでの取組状況

前回の計画期間中には、利用はありませんでした。

#### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

関係機関などとの連携に努めながら、支援体制の整備、充実を図っていきます。

## ■地域定着支援

居住において単身などで生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに相談支援を行います。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況

前回の計画期間中には、利用はありませんでした。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

関係機関などとの連携に努めながら、支援体制の整備、充実を図っていきます。

## 2 地域生活支援事業

### ■相談支援事業(基幹相談支援センター等機能強化事業)

障がいのある人などからの相談に応じ、情報の提供やサービス利用の支援をします。また、権利擁護のために必要な援助を行い、日常生活、社会生活への支援をします。

#### □所管課／関係課

福祉課

#### □これまでの取組状況

基幹相談支援センターを設置し、住民の相談や相談支援事業所、障害福祉サービス事業所に対する相談対応や権利擁護のための必要な援助などができる体制を整えています。

障がいのある本人だけでなく、家族を含めた相談対応が必要となっており、個々の状況に合わせた、幅広い関係機関との連携が必要です。

#### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

障害福祉サービス事業所にとどまらず、介護分野、医療機関、就労関係機関、法律相談など様々な機関と連携を図っていきます。

### ■日常生活用具給付事業

障がいのある人に、在宅での日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。

#### □所管課／関係課

福祉課

#### □これまでの取組状況

日常生活用具の活用は、障がいのある人の自立支援と社会参加や、介護者の負担軽減の観点からも重要ですので、障害者手帳取得時において、周知や利用の案内を行っています。

#### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

障害者手帳取得時における周知及び、周辺自治体等の動向やニーズを勘案した上で、必要に応じて給付品目の見直しを検討します。

## ■移動支援事業

屋外での単独の移動に困難がある障がいのある人などについて、外出の際の移動を支援します。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況

買い物や娯楽などの社会参加の促進のため、障がいのある人の外出における支援を実施しています。

令和5年度現在、9事業所と契約を締結し、相談支援事業所が計画作成時にはニーズを聞き取るにより、利用に結びついています。

社会参加促進のため需要がある制度であり、希望者が適切に利用できるよう、相談支援事業所との連携が必要です。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

相談支援事業所へ情報提供を行い、連携の強化を図っていきます。

## ■地域活動支援センター機能強化事業

創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況

新規利用者もあり、利用者の減少もなく、活動が継続されています。

創作活動や生産活動をとおり、障がいのある人の社会参加が促進されています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、イベントなどでの製品の販売など地域との交流が制限されていたため、今後の活動のあり方に検討が必要です。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

指定管理者とセンターのあり方について、情報共有を重ね、引き続き事業の充実を図りつつ、継続的なサービス提供を行います。

## ■意思疎通支援事業

障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人などに、手話通訳者や要約筆記通訳者を派遣します。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況及び課題

手話通訳及び要約筆記の派遣依頼を受け、通訳者を派遣しています。また、毎週水曜日に福祉課窓口到手話通訳者を配置しています。

病院受診や社会活動参加のために、通訳者派遣が利用できる、毎週水曜日に手話通訳者が窓口常駐しているということで安心感があり、来庁しやすい環境になっています。

「遠隔手話通訳サービス」の利用にあたり、本町が支援する内容の検討が必要です。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

町ホームページ、みみサポみやぎホームページへの情報掲載や町広報誌への掲載を定期的に行い、本事業の周知に努めます。

## ■日中一時支援

障がいのある人などの家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、障がいのある人などの日中における活動の場を確保します。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況及び課題

介護する家族の負担軽減を図るため、障がいのある人の日中の活動の場を提供しています。令和5年度現在、7事業所と契約を締結し、相談支援事業所やサービス事業所が本人・家族のニーズを聞き取るにより、利用に結びついています。

希望者が適切に利用できるよう、相談支援事業所への情報提供が必要です。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

相談支援事業所へ情報提供を行い、連携の強化を図っていきます。

## ■自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の運転が円滑に行えるよう自動車の改造に要する費用の一部を補助します。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況

障がいのある人の運転免許取得時及び自動車運転のための改造における助成を実施しています。

支援学校在学生の支援会議で情報提供を行っています。運転免許取得で卒業後の就労につながる事例も増えています。

申請後、免許取得に時間がかかり、取得にいたらないケースもありました。

### □今後の方向性

#### これまで通りに継続

支援学校在校生の支援会議での情報提供、相談支援事業所への情報提供を実施します。



## 第3章 障害児福祉サービスの推進

### 1 障害児通所支援

#### ■児童発達支援

未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

#### □所管課／関係課

福祉課

#### □これまでの取組状況及び課題

日常生活上における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを個別支援計画に基づき提供しています。

過去3年間の実利用者数は見込量を大きく上回り、利用者・サービス量ともに増加傾向が続いています。

#### □今後の方向性

#### 内容（規模）を拡大して継続

これまでの利用実績を踏まえ、サービスの提供体制を検討していきます。

## ■放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に、授業終了後または夏休みなどの長期休業日などに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況

学校授業終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との促進その他の便宜を提供しています。

過去3年間の実利用者数は見込量を大きく上回り、利用者・サービス量ともに増加傾向が続いています。

もっと利用回数を増やしたいと思っても、利用事業所に空きがないため、他の事業所を併用して利用している方も見受けられます。

### □今後の方向性

#### 内容（規模）を拡大して継続

これまでの利用実績を踏まえ、サービスの提供体制を検討していきます。

## ■保育所等訪問支援

保育所などを訪問し、障がいのある児童に対して、外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

### □所管課／関係課

福祉課・子ども未来課

### □これまでの取組状況

令和4年度より「亘理町障がい児等療育支援事業」として、民間法人へ委託を行い実施をしました。

### □今後の方向性

#### 内容を改善して継続

「亘理町障がい児等療育支援事業」の中で実施します。

## 2 障害児相談支援

### ■障害児相談支援

サービスなどの利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の日常生活や地域生活を支え、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、きめ細かく支援します。

### □所管課／関係課

福祉課

### □これまでの取組状況

相談支援事業所によるアセスメント力の向上に向けた事例検討会を開催し、スキルアップを図りました。相談件数も増加し、障がいを持つ児童の課題解決に向け、支援を実施しました。

障がい児のサービス利用者数の増加に伴い相談支援件数も増加しています。相談支援体制の強化が必要です。

### □今後の方向性

#### 内容（規模）を拡大して継続

相談支援体制の充実と、相談支援専門員の資質の向上を図っていきます。

また、障がい児の総合的な相談、地域支援の中核的な機能を担う児童発達支援センターの整備を検討していきます。

### 3 その他の事業

#### ■亘理町障がい児等療育支援事業

本町では、町内の保育所、児童館、児童クラブにおいて保育士などが発達気になる子どもや障がいのある子どもの行動特性及び関わり方などの支援方法を理解し、対応することができるよう、町内の各障害児通所支援施設や各児童福祉施設の保育士からの相談に応じたり助言を行ったりしています。

また、本町子ども未来課で実施している臨床心理士や特別支援学校の地域コーディネーターによる児童福祉施設や幼稚園などへの巡回相談(各施設年1～2回)や保護者からの相談に応じる心理相談事業と連携を図り、より専門的な助言を受けながら事業の推進を図っています。

#### □所管課／関係課

子ども未来課

#### □これまでの取組状況

令和4年度より「亘理町障がい児等療育支援事業」として、民間法人へ委託し、「発達応援教室」「児童福祉施設等訪問支援」「児童福祉施設等職員に対する研修会」等、子どもの発達に悩みを抱える保護者への相談に応じて療育方法の助言を行ったり、児童福祉施設等に通所している障がい児への療育方法について相談に応じるとともに助言を行いました。

#### □今後の方向性

##### これまで通りに継続

「亘理町障がい児等療育支援事業」として、民間法人へ委託し、「発達応援教室」「児童福祉施設等訪問支援」「児童福祉施設等職員に対する研修会」等、子どもの発達に悩みを抱える保護者への相談に応じて療育方法の助言を行ったり、児童福祉施設等に通所している障がい児への療育方法について相談に応じるとともに助言を行います。

## 第4章 本計画における重点事業

国の「障害福祉サービスなど及び障害児通所支援などの円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、新たなサービスの創設や、既存のサービスの強化などの方向性が示されています。

本町においても国の方針を踏まえ、以下の事業について本計画で重点的に取組を推進していきます。

### ■地域生活を支援する新たなサービス＝自立生活援助

障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者などを対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、以下の内容などについて確認を行い、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行うものです。

- ・食事、洗濯、掃除などに課題はないか
- ・公共料金や家賃に滞納はないか
- ・体調に変化はないか、通院しているか
- ・地域住民との関係は良好か

定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メールなどによる随時の対応も行います。

### □今後の方向性

障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障がい者で一人暮らしを希望している人に対しては、現在、ホームヘルパーや通所を利用し、状況を確認していますが、障がいを持った人がより安心して生活ができるよう、関係機関と検討していきます。

### ■就労定着に向けた支援を行う新たなサービス＝就労定着支援

就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている者を対象に、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整やそれにとともなう課題解決に向けて必要となる支援を実施するものです。

具体的には、企業・自宅などへの訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を実施します。

### □今後の方向性

一般就労へ移行すると、継続的に関わる機関が限られ、悩んでいる障がい者も少なくないことから、就労定着に向け、関係機関との連携を図っていきます。

## ■重度訪問介護の訪問先の拡大

日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障がい者であって、医療機関に入院した者を対象に、当該医療機関を訪問し、利用者ごとに異なる特殊な介護方法(体位交換など)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげるものです。

強い不安や恐怖などによる混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室などの環境調整や対応の改善につなげていきます。

## □今後の方向性

重度の訪問介護を利用している人は、医療機関とのつながりが必要な人が多いため、医療機関へ訪問介護者が出向くことができれば、介護者の負担軽減にもつながるため、実施に向け検討していきます。

## ■新高額障害福祉サービス等給付費の円滑な利用

以下の条件に該当する人を対象に、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設けるものです。

- ・65歳に至るまで5年間継続して特定の障害福祉サービスの支給決定を受けていた方
- ・介護保険移行後に障害福祉サービスに相当する特定の介護保険サービスを利用する場合
- ・65歳に達する日の前日に障害支援区分が区分2以上であったこと
- ・65歳に達する日の前日に「低所得」または「生活保護」に該当し、65歳以降の申請時も「低所得」または「生活保護」に該当すること
- ・65歳になるまで介護保険サービスの利用がなかったこと

## □今後の方向性

現時点においても、障害者福祉サービスから介護保険サービスへ容易に切り替えできるサービスについては、相談支援事業所を通じて、介護保険制度に切り替えができていますが、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担軽減措置が異なるために、介護保険サービスを利用した場合、利用者の自己負担が新たに生じる場合があるといった課題があります。

国の制度に合わせ負担軽減できるよう実施に努めていきます。

## ■居宅訪問により児童発達支援を提供するサービス

重症心身障がい児などの重度の障がい児などであって、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行うものです。

### □今後の方向性

外出が困難な児童へ児童発達支援を提供するサービスは不足しているため、児童発達支援センターの整備も含め、居宅訪問による児童発達支援を実施できるよう努めます。

## ■保育所等訪問支援の支援対象の拡大

これまでの保育所、幼稚園、小学校など、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの(放課後児童クラブなど)に、乳児院、児童養護施設に入所している障がい児を対象者として新たに追加し、児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うものです。

- 障がい児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練など)
- 訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法などの指導など)

### □今後の方向性

現在、本町の療育支援事業にて、保育所へ臨床心理士と保健師などが出向き、保育所等訪問支援と同様の事業を実施しております。幼稚園に通う児童については、山元支援学校の協力を得て実施していますが、町外にある乳児院、児童養護施設に入所している児童への対応は困難であるため、障がいのある児童が適切な療育を早期に受けられることができるよう、児童発達支援センターの整備も含め、実施について検討していきます。

### ■医療的ケアを要する障がい児に対する支援

人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児(医療的ケア児)を対象に、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めるものです。

- 関係機関の連携の場の設置
- 技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築

#### □今後の方向性

医療的ケアの支援が必要な人の受け入れが円滑に進められるよう、関係機関と検討していきます。

### ■補装具費の支給範囲の拡大

成長にともなって短期間での交換が必要となる障がい児や、障がいの進行により、短期間の利用が想定される補装具、仮合わせ前の試用など(今後、関係者の意見も踏まえて具体的に検討される予定)の場合について、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障がい者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とするものです。

#### □今後の方向性

宮城県リハビリテーション支援センターの規定や判定に基づき補装具費を支給しているため、貸与制度の開始次第、その規定に準じて対応していきます。



# 第3編

## 計画の達成目標



# 第1章 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

## (1)福祉施設入所者の地域生活への移行

### ○国の考え方

- 令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- 令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末の施設入所者数の5%以上削減する

### ○亘理町における目標

令和4年度末時点施設入所者数(A)	38人
うち、令和8年度末時点の地域生活移行者数目標値(B)	3人
移行割合(B/A)	7.3%

※施設入所者数の削減目標は、宮城県の方針に従い、設定していません。

## (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ○国の考え方

1. 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数(各都道府県で設定)
□精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする
2. 精神病床における1年以上長期入院患者数(各都道府県で設定)
□令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定
3. 精神病床における早期退院率(各都道府県で設定)
□令和8年度末における入院後3か月時点の退院率(68.9%以上)、入院後6か月時点の退院率(84.5%以上)、入院後1年時点の退院率(91.0%以上)を設定

### ○巨理町における目標

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	48人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	3回

本町では精神障がい者が地域の一員として、安心して暮らせるよう、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、自立した生活を支援できるよう、平成30年度より巨理町精神障害部会を協議の場として設置しています。

巨理町精神障害部会では相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、民生委員、地域ボランティアなどの関係者が集まり、地域移行や定着支援、地域包括ケアシステムの体制構築、地域の社会資源について協議しています。

### (3)地域生活支援拠点等の整備

#### ○国の考え方

□令和5年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討  
□令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める

#### ○巨理町における目標

整備方法(単独市町村・複数市町村)	単独
整備類型	多機能拠点整備型
整備時期	平成30年度
整備数	1箇所
検証・検討回数	2回

本町の地域生活支援拠点は、平成30年度に下記の機能を備えた多機能拠点整備型として整備しています。

##### ①相談機能(基幹相談支援センター、計画相談支援)

基幹相談支援センター、基本相談支援事業、指定特定相談支援事業とともに、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態などに必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行います。

##### ②緊急時の受け入れ・対応(短期入所、緊急短期入所)

短期入所を活用した常時の受け入れ体制などを確保した上で、介護者の急病などの緊急時の受け入れを行います。

##### ③体験の機会・場(地域移行支援)

病院や施設からの退院・退所後、自立した生活を送れるよう、障害福祉サービスの利用や自立のために必要な体験の機会・場を提供できるよう支援します。

##### ④専門的人材の確保・養成(コーディネーターの配置、専門的研修会)

医療的ケアが必要な障がい(児)者などに対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、支援者の技術力向上のための研修会などを実施し、人材の養成を行います。

##### ⑤地域の体制づくり(基幹相談支援センター、自立支援協議会)

巨理町自立支援協議会と連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築などを行います。

【巨理町地域生活支援拠点施設サービス内容】

機能	サービス名等	利用対象者	サービス内容等
居住支援機能	施設入所支援	知的障がい者、身体障がい者、難病、重症心身障がい者	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行う。また、本施設は、入所者全員が終身の場とは考えずに、本人の状態や家庭状況を考慮し、地域移行を積極的に行っていく。
地域支援機能	生活介護	全ての障がい者、難病	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。本施設は、生活訓練や機能訓練、医療的ケア対応などの利用者個々に合わせた活動メニューを設け、状況に応じて参加してもらう。また、入所者と併せ、在宅者も利用できる定員数を設ける。
	短期入所	全ての障がい(児)者、難病	在宅障がい者などの家族が、家庭の事情で一時的に介護ができない場合などの理由で、利用するサービス。これにより、本人及びその家族の在宅福祉の向上を図る。
	短期入所(緊急時受入)	全ての障がい(児)者、難病	巨理町在住者の障がい者への一時保護などによる、緊急時の受け入れ態勢を確保する。
	居宅介護重度訪問介護	全ての障がい(児)者、難病	在宅の障がい者を介護している家族などが、家庭の事情により介護ができない場合など、ホームヘルパーのサービスを利用する。これにより、本人及びその家族の在宅福祉の向上を図る。本施設では医療的ケアが必要な人にも対応しながら在宅者の支援を行う。
	基幹相談支援センター	全ての障がい(児)者、難病	社会福祉士や精神保健福祉士を配置し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関とし、総合相談及び専門相談、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行支援・地域定着支援、巨理町障害者等地域自立支援協議会の事務局運営などの業務を行う。また、情報センターとしての機能を有し、町内の障がい者への情報提供を常時行う。
その他の機能	診療所	全ての障がい(児)者、難病	医療的ケアを有する施設利用者をメインに一部一般来診を行う。

全てのサービスにおいて、医療的ケアを必要とする障がい者を受け入れています。

## (4)福祉施設から一般就労への移行

### ○国の考え方

1. 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業など(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などの事業)を利用することにより、一般就労へ移行

令和8年度中に、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする

令和8年度中に、令和3年度の一般就労への移行実績の就労移行支援を1.31倍以上とする

令和8年度中に、令和3年度の一般就労への移行実績の就労継続支援A型を1.29倍以上とする

令和8年度中に、令和3年度の一般就労への移行実績の就労継続支援B型を1.28倍以上とする

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする

2. 障がい者の一般就労への定着を図る

就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍以上とする

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

### ○巨理町における目標

#### ①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

令和4年度末時点の年間移行者数	0人
令和8年度末時点の年間移行者数	3人
うち就労移行支援事業利用者数	0人
就労継続支援A型事業利用者数	0人
就労継続支援B型事業利用者数	0人

#### ②就労定着支援事業の利用者数の増加

令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 (R3の1.41倍以上)	7人
----------------------------------	----

## (5)障がい児支援の提供体制の整備

### ○国の考え方

<p>1. 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</p> <p>□令和8年度末までに、各市町村または各圏域に1箇所以上、児童発達支援センターを設置</p> <p>□令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する</p>
<p>2. 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保</p> <p>□令和8年度末までに、各市町村または各圏域に1箇所以上、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を確保</p>
<p>3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置</p> <p>□令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設置及び医療的ケア児などに関するコーディネーターを配置</p>

### ○巨理町における目標

①児童発達支援センターの整備と保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	
児童発達支援センターの設置	1箇所
②障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築	
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	体制構築
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの整備	
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等児童デイサービスの整備	1箇所
④医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関の協議の場の設置	
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1箇所
医療的ケア児などに関するコーディネーターの配置	1人



## (6)相談支援体制の充実・強化等

### ○国の考え方

- 令和8年度末までに、各市町村においてセンターを設置するとともに、各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保(共同設置を含む)
- 協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、取組を行うための体制を確保

### ○巨理町における目標

基幹相談支援センターの設置数	1箇所
地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言件数	60件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	7件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回
個別事例の検討回数	130回

## (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ○国の考え方

- 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

### ○巨理町における目標

①障害福祉サービスなどに係る各種研修の活用		
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を維持		継続
②障害福祉サービスなどに係る各種研修の活用		
県が実施する障害福祉サービスなどに係る研修などへの町職員の参加人数		10人

## 第2章 本町における障害福祉サービスの見込量

### 1 自立支援給付事業の実施状況及び見込量

#### (1) 訪問系サービス

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	24人	25人	26人	39人	41人	42人
	サービス量 (1月あたりの時間数)	300時間	315時間	330時間	420時間	440時間	460時間
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	26人	35人	37人			
	サービス量 (1月あたりの時間数)	328時間	354時間	402時間			
達成度	実利用者数	108.3%	140.0%	142.3%			
	サービス量	109.3%	112.4%	121.8%			

※令和5年度は8月末現在

実利用者数とサービス量は、ともに増加傾向で推移しています。

見込量に対して、実利用者数は、令和3年度は108.3%、令和4年度は140.0%と見込量を上回る水準となっています。サービス量についても見込量を上回る水準となっています。

令和6年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、39～42人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

また、地域の資源を活かし、自分らしい暮らしを住み慣れた地域で続けられるように、在宅サービスの充実を検討していきます。

## (2)日中活動系サービス

### ①生活介護

		実績			見込		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	63人	64人	65人	64人	65人	66人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	1,323人日	1,344人日	1,365人日	1,240人日	1,260人日	1,280人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	62人	62人	64人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	1,171人日	1,200人日	1,165人日			
達成度	実利用者数	98.4%	96.9%	98.5%			
	サービス量	88.5%	89.3%	85.3%			

※令和5年度は8月末現在

実利用者数は62～64人の横ばいで、サービス量は1,171人日から1,200人日の範囲で推移しています。

見込量に対して、実利用者数、サービス量ともに令和3年度から令和5年度まで、見込量を下回る水準となっています。

令和6年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、64～66人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

## ②自立訓練(機能訓練)

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	0人	0人	0人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	0人日	0人日	0人日			
達成度	実利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			
	サービス量	0.0%	0.0%	0.0%			

※令和5年度は8月末現在

実利用者数は令和3年度以降0人ですが、今後も利用される可能性があることから、令和6年度以降も各年度1人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

## ③自立訓練(生活訓練・宿泊型自立訓練)

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	5人	6人	7人	2人	2人	2人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	181人日	213人日	245人日	47人日	47人日	47人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	2人	1人	2人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	54人日	9人日	40人日			
達成度	実利用者数	40.0%	16.7%	28.6%			
	サービス量	29.8%	4.2%	16.3%			

※令和5年度は8月末現在

実利用者数は1～2人、サービス量は9～54人日で推移しています。

見込量に対して、実利用者数、サービス量ともに令和3年度から令和5年度まで、見込量を下回る水準となっています。

令和6年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、各年度2人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

#### ④就労移行支援

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	7人	9人	11人	9人	9人	9人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	127人日	163人日	199人日	155人日	155人日	155人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	8人	9人	8人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	131人日	166人日	129人日			
達成度	実利用者数	114.3%	100.0%	72.7%			
	サービス量	103.1%	101.8%	64.8%			

※令和5年度は8月末現在

実利用者数は8～9人の横ばいで推移しており、令和3年度の達成度は114.3%でしたが、以降は減少傾向で、令和5年度は見込量を下回っています。

サービス量も129人日～166人日で推移しており、令和3年度の達成度は103.1%でしたが、以降は減少傾向で、令和5年度は見込量を下回っています。

令和6年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、各年度9人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

### ⑤就労継続支援(A型・B型)

就労継続支援A型		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	20人	22人	24人	25人	26人	27人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	413人日	434人日	455人日	492人日	511人日	531人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	24人	23人	24人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	451人日	451人日	454人日			
達成度	実利用者数	120.0%	104.5%	100.0%			
	サービス量	109.2%	103.9%	99.8%			

就労継続支援B型		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	87人	88人	89人	125人	133人	141人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	1,557人日	1,574人日	1,591人日	2,145人日	2,283人日	2,420人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	101人	109人	117人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	1,718人日	1,806人日	2,008人日			
達成度	実利用者数	116.1%	123.9%	131.5%			
	サービス量	110.3%	114.7%	126.2%			

※令和5年度は8月末現在

就労継続支援A型は実利用者数、サービス量ともに横ばいの傾向にあり、ほぼ見込量通りの水準となっています。就労継続支援B型については、微増に推移しており、見込量を上回る水準となっています。

令和6年度以降は、これまでの利用実績に準じた利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

## ⑥就労定着支援

		実績			見込		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	4人	5人	6人	4人	4人	4人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	3人日	3人日	3人日	4人日	4人日	4人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	5人	4人	4人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	5人日	4人日	4人日			
達成度	実利用者数	125.0%	80.0%	66.7%			
	サービス量	166.7%	133.3%	133.3%			

※令和5年度は8月末現在

就労定着支援は令和元年度よりサービスの提供を開始しました。

実利用者数は横ばいの傾向にあり、令和4年度からは見込量を下回る水準となっています。

令和6年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、各年度4人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

## ⑦療養介護

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	7人	7人	7人	7人	7人	7人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	7人	7人	7人			
達成度	実利用者数	100.0%	100.0%	100.0%			

※令和5年度は8月末現在

実利用者数は見込量通りで、毎年7人で推移しており、達成度は100%となっています。

令和6年度以降もこれまでと同水準の利用を見込み、サービス提供を図っていきます。

## ⑧短期入所(福祉型)

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	10人	21人	23人	21人	23人	25人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	102人日	107人日	112人日	126人日	138人日	150人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	22人	18人	25人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	136人日	104人日	134人日			
達成度	実利用者数	220.0%	85.7%	108.7%			
	サービス量	133.3%	97.2%	119.6%			

※令和5年度は8月末現在

短期入所(福祉型)の実利用者数は18~25人、サービス量は104~136人日で推移しています。実利用者数、見込量は令和3年度までは上回る水準となっていました。令和4年度では一旦下回り、令和5年度で再び上回りました。

令和6年度以降は、これまでの利用実績を踏まえて21~25人の利用者数を見込み、サービスの提供を図っていきます。



### ⑨短期入所(医療型)

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	3人	4人	5人	1人	1人	1人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	24人日	32人日	40人日	7人日	7人日	7人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	0人	1人	1人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	0人日	6人日	7人日			
達成度	実利用者数	0.0%	25.0%	20.0%			
	サービス量	0.0%	18.8%	17.5%			

※令和5年度は8月末現在

短期入所(医療型)については、実利用者数は3～5人、サービス量は24～40人日を見込んでいましたが、実績値は実利用者数0～1人、サービス量0～7人日と、いずれも見込量を下回っています。

令和6年度以降もこれまでの利用実績を踏まえ、サービスの提供を図っていきます。

### ⑩自立生活援助

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	0人	0人	0人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	0人日	0人日	0人日			
達成度	実利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			
	サービス量	0.0%	0.0%	0.0%			

※令和5年度は8月末現在

令和2年度より、新規にサービスの提供を開始しました。

見込量1人でしたが、実績値は0人でした。

令和6年度以降も前回計画と同様の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

### (3)居住系サービス

#### ①共同生活援助(グループホーム)

		実績			見込		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	43人	44人	45人	55人	57人	59人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	49人	50人	53人			
達成度	実利用者数	114.0%	113.6%	117.8%			

※令和5年度は8月末現在

実利用者数は微増傾向にあり、見込量をやや上回る水準で推移しています。

令和6年度以降も、これまでの利用水準から利用が拡大していくと見込み、サービスの提供を図っていきます。

#### ②施設入所支援

		実績			見込		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	42人	43人	44人	38人	38人	38人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	40人	38人	38人			
達成度	実利用者数	95.2%	88.4%	86.4%			

※令和5年度は8月末現在

実利用者数はほぼ横ばいで推移していますが、見込量をやや下回る水準となっています。

令和6年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、各年度 38 人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

## (4)相談支援

### ①計画相談支援

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	56人	58人	60人	68人	68人	68人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	68人	66人	60人			
達成度	実利用者数	121.4%	113.8%	100.0%			

※令和5年度は8月末現在

実利用者数は68人から60人へと減少傾向に推移しており、令和3年度と令和4年度では見込量を上回っていましたが、令和5年度は見込量通りとなっています。

令和6年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、各年度68人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

### ②地域移行支援

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	1人	2人	2人	1人	1人	1人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	0人	0人	0人			
達成度	実利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			

※令和5年度は8月末現在

実利用者数は令和3年度以降0人ですが、今後も利用される可能性があることから、令和6年度以降も各年度1人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

### ③地域定着支援

		実績			見込		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	1人	2人	2人	1人	1人	1人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	0人	0人	0人			
達成度	実利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			

※令和5年度は8月末現在

実利用者数は令和3年度以降0人ですが、今後も利用される可能性があることから、令和6年度以降も各年度1人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

## 2 地域生活支援事業の実施状況及び見込量

### ①相談支援事業

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	事業所数	3箇所	4箇所	5箇所	4箇所	4箇所	4箇所
実績値	事業所数	3箇所	3箇所	4箇所			
達成度	実利用者数	100.0%	75.0%	80.0%			

※令和5年度は8月末現在

令和3年度以降、毎年1事業所の増設を見込んでいましたが、令和4年度、令和5年度はともに見込量を下回る水準となりました。

令和6年度以降は、現状維持となる各年度4箇所を見込み、サービス提供を図っていきます。

### ②日常生活用具給付事業

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	介護・訓練支援用具	4件	4件	5件	4件	4件	4件
	自立生活支援用具	3件	3件	3件	3件	3件	3件
	在宅療養等支援用具	4件	4件	5件	2件	2件	2件
	情報・意思疎通支援用	3件	3件	5件	5件	5件	5件
	排せつ管理支援用具	650件	650件	660件	690件	690件	690件
	居宅生活動作補助用具	2件	2件	3件	2件	2件	2件
実績値	介護・訓練支援用具	0件	2件	3件			
	自立生活支援用具	1件	1件	2件			
	在宅療養等支援用具	1件	2件	0件			
	情報・意思疎通支援用	4件	4件	2件			
	排せつ管理支援用具	662件	727件	386件			
	居宅生活動作補助用具	1件	0件	0件			
達成度	介護・訓練支援用具	0.0%	50.0%	60.0%			
	自立生活支援用具	33.3%	33.3%	66.7%			
	在宅療養等支援用具	25.0%	50.0%	0.0%			
	情報・意思疎通支援用	133.3%	133.3%	40.0%			
	排せつ管理支援用具	101.8%	111.8%	58.5%			
	居宅生活動作補助用具	50.0%	0.0%	0.0%			

※令和5年度は8月末現在

令和3年度と令和4年度の情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具など、年度により見込量を上回る水準となることもありますが、全般的に、見込量を下回る水準となっています。

令和6年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、同程度か、やや上回る件数を見込み、サービスの提供を図っていきます。

### ③移動支援

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	15人	15人	16人	8人	8人	8人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	9人	6人	7人			
達成度	実利用者数	60.0%	40.0%	43.8%			

※令和5年度は8月末現在

実利用者数は6～9人の範囲で推移しており、見込量を下回る水準となっています。

令和6年度以降は実績を踏まえて各年度8人を見込み、サービスの提供を図っていきます。

### ④地域活動支援センター機能強化事業

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	サービス量 (1月あたりの人日分)	12人	13人	14人	11人	11人	11人
実績値	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	10人	10人	11人			
達成度	実施箇所数	100.0%	100.0%	100.0%			
	サービス量	83.3%	76.9%	78.6%			

※令和5年度は8月末現在

実施箇所数は見込量通りに1箇所を達成できていますが、サービス量は10～11人の横ばいとなり、見込量を下回る水準で推移しています。

令和6年度以降は実績を踏まえて各年度11人を見込み、サービスの提供を図っていきます。

### ⑤意思疎通支援事業

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	延べ利用者数	150人	150人	150人	80人	80人	80人
実績値	延べ利用者数	67人	78人	72人			
達成度	延べ利用者数	44.7%	52.0%	48.0%			

※令和5年度は8月末現在

延べ利用者数の実績値は67～78人の範囲で横ばいの傾向にあり、見込量を下回る水準となっています。

令和6年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、各年度80人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

### ⑥日中一時支援事業

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	5人	5人	5人	2人	2人	2人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	2人	1人	2人			
達成度	実利用者数	40.0%	20.0%	40.0%			

※令和5年度は8月末現在

毎年5人の見込量に対し、実利用者数は1～2人の横ばいで推移しており、見込量を下回る水準となっています。

令和6年度以降は、これまでの実績を踏まえ、各年度2人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

## ⑦訪問入浴サービス

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	5人	5人	5人	5人	5人	5人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	5人	5人	4人			
達成度	実利用者数	100.0%	100.0%	80.0%			

※令和5年度は8月末現在

実利用者数は4～5人で、おおむね見込量通りに推移しています。

令和6年度以降も、これまでの実績を踏まえて各年度5人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

## ⑧自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許取得		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量		1件	1件	1件	2件	2件	2件
実績値		2件	1件	2件			
達成度		200.0%	100.0%	200.0%			

自動車改造助成		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量		1件	1件	1件	1件	1件	1件
実績値		0件	0件	3件			
達成度		0.0%	0.0%	300.0%			

※令和5年度は8月末現在

自動車運転免許取得については、毎年1件の見込量に対して、令和3年度と令和5年度は各2件の実績となり、見込み量を上回っています。

令和6年度以降は、これまでの実績を踏まえ、各年度2人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

自動車改造助成については、令和5年度に3件の利用があったことを踏まえ、令和6年度以降も各年度1件の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。



### 3 障がい児支援事業の実施状況及び見込量

#### (1) 障害児通所支援

##### ① 児童発達支援

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	10人	11人	12人	27人	33人	39人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	119人日	129人日	139人日	310人日	370人日	430人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	15人	21人	17人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	185人日	250人日	174人日			
達成度	実利用者数	150.0%	190.9%	141.7%			
	サービス量	155.5%	193.8%	125.2%			

※令和5年度は8月末現在

実利用者数は15～21人、サービス量は174～250人日で、ともに見込量を上回る水準で推移しています。

令和6年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、利用増を見込み、サービスの提供を図っていきます。

##### ② 放課後等デイサービス

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	36人	37人	38人	62人	70人	78人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	480人日	493人日	506人日	854人日	978人日	1103人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	38人	43人	54人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	480人日	603人日	729人日			
達成度	実利用者数	105.6%	116.2%	142.1%			
	サービス量	100.0%	122.3%	144.1%			

※令和5年度は8月末現在

実利用者数、サービス量はともに令和3年度から令和5年度にかけて増加傾向にあり、見込量を上回る水準で推移しています。

令和6年度以降は、これまでの利用実績を踏まえ、利用増を見込み、サービスの提供を図っていきます。

### ③保育所等訪問支援

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	2人日	2人日	2人日	1人日	1人日	1人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	0人	0人	0人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	0人日	0人日	0人日			
達成度	実利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			
	サービス量	0.0%	0.0%	0.0%			

※令和5年度は8月末現在

令和2年度より、新規にサービスの提供が始まりました。

実利用者数は令和3年度以降0人ですが、今後も利用される可能性があることから、令和6年度以降も各年度1人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

### ④居宅訪問型児童発達支援

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	サービス量 (1月あたりの人日分)	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	0人	0人	0人			
	サービス量 (1月あたりの人日分)	0人日	0人日	0人日			
達成度	実利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			
	サービス量	0.0%	0.0%	0.0%			

※令和5年度は8月末現在

令和2年度より、新規にサービスの提供が始まりました。

実利用者数は令和3年度以降0人ですが、今後も利用される可能性があることから、令和6年度以降も各年度1人の利用を見込み、サービスの提供を図っていきます。

## (2)相談支援

### ①障害児相談支援

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	13人	14人	15人	26人	29人	32人
実績値	実利用者数 (1月あたりの利用者数)	17人	20人	23人			
達成度	実利用者数	130.8%	142.9%	153.3%			

※令和5年度は8月末現在

実利用者数は増加傾向にあり、令和3年度から見込量を上回る水準で推移しています。

令和6年度以降はこれまでの利用実績を踏まえた利用者数を見込み、サービスの提供を図っていきます。

### ②発達障がい者に対する支援

		実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)				10人	10人	10人
	ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(児童福祉施設職員)				14人	14人	14人
実績値	ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	5人	9人	8人			
	ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(児童福祉施設職員)	5人	7人	4人			
達成度	ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)						
	ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(児童福祉施設職員)						

令和6年度以降はこれまでの利用実績を踏まえた利用者数を見込み、サービスの提供を図っていきます。



# 資料編



# ■ 亙理町障害者計画等策定委員会

## (1) 設置要綱

平成 20 年 10 月 31 日  
告示第 115 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画(以下これらを「計画」という。)の策定にあたり、障害者福祉の推進について、広く町民の意見を聴取するため、亙理町障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、障害者施策に関し識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、計画の策定終了までとする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 26 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 8 日告示第 27 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## (2)委員名簿

任 期 自:令和 5 年11月21日

至:令和 6 年 3 月31日

(敬称略)

No.	役職	氏 名	区分	摘要	備考
1	委員長	米 谷 俊 男	医 師	巨理郡医師会 監事(巨理整形外科 院長)	
2	副委員長	岡 崎 正 利	民生委員	巨理町民生委員児童委員協議会 会長	
3	委 員	高 階 憲 之	医 師	南浜中央病院 理事長	
4	委 員	太 田 裕	障がい者の保護者	巨理町ほのぼの園保護者会 会長	
5	委 員	齋 藤 麻 紀	障がい児の保護者	ベリーの会 副代表	
6	委 員	岩 佐 朱 貴	障がい児 サービス事業所	児童発達支援事業所・放課後等デイサービス このみ 管理者	
7	委 員	日 下 幸 子	障がい児 サービス事業所	児童発達支援事業所・放課後等デイサービス にじいろひよこ園巨理 管理者	
8	委 員	丸 子 司	団体職員	巨理町社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	
9	委 員	白 江 浩	団体職員	難病ホスピスケア巨理ありのまま舎 施設長	
10	委 員	小 石 澤 邦 彦	団体職員	就労継続支援 B 型 えいむ巨理 施設長	
11	委 員	渡 部 将 也	団体職員	株式会社 アップルファーム 取締役	
12	委 員	齋 藤 栄 樹	相談支援専門員	相談支援センター 県南ありのまま舎 センター長	
13	委 員	菊 地 理	相談支援専門員	基幹相談支援センター 巨理ありのまま舎 センター長	
14	委 員	佐 藤 正	団体職員	障害者就業・生活支援センター わ〜く	





# 巨理町障がい者プラン

第3期 障害者計画(改訂)  
第7期 障害福祉計画  
第3期 障害児福祉計画

令和6年3月

編集・発行	巨理町 福祉課  〒989-2393 宮城県巨理郡巨理町字悠里1番地 TEL:0223-34-1111(代表)
-------	---